



始



2725-5



實業補習教育研究

樹	良	地	菊
穂	静	木	鈴
市	啓	口	山
	著	共	

東京
明倫堂藏版

大正
12.4.20
内交

序

實業補習教育の制度が確立せられてから三十餘年を經過し、今や全國一萬二千の市町村中、其の九割に實業補習學校の設置を見るに至つたのは洵に喜ぶべきことである。併し其の内容に於ては改善刷新を要するもの甚だ多く、所期の成績を擧ぐる能はざる實況にあるは、何人も首肯する所であらうと思ふ。而も現下我が國の情勢は、民衆一般に對して遍く職業的知能を興へ、公民的訓練を施すの要益々切なるものあり、之が爲には實業補習教育を普及し、其の徹底を期するを以て最要の急務と爲すは固より言を須たぬ所である。

予等は實業補習教育に就いて特殊の研究を有するものではないが、従來斯教育に従うて得たる多少の經驗を基として茲に本書を編

纂することとした。非常に稿を急いだので、疎漏杜撰の點からぬことと思ふが、聊かなりとも斯教育の改善に資することを得ば、是れ望外の幸である。

大正十二年三月三十一日

著 者 識

近鏡 實業補習教育研究 目次

第一章 緒論.....一

第一節 實業補習教育の振興.....一

第二節 實業補習教育の意義及目的.....四

一 實業補習教育の意義.....四

二 實業補習教育の目的.....六

第三節 労働問題と實業補習教育.....三

一 労働問題の起原と工場法.....三

二 現時の労働問題.....三

三 労働問題の解決と實業補習教育.....六

第四節 農村問題と實業補習教育.....七

一 小作爭議の原因.....八

二 要求條件の變遷.....九

三 運動の手段.....一〇

- 四 農村の現況 三三
- 五 當局の對策 三四
- 六 農業不利に農村問題 三五
- 七 農村の振興に實業補習教育 三六

第二章 我が國の實業補習教育

- 第一節 明治の實業補習教育 三七
- 第二節 大正の實業補習教育 四〇
- 第三節 實業補習教育制度改正 四三
- 第四節 實業補習教育の現状 四九

第三章 歐米の實業補習教育

- 第一節 獨逸の實業補習教育 五七
- 一 沿革 五七
- 二 ケルシエンシュタイナー氏の意見 六九
- 三 ミュンヘン市に於ける實業補習教育 七〇

- 第二節 米國の實業補習教育 七〇
- 一 スミスヒューズ條例 七〇
- 二 紐育州に於ける實業補習學校に關する教育法令 七四
- 三 補習學校教育の實際 七六
- 第三節 英國の實業補習教育 七三
- 一 フイツシャー條例 七三
- 二 フイツシャー條例と實業補習教育 七三
- 第四節 佛國の實業補習教育 七六
- 第五節 丁抹の實業補習教育 七六

第四章 實業學校令及實業補習學校規程

- 一 實業學校令改正の要旨 七五
- 二 實業補習學校規程改正の要旨 七五

第五章 農村に於ける實業補習學校の施設

- 第一節 設 置 七九

- 第二節 組織及修業年限.....151
 - 一 通年制季節制.....151
 - 二 修業年限.....154
 - 三 教授時刻.....155
 - 四 教授季節と教授時刻.....155
- 第三節 編制.....155
- 第四節 學科目.....156
- 第五節 教授時數及時間配當.....156
- 第六節 入學及卒業.....156
 - 一 入學の時期.....156
 - 二 入學資格及卒業.....156
- 第七節 休日.....156
- 第八節 授業料.....156
- 第九節 學則.....156
- 第十節 設備.....156
 - 一 校舍 教室.....156

- 二 教授用設備.....157
- 三 採光設備.....157
- 四 研究設備.....157
- 五 實習地及農舍.....157
- 六 備品類.....157
- 七 娛樂的設備.....157
- 八 衛生的設備.....157
- 九 教員住宅.....157

第六章 農村に於ける實業補習學校の教授.....157

- 第一節 教授の基礎としての農村の調査.....157
- 第二節 教授の方針と教材の選擇及排列.....157
 - 一 教授の方針.....157
 - 二 教材の選擇.....157
 - 三 教材の排列.....157
- 第三節 教授上の注意.....157

第四節 前期に於ける教授……………二二七

一 教授の方針及教材の選擇排列……………二二七

二 修身科教授……………二四〇

三 理科及農業科教授……………二四〇

四 教授細目……………二五二

五 國語科教授……………二六二

六 數學科教授……………二六九

第五節 後期に於ける教授……………二七六

一 修身科教授……………二七六

二 農業科教授……………二八三

 (一) 教材の選擇……………二八

 (二) 教材の排列……………二八九

 (三) 教授細目……………二九四

三 數學科教授……………三〇三

第六節 教科書……………三〇九

第七章 農村に於ける實業補習學校の實習と實驗……………三〇九

第一節 實習の目的……………三〇九

第二節 實習の設備……………三〇九

一 實習地……………三〇九

二 農具……………三〇九

三 農舍其の他の建物……………三〇九

四 實習指導用表簿類……………三〇九

第三節 學校實習の指導……………三〇九

一 學校實習地の區劃及分擔……………三〇九

二 學校實習の種類……………三〇九

三 實習課程……………三〇九

四 實習教材の選擇排列……………三〇九

五 輪作一覽表の作製……………三〇九

六 栽培の設計……………三〇九

七 實習の指導と其の注意……………三〇九

第四節 家庭實習の指導……………四六四

一 家庭實習の意義……………四六四

二 家庭實習指導法……………四六四

第五節 實習の奨励……………四六五

一 品評會……………四六五

二 見學旅行……………四六六

三 見學旅行……………四六六

第六節 實驗の設備と園上實驗……………四六六

一 實驗の設備……………四六七

二 主なる園上實驗……………四六九

第八章 實業補習學校に於ける訓練……………四七三

第二節 青年期と訓練……………四七三

第二節 訓練の要旨……………四七三

第三節 教授と訓練……………四七五

一 教授と訓練の合致……………四七七

二 教授訓練に對する教師の態度……………四八〇

第四節 訓練の法案……………四八二

一 道德的訓練……………四八二

二 職業的訓練……………四八四

三 公民的訓練……………四八五

第五節 訓練と自治……………四八六

第六節 訓練と外部との關係……………四八七

第七節 訓練と就學出席……………四九五

第九章 高等の實業補習學校と壯年教育……………四九三

第一節 高等の實業補習教育の必要……………四九三

第二節 研究科の學科目及教材……………四九五

第三節 研究科の教授……………四九七

第四節 研究科に於ける訓練……………四九九

第五節 壯年教育の必要……………五〇〇

第六節 實業補習教育と壯年教育……………五〇三

第七節 壯年者教育法……………五〇四

第十章 都市に於ける實業補習學校

第一節 都 市……………五二七

第二節 都市に青年……………五二八

第三節 組織及設備……………五二九

第四節 修業年限學科目……………五三〇

一 男子工業補習學校……………五三〇

二 男子商業補習學校……………五三三

第五節 教授及訓練……………五三五

一 教 授……………五三五

二 訓 練……………五三五

第六節 結 論……………五三六

第十一章 女子實業補習學校

第一節 概 論……………五三八

第二節 組織及修業年限……………五三九

第三節 設 備……………五三九

第四節 學科課程……………五四〇

第五節 教授及訓練……………五四〇

第六節 結 論……………五四一

第十二章 實業補習學校に於ける地方教化の施設

第一節 町村理事者の電醒……………五四二

第二節 青年の修養に青年團……………五四六

第三節 處女會の振興……………五四三

第四節 農業の發達と農會……………五四二

第五節 産業組合の奨勵……………五四四

第十三章 實業補習學校に於ける教員

第一節 業補習學校に於ける教員……………五七七

第二節 實業補習學校教員の特質……………五七九

第三節 實業補習學校教員の資格……………五八一

第十四章 結 論……………六元

第四節 實業補習學校教員の待遇分限……………六九元

第五節 實業補習學校教員の養成……………六三元

第六節 専任教員に對する國庫補助……………六三元

近軌 實業補習教育研究 目次終

近軌 實業補習教育研究

菊地良樹 鈴木静穂 山口啓市 共著



第一章 緒 論
第一節 實業補習教育の振興

現今盛んに唱導されて居る労働問題なり農村問題なりは其窮局をなする所は從來の不公平不平等から脱却して社會の總ての個人の公平平等を叫ぶものである。總ての權利義務を平等にしあらゆる財の分配を公平にしようとするのである。併しながら吾人の所見を以てすれば現在の社會問題は餘りに物質的方面に於ける分配の公平を希望するに偏して居る。博士戸田海氏は「文化生活と知識の民衆化」と云ふ論文を掲げて、「現在の社會問題は餘り

に物質的方面の分配の公平を獲んとするに偏して居る。眞に理想的な國家社會を建設せん
 まするには物質上の分配の公平よりも尙知識の公平なる分配を重しとしなくてはならない。
 之れ所謂知識の民衆化であつて、知識をして單に知識階級の壟斷に委せないで廣く一般民衆
 に普及するを喫緊のこゝむする」に至言ではあるまいか。知識を民衆化すると同時に
 更に技能的陶冶の向上も十分に考へなくてはならない。

現在我國教育の實情を見るに、小學校卒業者は年々約百二十萬ある。其中更に上級學校
 に進學する者が約二十萬であつて、僅に前者の約十八パーセントにしか當つて居ない。即ち
 國民の約八十二パーセントは小學校のみで教育を終つて居る。故に此の大部分を爲して居
 る小學校を卒業したのみの者の教育如何は、國家社會の改造上大なる意義を有しなくてはな
 らない。従來は是等少數の者の教育に腐心し、學費の供給が豊なる者の爲に國家若くは府縣
 は多くの費用を之に投じて居つた。斯くして勞働者は何處までも勞働階級に止り、知識階級
 は知識階級として特立し、兩階級間の溝渠は益々其深度を加へるのみである。此の二つの階
 級の融合が成立されぬ限り到底社會問題は解決せられまい。中澤臨川氏は曰く「階級の對
 立は罪惡の對立である二つの階級の聯盟又は妥協云ふやうな不自然な現象は考へられな
 いこゝである、丁度虎と狼との道伴れが考へられぬやうに」云。

國民教化の水準線を高める爲に義務教育年限の延長が叫ばれて居る。勿論さうなくては

ならない事である。併しながら吾人は我國小學校教育の内容を稽へ、更に現在の狀態に於て
 國民の實力が義務教育年限延長に對して果して堪へ得らるゝや否や之を攷究しなくてはな
 らない。従來の小學校は少くも次のやうなものである。「従來我が國の教育は小學校の内
 に閉籠り、其の城壁を高うして教化の力を學校以外の實際社會に及ぼさず、教育と云へば直ち
 に學校云ふが如き狭い範圍に於て行ふものと考へられてゐた。かくして教育は常に孤立
 的であつて、學校と社會とは何等の交渉聯絡なく、隨つて社會の實情に迂遠であつて、寧ろ社會
 の進歩には後れがちの感があつた」(乗杉文部事務官談) 小學校のみならず中等以上の諸學
 校殊に實業學校の如きに於てすらも、尙且社會と掛離れた教育が行はれて居るのを見る。

教育は其の社會と密接なる交渉に於て立たなければならぬ。教育は生活の準備でなく、
 生活それ自身が教育の本質でなくてはならない。義務教育を延長する以前に於て先づ教育
 の内容を斯の如く改めなければならぬ。文化は進み生活の程度は向上した。人間の社會
 的生存は益々困難を訴へて來た。出來得るだけ早く生業につきパンを得なければならぬ。
 之れ國民大多數の聲であり實態である。併しながら他方に於ては社會の進歩に後れないや
 う、修養を要するに急なるものがある。茲に於て一見兩立し得ない二つの要求が生れた。従
 來の教育制度、否教育の實際に於ては、到底二者は兩立し得なかつたのである。生業に就けば
 教育は廢さなくてはならない。教育を受けるにはパンが獲られるどころか、多大な學費を投

せなければならぬ。斯くして學資の供給豊ならぬ國民の大多數は、それ以上の教化に浴するこゝが出来なかつたのである。尙現在も斯くあるのである。此の二つの要求が満足に解決し得らるゝか、或は公費教育制度が實施せられない限り徒らに義務教育年限のみを延長しても、到底國民教化の水準線は上らないこゝと思ふ。今や民衆文化の提唱、股賑を極めるに至つたけれども、多くは抽象的の論議に止り、更に歩を進めて、然らば如何にして民衆文化を高めるか、知識の民衆化は如何にすべきかと云ふ具體的の方案に付ては、吾人不幸にして未だその多くを聞かない。予は信するのである。此の問題を極めて明快に解決し去るものは、實業補習教育の完備徹底である。現代の社會問題の根本的解決策を知識の民衆化に置くならば、其の具體的實施方策を實業補習教育の徹底に依るを最上策と信するのである。吾人は斯る意味に於て補習教育の振興を世の識者に訴へる者である。遮莫知識の公平なる分配——補習教育の徹底之れ吾人の常に忘れんとして忘れ得ない問題なのである。

第二節 實業補習教育の意義及目的

一 實業補習教育の意義

實業補習教育は、實業補習學校規程に示されてある通り、小學校を卒へ現に職業に従事する

者に對し、職業に關する知識技能を授けると共に、國民生活に須要なる教育を施すを目的とするものである。即ち之によつて實業補習教育は、

- 一 小學校を卒へて職業に従事する者に對する教育である。
 - 二 職業教育並國民公民としての教育を施すものである。
- と云ふことが知られる。小學校を卒へて職業に従事する者は之を二様に分けるこゝが出来る。

- 一 小學校を卒へ直ちに職業に従事する者。
- 二 小學校を卒へ更に他種の學校を経て職業に従事する者。

今日言ふ所の補習教育は其の第一項である。勿論重要なのは小學校を卒業して直ちに職業に従事する者に對する教育である。併しながら第二項も輕々に附すこゝは出来ない。補習教育と云へば程度の低い年齢の若い者に對する教育であるとのみ解するのは大なる誤りである。中等程度の學校の卒業者に對する補習教育も、將來益々重要視されなくてはならない。されば補習教育は程度の低い實業教育ではない。補習教育の特質は職業に従事して居る者に對する教育である。總ての他種の學校の生徒は職業を持つて居ない。少くもそれに依つて生活するの生業を持つて居ない。即ち學ぶが爲に生活の總てを捧げ消費のみで、少しも財の生産を爲さない。實業學校生徒が學校の實習場で實習に依り爲す所の生産は、彼

等生徒に取つては直接の生産はならない。然るに補習學校の生徒は生業を持つて居る。即ち生産をしながら消費して居るのである。働きながら學ぶ此の點は他に求めることが出来ない。補習學校の特質である。此の特質あるに依つて補習教育は何人にも機會均等に受け得られる教育である。最も新しい最もデモクラチックの教育制度である。されば吾人は補習教育の意義を次の如く言ひたい。

「實業補習教育は一定の職業に従事する者に對して其の精神的並物質的生活を上進擴充せんが爲に施す所の教育である」と。

二 實業補習教育の目的

實業補習教育の目的は實業補習學校規程に於て示してあるやうに、職業教育と公民教育とであることは言ふまでもない。

1 職業教育と公民教育

實業補習學校の教育の目的は、小學校教育の後を受けて一方には國民教育若くは公民教育を完成し國民とし又公民として立つべき資格を與へるに共に、他方には農工商何れかの職業に關する教育を與へて其の農工商何れかの方面に於て十分なる能率を發揮する力を養はし

めるにある。即ち第一の國民教育若くは公民教育は所謂修養上の目的であつて第二の職業教育は所謂實用上の目的である。歐米に於ける實業補習學校の教育の目的もその大綱を掲ぐれば此の二者に歸着するのである。

公民と云ふ言葉の意義に就ては、或人は直ちに法律上の公民、それを指すやうに解釋して居る。法律上に於ける公民とは一定の土地に二ケ年以上居住し、その町村の經費を負擔する二十五歳以上の男子に限られて、女子は總て公民ではない。斯様に公民の意義を解釋して怪まないのは補習教育の意義目的を諒解して居らないからであると思ふ。乃ち實業補習學校規程に定められたる公民は、社會生活を爲すに恰當せる人、云ふ意味で、換言すれば市町村民として、又國民社會民としての務めを立派に果して行ける人、云ふ意味である。そこで公民教育の場合には之を詳言すれば、其の中に教授上訓育上の兩方面の事が含まれなくてはならない。即ち公民たる資格を作る場合に、教授の上からさう云ふことを教へて行かねばならないか。又其の公民たる資格を作るには、訓育上如何なる行動を實際の上から練り上げて行かなければならないかと云ふやうに、教授上と訓育上との兩方面から見なければならぬのである。教授上から見れば修身は勿論公民たる資格に就て、道徳上からの説明を含めたものでなくてはならない。國語の中にも矢張り公民に關する事柄を入れて行かなければならない。然らば教授上修身科なり國語科なりに於て公民たる資格を理解せしめればそれで足りるか

と云ふに、それで以て公民が作られるには未だ不十分であつて、之に付ては公民を作ると云つて唯法制なり經濟なりのことを理解させただけで決して公民たる資格は得られない。公民たり國民たる者は一面に其の者に其の土地を愛する愛郷心を起させなくてはならない。或は國を愛する愛國心を起させなくてはならない。教育全體の目的から云ふに善良なる公民たらしめるには矢張り其の者の感情意思殊に郷土を愛し國を愛するに云ふ方面からも公民たる資格を養成することに考慮しなければならぬのである。善良なる公民を養成するから云つても、法制經濟等の學科さへ教へればそれで公民たる資格を作らせることが出来ると思ふのは淺薄なる考へである。尙公民たる資格を作るには法制經濟上の常識を與へ、愛國の精神を養ひ、更に廣く云へば現代に於ける文化生活を理解させて、自分は公民として自己生存上、社會共榮の爲めに斯様に今日の國家なり社會なりの發達の上に盡して行かなければならないに云ふ考へも與へてやらなければならぬ。更に訓育方面から見ると、公民教育は唯さう云ふことを教授しただけでは十分でない。訓育の方面からも公民たる資格を練らなくてはならないと云ふことになるのである。之れ今回文部省が指示した改正規程の説明にも訓育にも重きを置き、徳性の涵養を圖り、思想の善導に努むべきことを掲げられてゐるわけである。即ち實業補習學校に於ける教育の目的中公民教育は、單に教授だけで達成することは出来ない。更に訓育上から公民教育を施して行かなければならないのである。

職業教育は農工商何れかの職業に關する經濟上の能率を高める爲めの能力を養成するに外ならない。矢張り教授と訓育との兩方面から考究しなければならぬ。然らば實業補習學校に於ける職業教育はどう云ふ意味で之を與へて行かねばならないかと云ふに、生徒は農工商何れかの職業に對して既に日夕親炙して居るのであるから、之に理論的根據を與へるが、若くは實際やつて居ることを今後さう云ふやうに改良しなければならぬか、云ふやうに一步進んだ方針を與へるに云ふことになつて行かなくてはならない。僅な時間であるから十分な教授は出来ない。又實習も十分やらせると云ふ譯には行かない。仕事は自分がやつて居るが、その仕事は如何なる理論に基いてゐるか、仕事をやるに今後さう云ふ風に改良しなければならぬかと云ふ其の雛形を示し、若くは其の仕事に對して理論的根據を與へる、之はどうしても實業補習學校に於ける職業教育の趣旨でなくてはならない。職業教育で一つの専門の知識技能を與へたといつてそれでよいと云ふものではなく、更に訓育上から職業教育を十分にして行かなくてはならない。

即ち農工商等の職業は社會全體と如何なる關係に立ち、如何なる影響を及ぼしてゐるものであるか、換言すれば實業と云ふものは國家生活全體の上に如何なる位置、如何なる價值を持つて居るものであるかと云ふことを十分に理解させ、其の實業に従事するの目的を達成せしめ、進んで其の農工商何れかの實業に従事しようとする精神を作ること、所謂勤勞の精神を十

分に與へて行かなくては眞の職業教育たることは出来ない。獨逸に於ては此の點に就いて實業の要は手先の仕事にしても其の手足の働く場合には自己の全力を注いで衷心から其の職業を愛して働くこゝが人間の務めである。働くこゝに眞の愉快を感じ、全身の血を涌かして仕事に當るやうにしないでならぬ。唯機械的に手足を動かすのでは本當の勞働ではない。手足を働かすと同時に、至精神を籠めて勞働しなくてはならない。云ふこゝを啞しく説いて居るのである。我が國に於ても斯様な精神を起さなくては眞に職業に勤勉な人間は出來て來ないのである。それ故實業補習學校に於ける職業教育はかやうに解釋して實施しなければならぬのである。

2 公民教育と職業教育との關係

公民教育と職業教育との二つは對立すべきものであらうか、或は又否らざるものであらうか、之に就て米國に於ける教育家の意見に依るに、人間を作ると云ふこゝ、即ち國民公民を作り上げると云ふこゝ、實業的陶冶をなすと云ふこゝは實は一つである。人間を作り上げるには、國民公民を作り上げるに云ふこゝ、或る職業に堪能にして經濟上の能率を高めるやう作り上げると云ふことを二つの別個のものゝやうに考へるのは誤りである。換言すれば今日公民と言はるべき者は、矢張り經濟上の能率を高め得る人間でなくてはならない。經濟

上の能率を高め得ない者は今日の國民たるに適しない。斯様に解釋して行かなければならない。今日人間として國民公民として生活する場合に、實業が理解されず、實業上の能率が高め得られない者は、今日の善良有爲なる國民公民とは言へない。實業に關する知識技能、所謂専門のこととなく、寧ろ常識とならなくてはならない。之れ國民生活は、矢張り實業に關係したる生活であるからである。斯様に考へるに、公民教育と職業教育とは今日餘りに區別し過ぎて居るのではないか。實際我が國の普通教育に實業教育とは性質の異つたものゝやうに考へられて居る傾向があるが、米國では分離して考へるのは教育の目的を誤つて居ると云ふやうに解釋して居るのである。加之吾々が農業工業若くは商業に付て理解を持ち、或はそれに堪能になるに云ふことは、何も自分が農業者になり工業者になり商業者になるに云ふ意味だけではない。農業者工業者商業者にならないでも、吾々は今日國民として公民として生活するには農工商の職業を理解して居らなくてはならない。國民生活には農工商等の職業の生活が其の内容の大部分を爲すばかりでなく、農業工業商業を理解するに依つて、自己の有する知識技能が活きて來るのである。農業を研究すると吾々が普通科で學んだこゝが活きて來る。例へば數學地理の如きも農業と連絡することに依つてそれが活きて來る。實際生活に觸れて來る。工業でも數學物理化學博物などで習得した事項が實際に活きて來る。それが實際生活に施されて行くに云ふこゝになるのである。斯様に吾々は必ずしも實業家に

ならないでも、實業的學科を學べば、それに依つて自己の抽象的な知識が活躍して來るのである。それが自ら今日の國民生活の基調となるのである。此の意味に於て、實業的學科は單に實業學校に於て必要な専門的の學科であるばかりでなく、普通教育、即ち小學校教育、中學校教育、或は高等女學校の教育にも、斯う云ふ事が必要になると云ふ教育的根據が生じて來るのである。小學校でも中學校でも高等女學校でも、今日の國民公民を作るに云ふには、多少實業を學ぶことに依つてそれ以外の學科も活用されて來るのである。そこで初等程度の學校に於ても中等程度の學校に於ても高等程度の學校に於ても多少實業を加味しなくてはならないと云ふ理論が成立つて來るのである。之を約言すれば、職業教育は有爲なる國民公民を作るに缺くべからざるもので、あつて、單に専門家の養成に資するものでないから、公民教育の中には必然的に職業教育が含まれるもので、職業教育をなす場合には、同時に公民教育も伴はれるものであつて、此の兩者は非常に密接な關係を有するものである。

此の二つの内容如何を考へて見るに、兩者に共通して居る點が非常に多い。中等程度若くは高等程度の實業學校は全く専門的の教養であるが、實業補習教育に於ては必ずしも専門的の職業教育を施すものではなく、亦單に公民教育を施すものでもなく、歸結する所は公民教育と職業教育とを打つて一丸となし、以て善良有爲なる國民公民の養成にあるのである。

第三節 労働問題と實業補習教育

一 労働問題の起原と工場法

我が國も歐米諸國と同様に昔は勞資の關係は主従若くは親方徒弟の關係であつたから労働問題は起らなかつた。労働問題の起つたのは矢張り産業革命の結果、社會狀態が變化して來たからである。我が國最近の産業發達は極めて顯著なものである。之を外國貿易に例せば大正七年には輸出入總額は實に三十六億三千萬圓の多額に上り、明治十年の七十倍、同三十年の七倍に相當してゐる。交通機關の發達に見ても汽車は明治十一年には僅に六十四哩であつたが、大正七年には五千八百三十四哩に達し、汽船も四萬三千八百噸から百八十五萬噸に増加した。斯様な産業及交通機關の大發展は我が國に産業革命を招來し、社會組織を一變して、歐洲諸國と同じやうに資本家階級と労働者階級とを生じ、延ひては種々の社會問題、労働問題を生ぜしめるに至つたのである。特に我が國の重要産業たる製絲及紡績業の職工は悉く未成年者であつて、彼等は低廉なる賃銀で衛生の設備が殆んど皆無である工場に於て長時間の勞働に服し、更に夜業迄も強制されたので、其の影響は實に恐るべきものがあつた。是等の青年男女は何れも健全なる身體と精神とを持つて家郷を出て工場に這入つたが、遂には其

の大部分は肺結核や其の他不治の疾病に犯され、故郷に歸るの悲境に陥るのが常であつた。其の他工場に於ける衛生風紀なきが未成年の男子女子なきに及ぼす悪影響は實に甚かつたのである。されば労働状態の改善を唱ふる先覺者が漸く現はれ、日清戦役後産業の勃興するや、労働組合が組織せられ、團結の力に依つて労働状態を改善しようとする熱心な運動も現はれて來たが、我が政府は此の團體運動をば社會の安寧を紊し秩序を破るものであると認め、之を防止せんが爲め明治三十三年に治安警察法を制定して悉く労働者の團結と其の運動を禁止したのである。是より労働運動は或る一部の社會主義者に依つてのみ行はれ、一時終熄の形にあつたけれども、政府に於ても労働者保護に關しては夙に留意し、明治四十四年に至り工場法を制定して工場主が十二歳未満の者を工場に就業せしめることを禁じ、又十五歳未満の者及女子をして一日十二時間を超えて就業せしめることを止め、工場主が十五歳未満の者に使役されるこゝがなくなり、少年や女子の労働時間も制限され、又夜業も禁止されて労働者保護の一斑が示されたのであるが、當時産業の發達、富の増進にのみ苦心して労働者の幸福を省みず、工場法の施行を以て生産費を重くして却つて産業の發達を妨げるものであるといふ主張が強かつたので、工場法には多くの除外例が設けられた爲めに、幼年者も本法施行の際十歳以上の者を引續き就業させる場合には、その適用を止め、更に行政官廳は輕易なる業務

就業するものに就いては十歳以上の幼年者をも許可したので殆どその効力は無くなつた。更に少年や女子の労働時間の制限に付ても又夜業禁止の事にも其の實を失つて、全く名義のみになつたのである。加之實際には工場法は大正七年に至るまで之を施行されなかつたのである。斯様に我が國の工場法は極めて幼稚であつたが、彼の國際労働會議の結果、長く舊態を墨守することが出來ないやうになつたのである。

二 現時の労働問題

治安警察法の發布せられてから、激しい壓迫を受けて閉塞して居つた我が國の労働問題も世界の大戦に影響されて非常に變化して來たのである。尙最近急激なる産業の發達と共に、其の勢力を増進した。即ち労働者は歐洲の思想や労働運動に刺戟されて色々な手段を起すやうになつた。乃ち近時産業が急激に發達したに拘らず、労働者被傭の状態が之に伴はないので、其の生活は却つて困難に陥つた。是を事實に徴すれば我が國の物價は明治三十三年から大正七年までの間に二十五割四分の騰貴を示したが、労働者の賃銀は明治三十三年から大正六年までに漸く八割六分八厘を高めたに過ぎない。之に依つても如何に我が國の労働者が最近生活の壓迫を受けて居つたかは察するに難くないのである。此の悲惨な状態が今回の大戦の刺戟によつて暴露した。それが大正七八年に於ける労働者と資本家との衝突であ

り、ストライキである。而して未だ其の衝突の跡を絶たないのに、經濟界の不況を來たした結果、資本家は急に事業を縮小したので、更に失業問題、解職問題が起つて、再び労働者と資本家との衝突となり、ストライキの勃發となつたのが、昨今の労働運動である。

三 労働問題の解決と實業補習教育

現今行はれてゐる労働問題の解決方法には二様の形式がある。其の一つは労働者が團體となつて雇主との間に労働条件を協定する事であつて、之れ即ち労働者對資本家の問題である。他の一法は労働立法による解決法である。労働立法は國家が法律の力を以て労働契約の條件に相當の制限を加へることである。之を法律的に言へば、前者の團體交渉の問題は私法關係であり、御互當事者の談判である。後者の労働立法の問題は、國家として新様な契約をなすには如何なる範圍内でやらなければならぬか、其の範圍を定めるのである。今日の所では賃銀問題、即ち労働者の所得に關する問題は、多く組合の團體交渉に依つて決定せらるるやうである。即ち賃銀の値上げ、或は値下げの反對の如きことが屢々ストライキの理由となるのである。して一般に労働者の保護は唯賃銀の問題、即ち金錢問題だけではなく、時間、金錢との問題である。そこで時間の問題は、主として労働立法の問題になるのである。即ち労働時間の短縮、労働年齢の引上問題であつて、今日の工場法はそれである。是等の方法に

依つて労働者は労働時間を短縮され、其の得る所の賃銀は増加したけれども、労働問題は根本的に解決され得ないのである。

労働運動が漸く盛んになるに及んで、労働条件は非常に改善されたけれども、労働運動は益々盛んであつて、ストライキやサボタージュの如きは頻發し、勤勞を吝んで賃銀の多額を要求するなど、精神的の悪化は非常なものである。而して其の得たる所の所得は餘されたる時間の間に、彼等の口腹を満たし、低級なる娯樂の費に變つて、彼等の文化の向上は更に見受けられない。抑々労働問題は人と人との問題である。随つて物質的條件を如何やうに改善したとしても、人其の者の改善、即ち其の教養を周到にするでなかつたならば、到底本問題は解決せられない。即ち今日の労働者を教養して、其の文化を高めることが、現下労働問題の根本的解決策である。労働者を教養する夫れは實業補習教育に俟たなければならぬのである。

四 農村問題と實業補習教育

最近都市に於て労働問題が盛んに論議せらるゝや、是が波動は農村にまで及んだ。大正十年全國に互り氣候の不順、天候などに依つて、處々に地主對小作の爭議が起つて來た。此の爭議は初めは單純に小作料の低減を要求したのであつたが、段々に種々の事情がコンガラかつて來て、都會に於て労働者が労働条件の維持改善を叫ぶと同様に、小作人が小作条件の維持改

善を叫ぶやうになつた。小作爭議の變遷及其の對策等に付て岐阜縣に例を採つて考へて見よう。

1 小作爭議の原因

岐阜縣は數年來小作爭議の發生地として又激甚地として最も有名な地方である。昨年度は他府縣に比べて件数は減じたが、それでも大正六年以後昨十年に至る六年間の爭議件数は、總數三百四十一に上り、全國中主位を占めて居る。

岐阜縣地方の小作料は、六七俵程の收穫米に對して三四俵位な割合が平均であつて、他地方に比較して特に小作條件が著しく不良の事實を認めないが、捻米の外に込米と稱して三合乃至八升普通二升を増徴する慣行がある。是は岐阜縣のみに限られた慣行ではないが、特に同縣ではそれが普及して行はれて居る。一方に岐阜市周圍の諸地方は、一戸當りの耕作反別が水田地方として比較的狭小で、稻作収入が少い割合に副業収入が多く、小作農家の所得は比較的豊かな事情であつた。殊に世界大戰の影響に依り、工業界の好景氣に際會して、小作農家の壯丁は、都市工業の勞働に雇はれて高い賃銀を得るこゝまなり留つて農村に活動する者は暴騰する工業賃銀に比較して、農業賃銀の極めて薄利なるを痛感するに至つた。都會に遠い農村地方の小作に比較すれば、副業に依つて常に生活に餘裕があつたが、近來の風潮と同じく、一

般農村に於ける資産家階級たる地主を羨望して、遂に之を嫉視せんとする傾向を生ずるに至つたのである。

偶々同縣に於て、米穀の容量四斗二升を四斗に改正すべく着手せられ、大正六年全縣下に實施せられるやうになつた。然るに大正五年の米價安と六年の不作に刺戟されて、同縣下の状態は遂に込米の免除の要求となつて現はれたのである。恰も世論は漸次成金に對する反感から、延びては有産階級を抑へて下層階級に比較的厚からんとして居る時であつたから、直ちに從來にない社會的同情は、小作人側に集り、小作人の氣勢を助けるに共に、爭議は甚しく擴大するに至つたのである。

2 要求條件の變遷

各地方に生じた所の小作爭議も、其の發生當時の要求は何れも込米免除にあつたが、延びて不作を理由として、捻米の低減要求となり、更に年の豊凶に關係なく、捻米の永久的低減運動、換言すれば、生活權の要求を生じ、勢の極る所遂に暴力を以て非理を通さんとする悲むべき状態を現出するに至つたのである。例へば揖斐郡池田村の例に付ても、大正六年には込米の廢止を要求し、七年には捻米一割六分の低減、八年には同じく二割の低減を要求し、以て地主に對し小作料低減率の増大を強要し、更に小作料なくして小作し得べきである、と云ふ極端なこ

を平氣で云ふ者さへ出來た云ふことである。而して大正十年は全國的に非常に不作であつたが、岐阜縣では縣下を通じて五割乃至八割低減の要求に對し、大體一割乃至四割の低減で協定が成立し、爭議の紛糾を見ることが比較的少かつた。是は實際不作であつたのと地主が時勢に押されて徒らに紛糾を重ねるよりは、相當の所で妥協するのを利益と考へたに外ならない。今後までも不幸にして凶作があると、又假令平年作以上でも、小作人側から小作料の低減を要求し來るものも考へねばならない。而して斯様な傾向は單に岐阜縣に止らないで、殆ど全國的傾向と言ひ得るのである。

3 運動の手段

岐阜縣下の小作爭議に於て小作人の探つた運動手段は、工業労働運動に於ける労働者の探つた手段と、其順序變遷が全然軌を一にして居る。即ち先づ最初は地主に強要し、延びて脅迫となり、遂に暴動化するに至つたのである。而して暴動手段は一時其の目的を貫徹し得るものとして、結局世の同情を失ふ虞れがあるので、工業労働者に於て一時流行を見たサボタージュの如き手段が講ぜらるゝに至つた地方も少くない。即ち地主の眼の届かない耕地にあつては、施肥除草の如きを故意に省き、其餘れる時間を利用して日雇其の他に依つて別途の收入を計り、サボタージュに依る減收に對しては地主に小作料低減を要求するが如き手段を採つ

たのである。更に巧みな手段としても工業労働運動に類似した農場管理も稱すべき手段が用ゐらるゝに至つたのである。工業労働者が不法手段を以て工場を自己の管理に移すが如きは、嚴格なる法律の存する限り到底實行し得ない。然るに小作人にあつては其の農場は法律的に地主の手より移されて、小作人の管理に委ねられて居るので、甚だ簡單な所謂農場管理の手段に出で得るのである。即ち自己の計算の下に收支計算を行ふ。所謂生活權の要求として地主の分配率たる小作料率を、小作人の意の儘に算定し、之を地主に強要せんとする方法である。而してサボタージュの手段に出るのは、極めて都市に接近した地方に多いとされて居る。所謂農場管理は小作運動の最も激烈を極めた揖斐郡地方に多くの實例を見るに言はれて居るが、要するに小作爭議の運動手段の脅迫暴行暴動手段に出るのは最初の中であつて、遂にはサボタージュ、農場管理等の方法を採用するに至るのである。是は單に岐阜縣の事例に止らないで、全國亦斯様な經過を探るものと考へらるゝのである。例へば埼玉群馬等の諸地方に於て、昨年あたり小作爭議が暴動化して世人の注意を惹いたことがあるが、今後諸地方に爭議が續出するものもしたならば、手段方法に前記の方法を見ることゝ覺悟しなくてはならない。(大正十一年九月號農業世界參考)

4 農村の現況

以上述べたやうに多年培はれた農村の情誼は、全く地を拂つて、同縣に於ける小作爭議地方が如何に悪化し盡したかは想像し得られよう。實際小作人の間には階級意識觀念が根強く萌して、地主に對して悉く反感を有するに云ふ風を呈して居る。或る地方では校長が地主であるに云ふだけの理由で、小學校兒童の通學を差止めたと云ふ話すらもある。斯様な極端な階級意識觀念が、漸次小學校兒童にまで深く培はれて恐るべき農村將來の禍根を醸しつゝある有様である。小作人等は團體の力で迫れば何事も通るものとし、迫れるだけ迫るのを小作人の利益と考へる。其の間に職業的社會運動主義者なきが入込んで組合の設立を圖り、全國四百六十三の小作組合中、岐阜縣は殆ど其の半ばを占める勢である。組合が組合員の正常の利益を代表して規律ある運動を起すにすれば問題は無いが、組合の力を無法に發揮して、前記地方の如きは殆ど言語に絶する亂暴を盡して居るのである。而して是等の組合は結束を固くする爲めに、曾ては嚴重な違約處分に付て公正證書を作製したが、近頃は極めて秘密に私製證書を取り交はさせることが多くなつたと云ふことである。又地主側では之に對抗的に地主組合を設立して、之に當らうとして居るが、大中小の地主は經濟的若くは社會關係を異にし、小地主にあつては長く爭議に堪へざる者多く、大地主は世間指揮の中心たらんことを恐れ、組合の中堅たり得る堅き意志あるもの少く、中地主のみ其の間に在つて甚だ苦しい立場に陥るに云ふ有様である。されば地主組合の團結力は多くの場合、小作組合の團結力に及ばない

のが普通であるらしい。

兎に角岐阜縣の爭議地方では、對抗的氣分が横溢して小作人は地主と云へば悉く反抗せんまじし、地主も亦其の對抗策に腐心して居る有様である。斯様な事は一時の反動的風潮であつて、行詰る所まで行詰れば解決の時機が来るだらうが、斯くまで悪化したものを再び舊に復するに云ふには、非常な覺悟と努力を必要とするに言ふまでもない。今や小作爭議は全國的ならうとする傾向である、全國の農村が岐阜縣に見るが如き状態に行詰るにすれば、それこそ容易ならぬ大事である。

5 當局の對策

紛糾其の極に達した同縣小作爭議の對策として、當局を初め諸團體に依つて研究したり、又實施しつゝある對策は甚だ多岐に互るのであるが、其の主なる二三の例を示せば、自作農創成策として大正十一年より年三分利率の土地購入資金年賦償還貸付の如き方法が實施せられ、或は米麥生産増加策や、生産費節約方法の研究、其の他産業組合振興等に付て色々な方策が實施せらるゝなき、眞に必死の努力を見つゝあるのである。併しながら斯くまでに紛糾し悪化した所の爭議を解決して、農村生活の安定を見るには容易なことに思ふ。

6 農業不利と農村問題

種々の方策に依つて小作問題は解決し得らるゝとしても、それに依つて農村問題全部を解決し得られたと思ふのは大なる誤りである。地主と小作人との争議は其の根底に農業不利と云ふ痼疾があるに依るのである。我が國現下の農業は「地主で利に合はず、自作農で儲からず、小作農で食へない」云ふ事實に當面して居るのである。此の何れの階級の農業も薄利である。不利であると云ふことが一切の農村問題を上下する禍因である。小作争議は此の農業不利と云ふ問題の一端として現はれたものに外ならない。随つて小作問題の原因は、農業不利と云ふ経済的缺陷に基くことが最大なる原因であると云ふことが出来る。此の見地から言ふならば、小作問題よりも不利なる農業を如何にすべきかと云ふ問題の方が大きいのである。然らば農業の薄利なる事實は如何に云ふに、三重縣に於て大正九年の調査したのに依れば次のやうである。

地主の利益は年二分六厘に當り、小作人は一日五十五錢六厘の賃銀を見る外は、少しの利潤も無いこゝになつて居る。此の農業の利益を増大する方法は素より多岐であるが第一に農家の収入の増加を圖る爲めに栽培法を改良して生産費の軽減を圖り而して其の生産の増加を工夫し、更に臨時の収入を多くする爲めに、盛んに副業を起さねばならない。更に國家は

其の農業政策として農業金融を圓滑にし米價の調節を圖り、小農の保護を怠らず、農業者の負擔を軽減し、勸農機關の完備を圖る等は現時行つて居る方法である。

7 農村の振興と實業補習教育

農村の収入を増加する爲めの栽培法の改良も、有利なる副業の選擇も、農業者それ自身の問題である。農民の教化が十分でなかつたならば、到底農業の改善は望まれない。他からの強制も一時は効果があるかも知れないが、永續しようとは考へられない。更に現在の農民は國家の農業に對する諸種の施設を理解せず、之を利用するの途を知らない。現下の小作争議は所謂労働屋の煽動に依るこゝが多い。彼等の煽動に動かされただけの知識を與へなくてはならない。吾人は茲に於て思ふのである。現在の農村を救済し振興するの途は農民を啓發するより他に求めることが出来ない。而して其の教育たるや、中學校でも高等女學校でもなければ農學校の教育でもない。實に實業補習學校の教育それである。少くとも現在に於ては中等程度以上の學校に教育を受ける者の大部分は農村脱走者である。農村の反逆者である。農村に於て生産せられた財を學費として學び、其の成業の曉には農村に報ひようとはせず、直ちに都會に走るとか、或は農村に於ける所謂ゴロ的となる。農村に在つて教育を受け、學校を出た後も農村に踏留つて農村の爲めに働き、眞に農村の利益の爲め、農村の振興の爲め

に活動する者は、實業補習學校の生徒であり、其の卒業者である。農村の文化の向上は之を實業補習教育に俟つより大なるはない。丁抹の國民高等學校と丁抹の農民文化との關係を想ふ時、何人も此の間の消息を諒解し得よう。農民の文化が高まる時、農村文明が建設せられる時、農村の利益も増大し、小作問題も、農村脱走の問題も、終熄するの時である。

第二章 我が國の實業補習教育

第一節 明治の實業補習教育

我が國に於て始めて實業補習教育を唱へたのは現樞密院副議長金子爵濱尾新氏である。金子爵は教育視察のため歐米に出張せられ、獨逸に於て義務教育修了者に對し更に實業補習教育を施しつゝあることに留意せられ、其の調査の結果を明治十八年頃帝國大學の一橋講堂に於て發表せられた。之に依て教育界の人々は始めて此の種の教育が盛に獨逸に行はれつゝあることを知つたのである。併し小學教育さへ就學歩合五〇％に達せざる當時であつたので、世人の視聽を惹くまでには至らなかつたが、其の後次第に識者の間に論議せられるやうになり、約五年を経て漸く教育法規の上に實業補習學校なる名稱が現れるやうになつた。即ち明治二十三年に公布せられた小學校令の第二條第三項に「實業補習學校モ亦小學校ノ種類トス」第九條に「實業補習學校ノ教科目及修業年限ハ文部大臣之ヲ定ム」と規定せられ、尙第十四條 實業補習學校の休業に關して、第三十八條に實業補習學校の設置に關して規定せられたのである。超えて翌二十四年に文部省から實業補習學校の教科目修業年限等の制定手

續に關して「實業補習學校ノ教科目修業年限其他該學校ニ關スル事項ハ追テ其規程ヲ定ムルマテノ間必要ノ場合アルトキハ府縣知事ニ於テ便宜取調ハ文部大臣ノ指揮ヲ請フヘシ」との省令が出た。併し當時世人は未だ痛切に斯の教育の必要を感じなかつたので、實際に於て實業補習學校は設置せられなかつた。かくて明治二十六年に至り時の文相井上子爵は國力の充實は實業教育の發達に俟つの外なしと爲し、各種實業教育の振興を企畫せられるに、新に實業補習學校規程を制定せられた。即ち

實業補習學校規程

(明治二十六年十一月二十二日文部省令第十六號)

- 第一條 實業補習學校ハ諸般ノ實業ニ従事シ又ハ従事セントスル兒童ニ小學校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス
- 第二條 實業補習學校入學者學力ノ程度ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ但尋常小學校卒業ノ者ニアルサルモ學齡ヲ過キタル者ニ限り實業補習學校ノ教科ノ全部又ハ一部ノ教授ヲ受クル爲ニ特ニ學校長ノ許可ヲ得テ入學スルコトヲ得
- 實業補習學校ニ於テハ男女ヲ混同スルコトヲ得ス
- 第三條 實業補習學校ハ尋常小學校又ハ高等小學校ニ附設スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ小學校ノ教授ヲ妨ケサル限ハ校舍及備品器具ヲ使用セシムルコトヲ得

- 第四條 實業補習學校ノ教科目ハ修身・讀書・習字・算術及實業ニ關スル科目トス但修身ハ讀書ニ附帶シテ教授スルコトヲ得
- 第五條 實業補習學校ノ實業ニ關スル教科目ハ左ニ掲クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ
 - 一 工業地方ニ於テハ圖畫・模型・幾何・物理・化學・重學・工藝・意匠・手工ノ類
 - 二 商業地方ニ於テハ商業書信・商業算術・商品・商業地理・簿記・商業ニ關スル習慣及法令ノ大略・商業經濟・外國語ノ類
 - 三 農業地方ニ於テハ或ハ農業大意或ハ耕耘・害蟲・肥料・土壤・排水・液漑・農具・樹藝・家畜・養蠶・森林・農業帳簿・丈量ノ類
- 前項ノ外水産・機械・刺繡其ノ他或職業ノ爲ニ便宜其ノ教科目ヲ定ムルコトヲ得
- 第六條 讀書・習字・算術ノ各教科目ハ其ノ學校ニ於テ授クル所ノ程度以上ノ學力ヲ有スル生徒ニ對シ之ヲ課セサルコトヲ得
- 實業ニ關スル教科目ハ生徒各自ノ志望ニ依リ一科目若ハ數科目ヲ選擇專修セシムルコトヲ得
- 第七條 實業補習學校ニ於ケル授業ハ總テ實業ニ適切ニシテ應用ニ便ナラシメンコトヲ要ス

- 第八條 實業補習學校ノ修業年限ハ三箇年以内トス
- 第九條 實業補習學校ハ日曜日又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得
- 第十條 實業補習學校ハ土地ノ情況ニ應シ季節ヲ限リ教授スルコトヲ得
- 第十一條 實業補習學校ノ教員ハ小學校教員又ハ其ノ資格アル者又ハ相當ノ普通教育ヲ受ケ實業ノ知識又ハ經驗ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ
- 第十二條 實業補習學校ノ教科目修業年限教授ノ時間及季節ヲ定ムルニハ市町村ニ係ルモノハ市參事會町村長又ハ之ニ準スヘキ者ニ於テ私立ニ係ルモノハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ
- 第十三條 市町村立實業補習學校ニ於テハ實業又ハ教育ニ經歷アル者及其ノ學校ノ設立維持ニ功勞アル者ヲ以テ商議員トシ其ノ學校ニ關スル事件ヲ商議セシムルコトヲ得
- 第十四條 市町村立實業補習學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルト否トハ市町村ノ便宜タルヘシ

當時は義務教育が四箇年であつた關係もあらうが、右の規程に於ては、實業補習學校の目的を、小學教育の補習を爲すと共に職業に要する知識技能を授くるにあるとしてある。而して教科目は修身、讀書、算術及び實業に關する科目、修業年限は三箇年と定められた。此の規程が公布されると共に、規程制定の趣旨を懇切に解説した次の訓令を發せられた。

實業補習學校規程ノ趣旨及施行ノ順序等

(明治二十六年十一月二十二日 文部省訓令第十二號)

普通人民ノ情況ヲ察スルニ兒童ノ尋常小學ヲ終ル者退學ノ後職業ニ從事スルニ當リ又ハ遊戯ニ日ヲ移スニ當リ其ノ嘗テ學ヒシ所ノ事緒ヲ拋棄シ遺忘シテ其ノ用ヲ爲サ、ル者多シ凡ソ年少子弟未タ恒心アラサルノ時ニ於テ其ノ父兄ハ彼等ヲシテ縱令中等教育ヲ受ケシムルコト能ハサルモ其ノ尋常教育ヲ補充温習シ彼等カ將來ニ從事スヘキ生業ヲシテ稍價直アラシムルコトヲ冀望スルノ情ニ切テリ此ノ父兄ノ冀望ヲ助ケテ補習教育ヲ施スハ緊要ノ事タリ而シテ補習教育ハ中等又ハ高等教育ノ豫備門タルニ非ス寧ロ中等教育ヲ撰擬スルノ意義ヲ避ケテ專ラ普通人民ノ生活ノ情態ヲ發達セシメ其ノ固有ノ地位ヲ保チ以テ稍利益アル生業ヲ得シムルヲ目的トスヘシ此レ補習教育ニ於テ實業ノ知識技能ヲ授クルノ時機ヲ誤ラサルヲ要スル所以ナリ

且晚近宇内各國ノ富力ハ年一年ニ倍加シ進テ止マサルノ勢アリ此レ蓋シ科學盛ニ興リ其ノ發明ノ應用ヲ各般ノ實業ニ及ホシ細大ノ技術ヲ盡シ以テ百倍ノ生産ヲ收ムルニ外ナラス我カ國ハ方ニ文明ノ進歩ヲ見ルニ拘ラス此ノ科學的知識能力ハ未タ普通人民ニ浸潤セス教育ト勞働トハ劃然トシテ殊別ノ界域ニ立チ農工諸般ノ事業ハ其ノ大部分ニ於テ仍舊習ニ沈澁スルコトヲ免レス今ニ於テ國家將來ノ富力ヲ進メントセハ國民ノ子弟ニ向テ科

學及ヒ技術ト實業ト一致配合スルノ教育ヲ施スコトヲ務メサルヘカラス殊ニ普通教育補習ノ時機ニ於テ實業ニ須要ナル知識技能ヲ授クルコトヲ務メサルヘカラス此ノ事ハ既ニ輿論ノ認ムル所ニシテ方ニ自然發達ノ時機ニ遭遇シタリ

以上ノ理由ニ因リ小學校令ノ掲ル所ニ基キ省令ヲ以テ實業補習學校ノ規定ヲ發布シタリ

實業補習學校トハ實業ノ知識技能ヲ授クルト同時ニ小學ノ教育ヲ補習スル學校ヲ謂フナリ故ニ實業補習學校ハ義務教育ヲ終ヘタル兒童ノ爲ニ其ノ既ニ受ケタル教科ヲ補習繼續シ及實業ノ技能ヲ授クルノ二箇ノ目的ヲ以テ設クル者ナリ

實業教育ヲ實施スルニ於テ都鄙ノ別各地事情ノ各異ナルアリ決シテ畫一ノ概則ニ循由セシムヘカラス又一時ニ勸誘ノ力ヲ以テ推行スヘキニアラス寧ロ人民自然ノ發達ヲ助ケテ之ヲ順導スルノ方法ヲ取ルヲ要シ又地方ノ情況ヲ斟酌シ施行ノ緩急ヲ量ルニ注意スルヲ要ス

教授時間及季節ハ或ハ每週四時間ノ少キチアルヘク又二十時間ノ多キモアルヘク或ハ雪期ヲ利用シ或ハ農隙ヲ利用シテ以テ教授季節トナスカ如キ或ハ夜間ニ教授シ或ハ午後ニ教授シ或ハ日曜日ニ教授スルカ如キ要ハ生徒ノ作業ノ餘暇ヲ以テ教授受クルノ時ヲ予ヘ各地方ノ事情ニ從ヒ便宜ニ法ヲ設クルニ在リ故ニ省令ハ是等ノ事ヲ一律ニ規定スルノ道ヲ避ケタリ

教科目ハ其ノ普通科目ニ於テハ成ルヘク實業ニ近切ナル資料ヲ各科ノ中ニ包含セシムルコトヲ務メサルヘカラス農業補習學校ヲ以テ之ヲ例センニ讀本ハ重ニ農業ノ事物及事例ヲ説キ算術ハ重ニ農家ノ經濟ニ關ル課題ヲ教フルノ類ノ如シ其ノ實業科目ニ於テハ或ハ農業大意ヲ概説シ其ノ初步ヲ授ケ或ハ耕耘肥料土壤等ノ科目ヲ分解講説スルカ如キ成ルヘク生徒ノ能力ニ應セシメ其ノ厭倦ヲ招クコトナキヲ務ムヘシ故ニ省令ハ又此等ノ點ニ向テモ一律ノ規定ヲ設クルコトヲ避ケ各地各校ノ便宜ニ任セタリ

學級編制ノ如キハ固ヨリ普通小學校ノ例ヲ推スヘキニ非ス蓋シ生徒ノ年齢長幼不同ニシテ其ノ既ニ受ケタル教育ノ程度モ亦甚種々ナルハ此ノ學校ノ特性タルコトヲ免レサルヘシ故ニ或ハ單級トシ或ハ級ヲ分チ或學科ニ就テハ上級ノ生徒ヲシテ下級ニ於テ教授ヲ受ケシメ下級ノ生徒ヲシテ上級ニ於テ教授ヲ受シムルカ知キ又此ノ學校ヲ管理スル者ノ便宜ニ活用スルヲ得ヘキ所ナリ

實業補習學校ハ學科ト作業勞働トヲ併セ教フルヲ主トスルモノニ非ス實業ノ學科ヲ教授シテ平易ノ解釋ヲ下シ生徒カ學校ノ外ニアリテ實際ニ操作スル所ノ事物ト學校ニ於テ習フ所ノ學科ト反影照應シテ彼レ自ラ了得セシムルヲ以テ目的トス庶幾クハ農ノ子ハ農ヲ樂ミ工ノ子ハ工ヲ樂ムノ益アラン但シ必要ニ依リ多少ノ作業ヲ授クルコトアルハ固ヨリ妨クサル所ナリ

工業補習學校ニ於テハ圖畫ヲ以テ主要ノ教材ト爲サ、ルコトヲ得ス而シテ成ルヘク多クノ時間ヲ此ノ教授ニ充ツルヲ要ス但シ或ル工藝學校ヲ除ク外普通ノ工業ニ於テハ專ラ實用ニ適スルノ圖畫ヲ主トスヘク専門美術ヲ教フルハ其ノ目的ニ非サルナリ

實業補習學校ニ於テ尤モ困難ヲ感スル者ハ實業ニ關ル教師ノ不足ナリ文部省ハ種々ノ方法ヲ用キテ以テ此ノ困難ヲ將來ニ救済スルコトヲ怠ラサルヘシト雖各學校ハ或ハ實業專門ノ人ヲ囑託シ或ハ巡迴教師ノ講演ヲ請ヒ或ハ小學教員ヲシテ講習ノ方法ニ依リ實業教授ヲ傳習セシムル等ノ方法ニ依リ以テ目下ノ困難ヲ補足スルノ道ヲ取ルヘキナリ

尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ高等小學校ヲ卒業シタル者又ハ其ノ程度ニ當ル者又ハ高等小學校教育ノ半ヲ卒業ヘタル者ヲ入學セシムルハ實業補習學校ノ自由タルヘシ但シ尋常小學校ヲ卒業セサル者ハ其ノ已ニ學齡ヲ超エ他ニ就學ノ途ナキ者ヲ除ク外入學ヲ許ササルハ補習教育ヲ以テ義務教育ヲ侵蝕スルコトヲ恐レテナリ

實業補習學校ハ各種類ニ依リ工業補習學校商業補習學校農業補習學校水産補習學校等ノ名稱ヲ取ルコトヲ得ヘシ

凡ソ新規ニ屬スル事業ハ其ノ初ニ於テ施設ヲ誤リ一轉シテ廢止ニ歸スルカ如キコトアラハ後日再ヒ之ヲ設置スルノ機會ハ容易ニ得ヘカラサルニ至ラン故ニ實業補習學校ヲ設置スルニ當リ最慎重ヲ加ヘ一地方ノ中必要ヲ感スル地ニ於テ先ツ之ヲ設置セシメ漸次他

ノ地ニ及ホスノ方法ヲ取り多額ノ費用キス簡易着實ヲ主トシ以テ十全ノ効果ヲ將來ニ收ムヘキハ特ニ地方長官ノ注意ヲ要ム所ナリ

翌二十七年實業補習學校教科用圖書に關する規定を設けられ次で制定せられし實業教育費國庫補助法に於て新に國庫補助の途を開かれ、「公立ノ實業補習學校ニシテ實業ノ教育ニ効益アリト認ムルトキハ文部大臣ハ其ノ學校ニ補助金ヲ交付スヘシ」ニ規定せられた。かくて二十七年末には農業工業商業各種實業補習學校十九校の設置を見教員二十六人生徒千百十七人を算することとなつた。

明治二十七八年の戦役後各種教育の勃興を來し實業補習學校亦漸く増加するに至りたるも創設日淺くして内容整はず教授上改善を要すべきもの頗る多かりしため同三十年文部省に於て農業補習學校教授細目及要項を編成し之を學校當事者に頒布した。かくて明治三十二年に至り實業學校令の制定を見實業補習學校は茲に始めて實業學校の種類ミなつた。

實業學校令

(明治三十二年二月六日勅令第二十九號)

第一條 實業學校ハ工業農業商業等ノ實業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 實業學校ノ種類ハ工業學校農業學校商業學校商船學校及實業補習學校トス

- 蠶業學校山林學校獸醫學校及水産學校等ハ農業學校ト看做ス
 徒第學校ハ工業學校ノ種類トス
- 第三條 北海道及府縣ニ於テハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得但シ道廳府縣立實業補習學校ハ他ノ道廳府縣立實業學校ニ附設スル場合ニ限ル
 文部大臣ハ土地ノ情況ニ應シ必要ナル實業學校ノ設置ヲ北海道又ハ府縣ニ命スルコトヲ得
- 第四條 前條ノ實業學校ノ經費ハ北海道及沖繩縣ヲ除ク外府縣ノ負擔トス
- 第五條 郡市町村北海道及沖繩縣ノ區ヲ含ム又ハ町村學校組合ハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其ノ區域内小學教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限り實業學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第六條 私人ハ本令ノ規定ニ依リ實業學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第七條 工業學校農業學校商業學校商船學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ實業補習學校ノ設置廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ
- 實業學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第八條 實業學校ノ學科及其ノ程度ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第九條 實業學校ノ教科書ハ公立學校ニ在リテハ學校長ニ於テ私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

- 第十條 實業學校教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十一條 公立實業學校職員ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム
- 第十二條 公立實業補習學校職員ノ名稱待遇ハ公立小學校ノ例ニ依ル
- 第十三條 實業學校ノ編制及設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十四條 實業學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得
- 第十五條 本令施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

- 第十六條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス
- 第十七條 本令ハ官立學校ニ適用セス
- 第十八條 他ノ法令中ニ技藝學校トアルハ本令施行ノ日ヨリ當然實業學校ト看做ス
- 第十九條 明治二十三年勅令第二百五十五號小學校令中徒第學校及實業補習學校ニ關スル規定ハ本令施行ノ日ヨリ其ノ效力ヲ失フ

之によりて從來小學校の種類ミせられたる實業補習學校は、實業學校の種類となりたるも、公立實業補習學校職員の名稱待遇は依然として公立小學校の例に依り、又郡市町村に於て實業補習學校を設置するは、土地の情況に依り須要にして其の區域内小學教育の施設上妨けな

き場合に限り限定せられた。實業學校令は其の後明治三十五年及び三十六年に改正を加へられたが改正條項中實業補習學校に關するものは第三條中道府縣立實業補習學校を附設すべき他の道府縣立實業學校を他の道府縣立學校と擴張せられたるこゝ第五條第二項に「市町村又ハ町村學校組合ハ前項ニ依リ實業學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲區ヲ設クルコトヲ得」第五條ノ二に「商業會議所ハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得」ニ定められたること等其の他二三の改正を加へられたるに過ぎない。

實業學校令の公布に伴ひ實業學校設置廢止規則を定められ明治三十五年に至り改正實業補習學校規程を發布せられた。

實業補習學校規程

(明治三十五年一月十五日文部省令第一號)

第一條 實業補習學校ニ於ケル教科目ノ修業期間及教授時數ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第二條 實業補習學校ニ於テハ土地ノ情況及職業ノ種類繁閑等ニ依リ生徒ノ修業ニ最モ便宜ナル時間及季節ヲ擇ヒ教授スヘシ

第三條 實業補習學校ノ教科目ハ修身國語算術及實業ニ關スル科目トス但シ修身ハ國語ニ附帶シテ教授スルコトヲ得

前項ノ教科目中國語算術ハ之ヲ闕キ又ハ土地ノ情況ニ依リ他ノ教科目ヲ加フルコトヲ得

修身國語算術及前項ニ依リ加フル教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

國語ハ讀書作文習字ニ算術ハ筆算珠算ニ分チ生徒各自ノ志望ニ依リ其ノ一事項若ハ數事項ヲ教授スルコトヲ得

實業ニ關スル科目ニ就キテモ便宜數事項ニ分チ生徒各自ノ志望ニ依リ其ノ一事項若ハ數事項ヲ教授スルコトヲ得

第四條 實業ニ關スル科目ハ左ニ掲クル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

一 工業ニ關シテハ物理化學圖畫模型幾何製圖圖案力學材料工具製作ノ類

二 農業ニ關シテハ物理化學博物土壤肥料作物耕耘農具病蟲害園藝養蠶家畜造林丈量ノ類

三 水産ニ關シテハ物理化學博物地文漁撈製造養殖漁船運用ノ類

四 商業ニ關シテハ商業算術商業書信商事要項商品商業地理簿記商業ニ關スル法令外國語ノ類

前項ノ外或ル職業ノ爲ニ便宜其ノ科目ヲ定ムルコトヲ得

第五條 實業補習學校ニ入學スル者ノ資格ハ年齢十年以上(明治四十年文部省令第二十七

號を以て年齢十二年以上と改正せらるる學力尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ尋常小學校ヲ卒業セサルモ就學ノ義務ナキ者ニ限り特ニ入學セシムルコトヲ得

第六條 實業補習學校ハ小學校實業學校又ハ其ノ他ノ學校ニ附設スルコトヲ得

第七條 實業補習學校ノ學則ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

- 一 學校ノ目的
 - 二 修業期間ニ關スル事項
 - 三 教授ノ季節ニ關スル事項
 - 四 休業日ニ關スル事項
 - 五 教科目及其ノ程度ニ關スル事項
 - 六 教科目ノ教授時間及時數ニ關スル事項
 - 七 入學退學ニ關スル事項
 - 八 授業料等ニ關スル事項
- 第八條 實業補習學校ニ於テハ教科目教授時數及學級數ニ應シ相當ノ教員ヲ置クヘシ
- 第九條 實業補習學校ノ教科目修業期間教授時數及季節ハ道廳府縣立ニアラサル公立學校ニアリテハ管理者、私立學校ニアリテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ但シ國庫ノ補助ヲ受クル學校ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第十條 實業補習學校ノ名稱ニハ補習學校ノ文字ヲ附スヘシ

附 則

第十一條 本令ハ明治三十五年四月一日ヨリ施行ス

第十二條 明治二十七年文部省令第二十六號中「實業補習學校」ヲ削ル

右の規程を概説すれば、實業補習學校の修業期間及び教授時數は、土地の情況により適宜之を定め、又土地の情況及び職業の種類繁閑等により、生徒の修業に最も便宜なる時間及び季節を選びて教授し、其の教科目は、修身、國語、算術及び實業ニ關する科目の外、土地の情況により他の教科目を加設することを得、入學資格は學力尋常小學校卒業以上に於て之を定め、尋常小學校を卒業せざるも、就學の義務なき者に限り、特に入學せしむるを得るこゝ等である。此の規程の公布と共に、實業補習學校の趣旨及び施設順序方法に關する訓令を發せられた。

實業補習學校ノ趣旨及施設順序方法 (明治三十五年一月十五日 文部省令第一號)

曩ニ實業教育費國庫補助法及實業學校令ノ施行セラレシヨリ以來各種實業學校漸ク起リ就中實業補習學校ノ設置セラル、モノ多キヲ加フルノ狀アルハ洵ニ喜フヘキノ現象トス然レトモ實業補習學校ノ性質未タ十分ニ理解セラレサルカ爲之カ施設ノ順序方法等ニ關シ或ハ適切ヲ缺クモノナシトセス今日實業補習學校ト稱スルモノニシテ往々高等小學校

ノ教科ニ幾分ノ變更ヲ施シタルニ過キサカ如キモノアルハ頗ル遺憾トスル所ナリ今回
文部省令第一號ヲ以テ實業補習學校規程ヲ發布シ舊規程ヲ改正シタルハ其ノ本質ヲ明ニ
シ以テ時勢ノ進歩ト土地ノ情況トニ應シ適當ノ施設ヲ爲サシムコトヲ期シタルニ外ナ
ラス

實業補習學校ハ各種ノ實業ニ從事シ又ハ從事セントスル者ニ簡易ナル方法ニ依リ其ノ職
業ニ要スル智識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲ爲スヲ以テ目的トス即チ實業ノ
教科ヲ主腦トシ併セテ普通教育ノ補習ヲ爲シ兩者共ニ其ノ目的ヲ達スルヲ以テ實業補習
學校ノ本旨トナスヘキコト專ラ普通教育又ハ實業教育ヲ施スカ爲ニ設ケラル、モノト覺
ニ其ノ趣旨ヲ異ニスル所ナリ

教授時間及季節ノ選定ハ實業補習學校ニ於テ深ク意ヲ用フヘキ所ニシテ或ハ夜間或ハ日
曜日或ハ職業上ノ休業日或ハ冬期農隙等土地ノ情況生徒職業ノ種類繁閑等ニ依リ其ノ修
學ニ最モ便宜ナル時期ヲ擇ヒ簡易切實ニ教授セシムコトヲ要ス

實業補習學校ニ於テハ其ノ性質上多數ノ時間ヲ一定シテ教授ヲ爲サムコト固ヨリ望ムヘ
キモノニアラス然ルニ徒ニ教授時數ノ多キヲ貪ルハ今日ノ通弊ニシテ彼ノ從來小學校ニ
附設スルモノノ如キハ概ネ同時ニ教授スルヲ以テ設備及教授共ニ不完全ニ陥リ兩者孰レ
モ其ノ本旨ヲ達スルヲ得サルハ宜シク戒ムヘキコトナリトス特ニ今回附設ノ範圍ヲ擴張

シテ營ニ小學校ノミナラス實業學校及中學校等ニモ及ホシタルヲ以テ此等ノ學校ニ附設
スル場合ニアリテハ當該學校教授時間ノ前後又ハ休業日等ニ於テ其ノ教授ヲ爲スコトト
セハ互ニ相妨クル所ナキノミナラス教員設備ノ如キモ相兼メルノ便宜ヲ得テ各々其ノ效
果ヲ完ウスルコトヲ得ヘシ

此ノ如ク實業補習學校ニ於ケル教授ノ時間及季節ハ多種多樣ニ且長短不同ニ選定シ得ル
ヲ常トスルカ故ニ必シモ修業年限ヲ定ムルノ必要ナク寧ロ教科目ニ就キ之カ修業期間ヲ
定ムルノ適當ナルヘキヲ認メ今回之ニ關スル規定ヲ改メタリ而シテ修業期間ハ土地ノ情
況ト教科目ノ種類トニ依リ或ハ之ヲ數週數月ノ短期トシ或ハ之ヲ數年ニ互ルノ長期トス
ルコト固ヨリ其ノ任意タリ又同一學校ニ於テ修業期間ノ相異ナル教科目ヲ置キ生徒ノ志
望ニ應シテ之ヲ選擇セシメ或ハ某期間ニ於テ某科目若ハ某事項ヲ修メ他ノ期間ニ於テ他
ノ科目若ハ他ノ事項ヲ修メ數期間ニシテ始メテ全教科若ハ某科目ノ全部ヲ修了スルコト
ヲ得シムルカ如キ最モ實業補習學校ノ妙用ノ存スル所ナルヲ見ルヘシ

普通ノ教科目中讀書習字算術ハ從來之ヲ必須科目ト爲シタリト雖モ補習教育ハモト應用
ヲ主トスヘキモノナレハ必シモ是等ヲ獨立ノ教科目トシテ設ケルヲ須ヒス實業ニ關スル
科目ニ依リテモ亦能ク普通教科目補習ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘキカ故ニ今回國語及算
術ハ之ヲ缺クコトヲ得シメタリ故ニ普通ノ教科目ハ總テ之ヲ設ケルモ悉ク之ヲ缺クモ又

ハ單ニ其ノ一科目ヲ設クルモ皆地方ノ便宜タルヘシト雖モ年少ノ生徒ニシテ普通教育ノ素養十分ナラサルモノニハ成ルヘク之ヲ課シ以テ補習ノ目的ヲ完ウセシムルヲ可トス又土地ノ情況ニ依リテハ日本歴史科唱歌等ノ如キ教科目ヲ加ヘテ補習ヲ爲サシムルノ必要ナシトセス故ニ改正ノ規程ニ於テハ此等ノ教科目ヲモ斟酌シ適宜之ヲ加フルノ自由ヲ與ヘタリ然レトモ之カ爲ニ限リアル教授時間ニ於テ徒ニ教科目ヲ繁多ナラシムルハ宜シク避クヘキコトナリトス而シテ以上ノ諸教科目ハ之ヲ設ケタル場合ニ於テモ亦皆之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得シメタルハ生徒各自ノ志望ト學力トニ應シ適切ノ教育ヲ受ケシムルノ要アルニ依ル

德育ハ教育ノ基礎ニシテ特ニ實業ニ從事スル子弟ニ對シテハ專ラ私利ニ馳スルノ弊ヲ避ケ信用ヲ重シ公益ヲ尙フノ氣風ヲ養成スルノ要最モ切ナリ宜シク生徒各自ノ性情ニ應シ總テノ教科目ニ通シテ徳性ヲ涵養シ實踐躬行ヲ勸奨セムコトヲ期セシムヘシ特ニ修身ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テハ最モ茲ニ留意シテ教養指導ノ途ヲ誤ラサシムルコトヲ要ス

實業ニ關スル科目ハ土地ノ情況ニ應シ選擇最モ宜シキヲ得サルヘカラス省令ニ掲ケル所ノモノハ僅ニ其ノ數箇ヲ例示シタルニ過キス故ニ圖畫圖案ノ如キ物理化學ノ如キ之ヲ合シテ各々一科目ト爲シ又博物ヲ動物植物礦物ニ養蠶ヲ養蠶法蠶病探種等ニ商事要項ヲ銀

行保險倉庫等ニ分科スルカ如ク便宜分合取捨スルコトヲ得ヘキハ勿論ナリトス此ノ他特種ノ職業ノ爲ニハ又其ノ教科目ヲ定ムルコトヲ得シメタルカ故ニ必要ニ應シテ機械刺繡染色練漆蒔繪指物木型鍛冶鍍金陶畫製版印刷製本釀造製紙絲革製糖蹄鐵養禽養蜂庭園製絲酪農罐詰罐節海苔養蠶等ノ事項ニ就キ選定スル等土地ノ情況ニ應シ其ノ職業ニ適切ナラシムルコトヲ要ス而シテ學校ニ於テハ其ノ教授スル所ノ實業ノ教科目ニ依リテ生徒ヲシテ家庭工場若ハ商店ニ於テ學習シ能ハサル智識技能ヲ修得セシメ以テ生徒カ學校外ニ在リテ實地ニ操作スル所ノ事物ト密接ノ關係アラシメ内外相應シテ實業ノ發達ニ資セシムルコトヲ期スヘシ

入學ノ資格ニ關シテハ年齢十年以上學力尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得シメタルカ故ニ地方ノ情況ト學校ノ種類トニ應シ適宜之ヲ定メ必シモ一律ニ拘泥セシメサラムコトヲ要ス

實業補習學校ハ能ク少額ノ經費ヲ以テ容易ニ設置シ得ヘキカ故ニ主トシテ市町村ノ如キ團體ニ於テ施設スルヲ適當ト爲スト雖モ道廳府縣立實業學校ニ附設スル場合ニアリテハ道府縣ニ於テ之ヲ設置スルコトヲ得ヘキハ實業學校令第三條ニ規定セララルル所ナリ然ルニ是等附設學校ノ設置セララルモノ殆ント之ナキノ現狀ニ就テハ遺憾ナキ能ハス自今各地方ニ於テ事情ノ許ス限リ其ノ道廳府縣立實業學校ニ實業補習學校ヲ附設シ以テ其ノ地

方ニ於ケル模範學校ト爲シ他ノ學校ヲシテ此ニ則ラシムルアラハ庶幾ハ實業補習教育ノ標的ヲ誤ラサルコトヲ得ン
 實業學校ニシテ國庫ノ補助ヲ申請スルモノ比年遞加スルニ拘ラス補助ノ金額ハ自ラ限リアルヲ以テ治ク其ノ申請ヲ納ルルコトヲ得ス地方長官ハ宜シク地方經濟ノ情況ヲ計リ實業補習學校ノ如キ必シモ多額ノ費用ヲ要セサルモノニ對シテハ地方費ヲ以テ適宜補助スルノ方法ヲ講シ以テ國庫補助ノ及ハサル所ヲ補ヒ且從來補助ヲ受クル所ノ學校ニ對シテハ漸次國庫ノ補助ニ依頼セス獨立維持ノ途ヲ立テシメムコトヲ努ムヘシ
 今ヤ實業補習學校規程ヲ改正シタルニ依リ地方長官ハ克ク上述ノ主旨ヲ體シ彼ノ名ハ實業補習學校ト稱スト雖モ其ノ實小學校ノ變形ニ過キサルカ如キモノニ對シテハ努メテ之ヲ實業補習學校ノ本旨ニ適セシメ以テ名實相副ハシムルノ途ヲ講シ又將來設置セラルル所ノ學校ニ對シテハ能ク之カ本旨ヲ誤ルコトナク地方ノ情況ニ適應スルノ施設ヲ爲シ以テ十分ノ效果ヲ收メシムヘシ

改正規程の發布に伴ひ、各府縣に於ても訓令を出し準則を示し之が普及發達に力めたる結果、實業補習學校は急激に増加し、明治三十七八年日露戰役後に於ける國勢の伸展と時代の趨勢は更に其の振興を促し、報徳主義の宣傳、青年團の設立等亦著しく新教育の發達に貢獻した。今左に規程制定以來明治年間に於ける我が國實業補習教育發達の概況を示さう。

實業補習教育發達の情況 (其の一) (文部省年報に據る)

年 度	學 校	生 徒		修 了 者		入 學 者	
		男	女	男	女	男	女
明治二七	一九	八七二	二四九	一、二二	—	—	—
同 二八	五五	二、五五	七七一	三、三三	—	—	—
同 二九	九三	四、六三	七四	五、三七	—	—	—
同 三〇	一〇八	五、三三	一、四三	六、四八	—	—	—
同 三一	一一三	五、五三	一、四〇	六、九三	—	—	—
同 三二	一〇八	五、九九	一、三九	六、九三	—	—	—
同 三三	一五一	七、二二	一、六八	八、八〇	—	—	—
同 三四	二二二	一〇、一六	二、八九	一、四四	—	—	—
同 三五	六三〇	三三、八七	七、二六	二、二二	—	—	—
同 三六	一、三四九	一〇六、六〇	二四、三六	五、六六	—	—	—
同 三七	一、六八四	一九、二二	二、七八	二、三四	—	—	—
同 三八	二、七四六	三〇、四九	五、〇〇	一、七三	—	—	—
同 三九	四、二一一	五三、九九	一〇、八三	三、九八	—	—	—
同 四〇	四、九一九	五三、八〇	一〇、二八	三、八二	—	—	—
同 四一	四、七五一	五三、九六	一〇、四三	三、七二	—	—	—
同 四二	五、一九二	五三、九六	一〇、四三	三、七二	—	—	—
同 四三	六、一一一	五三、九六	一〇、四三	三、七二	—	—	—
同 四四	六、七四〇	五三、九六	一〇、四三	三、七二	—	—	—

第二節 大正の實業補習教育

大正に入り先づ特筆すべきは從來文部省に於て實業補習教育調査委員を設け、各種實業補習教育に關し調査研究せしめたる結果を同二年に至りて發表したこゝである。該報告は實業補習學校の組織及び編制より修業期間、授業時期及び時間、學科目及び毎週教授時數、教授及び訓練設備、生徒就學出席の獎勵、學校ミ外部ミの聯絡等學校經營上準據すべき各種の事項を研究し、又教員の養成任用及び待遇、實業補習教育振興の方法等斯教育の全般に互つて調査したもので、當時の規程とは多少相容れざりし點あるも、其の後各府縣にて發布したる施設標準の基礎をなし、又今日に於ても參考ミ爲すべきもの頗る多いから、左に其の全文を掲げるこゝとする。

實業補習教育調査

(大正二年三月文部省實業補習教育調査委員報告)

組織及編制に關する件

實業補習學校は、尋常小學校卒業以上の者若は學齡を過ぎたる者等にして、既に各種の實業に従事し又は従事せんミする者を教育する所なるが故に、其の生徒の年齢學力技能業務等著しく不齊一なるのみならず、學修せんミする事項及其の程度に於ても亦甚しき差異あり

ます。是等の入學者に對し、有效適切なる教育を施さんには、學科の程度に於ても學級の編制に於ても、極めて多種多様ならざるべからず。故に之か組織を定むるには、其の地方に於ける實業の種類、入學者の學力等に應じ、土地の事情、設備の許す限り、成るべく程度の異なりたる幾多の階級を設け、以て生徒の希望並其の能力に適合すべき教育を施すを要す。今入學者の學力を標準として組織を定めんか。例へば尋常小學校卒業程度の學力に適應すべきもの、修業年限二箇年の高等小學校若は低度の實業學校徒弟學校等の卒業者に適應すべきもの、中學校若は甲種實業學校等の卒業者に適應すべきもの、爲に設くるもの、或は實地の經歷充分なるも學問の素養足らざる者に對し、職業上特に必要なる専門學科を授くるもの等の如し。

又數階級を一校内に設くるも、或は一校一階級の制を探るも、全く任意たるべし。雖も、人口稀薄にして、其の生徒數僅に一學級を爲すに過ぎざるが如き處にありては、生徒の學力職業の種類等に依り、一學級を若干の組に分つを可とし、生徒數多く若干學級を置くに足る處にありては、成るべく其の學力職業等により之を若干學級に編制すべし。又都會地にありては、便宜適所に低度の學級を以て組織する補習學校を設置し、其の中央部に於て之に連絡する高度の補習學校を設くるも可なり。又地方によりては、低度の學級を以て組織する補習學校のみを設け、其の修了者をして都會地若は他地方に於ける高度の補習學校に入るを得

しむるこじむするも可なるべし。

學級の編制につきても、年齢學力、修業期間、學科目、職業の種類等によりて、學年別學期別學科別の形式により、又は特種の職業に對する學級を編制する等、其の方法多種あるべし。雖も、年少者を收容するものにおいて、は學年別を採り、相當の教育ある年長者を收容するものありては、學科別に依るを適當とする場合多かるべし。

生徒各自の境遇、職業の都合等に依りては、學年編制、學期編制等に依る場合と雖も、學科目中の一部を前學年若は前學期に於て修め、他の一部を他の學年若は他の學期に於て修め、或は同一學期にありても、某學科は之を甲組に、某事項は之を乙組に於て修めしむるを得しむるが如くする等、常に生徒修學上の便宜を圖るを要す。又教員の配當設備、其の他の都合上複式教授、二部教授等の編制に依るも可なり。

學科に關する件

學科目は大別して、普通學科目及實業學科目の二種とす。

一、普通學科目

普通學科目は

修身、國語、算術、地理、歴史、理科、物理、化學、博物、圖書、英語等の中より選擇すべし。但し修身科は成るべく必須科目とし、個人として必須なる諸徳目は勿論、國民、市町村民として心得べ

き事項を併せ授くるを可とす。國語、算術の二科目は其の素養不充なる者に向つては成るべく之を課すべく、地理、歴史の如きは國語に附帶し之を課するも可なり。

尙國語を讀書作文、習字に、算術を筆算、珠算に分つが如く、科目を適宜分割して其の一事項若は數事項を教授するも可なり。

二、實業學科目

農業學科目は

土壤肥料、土地改良、農具作物、園藝、病害、養蠶、養畜、養魚、森林、測量、農産製造、農業工業、農業經濟、産業組合、農業簿記、農業法規等の中より、當該地方に適切なるものを選択すべし。

尙園藝を果實、蔬菜、觀賞作物等に、養畜を養豚、養鶏、養蜂等に分つが如く、一科目を適宜分割して當該地方に適切なる事項のみを課するも可なり。

水産學科目は

水産動物、植物、漁撈、養殖、製造、漁船、水産法規等の中より、當該地方に適切なるものを選択すべし。

尙漁撈を捕鯨、トロール、漁具、漁獲物處理等に、養殖を鰻、鯉、鱒等の飼養、鮭、鱒、鱒化等に、製造を節、錠、詰、鹽、鹹、化製等に分つが如く、一科目を適宜分割して當該地方に適切なる事項のみを課するも可なり。

工業學科目は

原動機・機構・板金・鑄金・發電機・電動機・電燈・電車・電信・電話・家屋構造・室内裝飾・家具・指物・挽物・道路・橋梁・鐵道・船舶・探礦・冶金・機械・紡績・染色・陶磁器・漆器・硝子・煉瓦・セメント・塗料・石鹼・寫眞・製版・製糖・製油・製紙・製革・釀造・材料及工作法・測量・製圖・圖案・仕樣見積・工業經濟・工業衛生・工業簿記・工業法規等の中より當該地方に適切なるものを選択すべし。

尙原動機を蒸氣機關・瓦斯機關・石油機關・水車等に、家屋構造を和風建築・洋風建築等に、船舶を木船・鐵船等に分つが如く、一科目を適宜分割して一事項若は數事項を課し、或は家具指物・挽物等を併せて木工の一科目とし、道路・橋梁・鐵道等を併せて土木の一科目とするも可なり。

以上の外必要に應じ、時計・鉛工・彫刻・寄木・象・簞・竹・細工・製靴・製本・製藥・鍍金・マツチ等の如き學科目を設くることを得べし。

商業學科目は

簿記・商事要項・商業英語・商業作文・商業算術・珠算・商業地理・經濟法規・商業經營學・タイプライテング・速記・術・商業實踐等の中より適宜選擇すべし。但し簿記は普通簿記・用簿記に、商事要項は銀行・保險・倉庫・運漕等に分ちて教授することを得べし。

以上の外必要に應じ、通譯會計・監査・廣告等の如き特殊事項の爲に學科目を定め教授す

ることを得べし。

商船學科目は

航海術・運河・機關・航海・海上氣象・造船機械・製圖・應用力學・海務に必要な法規等の中より適宜選擇すべし。

以上各實業學科目の外、尙裁縫・刺繡・造花・編物・組物・袋物・製糸・洗濯・刺染・製菓・製理・製炭・鑛詰・造庭等、適宜必要な事項を擇みて教授することを得べし。

修業期間に関する件

修業期間は、生徒の年齢及學力毎週教授時數・學科目の種類・業務の繁閑等に依り定むべきものにして、劃一に規定すべからず、雖も學年別組織を採るものにおいて、尋常小學校卒業者を直に收容する補習學校は二箇年乃至三箇年を以て適當とすべく、其の他の者にありては三箇月・六箇月・一箇年・二箇年等適宜之を定むべし。又學科別組織を採るものにおいて、概して修業期間を短くし、學科目の種類・教授事項の難易等により、一週若は數週間に於て修了せしむるも、二學期若は三學期以上に亘り、全學科若は某事項の全部を修了せしむるも不可なし、又場合に依りては規定の修業期間に拘泥せず、適宜進級又は修了せしむるを可ます。

授業時期及時間に関する件

授業時期及時間は、土地の情況生徒の職業の種類等に依り適宜之を定むべし。授業の時期に關しては農繁の季節、盆暮、會社の決算期等を避け、業務の閑散なる時期を選ぶべく、又授業は心身の疲勞せざる時間に於てするを最も適當とす。雖も多くの場合に於ては、晝間授業は生徒の出席に不便なるべきが故に、朝夕夜間又は日曜其の他の休日等、業務に支障なく修業に便利なる時を選ぶべし。毎週教授時數も亦生徒の年齢、業務の都合、土地の情況、修業期間の長短等により斟酌すべきものにして、固より一定すべからず。又同一學校にありても業務の繁閑、日の長短等によりて適宜伸縮するも不可なし。雖も一日凡三時間以内とし、毎日、隔日又は一週二日等便宜之を定むべし。

學科目及毎週教授時數等の例

各學科目配當及毎週教授時數等は、學校の種類、土地の情況、修業期間の長短、生徒の年齢等により之を定むべきものにして、固より一定すべからず。又同一學校にありても業務の繁閑、日の長短等によりて適宜伸縮すべきものにして、到底一律の編制を爲すこと能はず。雖も左に數例を示して參考の資に供す。

農業補習學校

入學資格を尋常小學校卒業又は高等小學校卒業、毎週教授時數を四時間乃至十四時間とし、修身、國語、算術、理科及農業を課する場合に於ける授業時數配當表

學科目	每週十四時間授業する場合	每週十二時間授業する場合	每週十時間授業する場合	每週八時間授業する場合	每週六時間授業する場合	每週四時間授業する場合
修身	四	四	四	三	三	一
國語						
算術	二	二	二	一	一	一
理科	二					
農業	六	六	四	四	二	二
合計	一四	一二	一〇	八	六	四

女子に毎週十二時間授業する場合にありては、修身一時間、國語二時間、算術一時間、家事三時間、裁縫三時間、農業一時間とし、毎週十時間授業する場合にありては、家事裁縫を各二時間に減す。

右表中其の何れを適用するも、修業期間は土地の情況、學科目の種類によりて適宜之を定むべし。又其の第一期又は第一學年を修了したる者は更に第二期第三期又は第二學年第三期學年を進學するを通例とすれども、生徒の希望によりて、或は第二期又は第三期等の教授事項のみを修むることを得しむるものとす。普通學科の素養ある者には、普通學科目の教授時數を減じて之を實業學科目に加ふるも可

學科目	第一學年		第二學年	
	每週教授時數	學科目	每週教授時數	學科目
修身	一	同上	一	同上
國語	二	同上	二	同上
實用數學	二	同上	二	同上
物理	二	同上	二	同上
物產及製圖	二	同上	二	同上
圖畫	二	同上	二	同上
實用機械學	二	同上	二	同上
合計	九		九	

一、入學資格同前、修業年限を二箇年、每週教授時數を九時間とし、機械科の一事項(機械工作)を課する場合の一例を擧ぐれば次の如し。

學科目	第一學年		第二學年	
	每週教授時數	學科目	每週教授時數	學科目
理科	二	物理	三	
圖畫	二	製圖	三	
機械に關する學科目	二	同上	三	
合計	二二		二二	

なり。

各學科目中、生徒各自の家庭に於て自修し得る事項に付ては、適當なる課題を與へて自修せしめ、其の成績を検閲し、學校教授と相俟つて業學の上進を圖るも亦可なり。此の場合には當該學科目の教授時數を適宜減少することを得べし。

水産補習學校

水産補習學校は農業補習學校の例に準ず。

工業補習學校

(一) 學年別組織の例

一、入學資格を尋常小學校卒業又は高等小學校卒業、修業年限を三箇年、每週教授時數を十二時間とし、機械科の一例を擧ぐれば左の如し。

學科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	每週教授時數	學科目	每週教授時數	學科目	每週教授時數	學科目
算術	三	實用數學	二	同上	二	同上
國語	三	同上	一	同上	一	同上
修身	三	同上	一	同上	一	同上
合計	三三		二二		二二	

右の二表中、生徒の希望によりては一科目若は数科目を随意専修せしむるを得べく、實習工業簿記、工業經濟等を課する場合には相當時数を増加するものとす。

(二) 學科別組織の例

此の組織に於ては、一學科を選択學修するに便ならしむるに止らず、關係の密接なる學科相互の教授時間に支障なく兼修するを得しめ、又は一學科を修了せし後引續き他の學科を學び、遂に數學期に互りて關聯せる幾多の學科を修了し、或は同一學科に就きて甲乙等の階級を設け次第に程度を進めて學修するを得しむる等、適宜時間の配當をなすものとす。

學科	學年		
	第一 期	第二 期	第三 期
修 身	4	4	4
國 語	4	4	4
算 術	4	4	4
理 科	2	2	2
實 用 學	2	1	2

商業補習學校

(一) 學年別組織の例

入學資格を尋常小學校卒業又は高等小學校卒業、修業年限三箇年、每週教授時数を十二時間とするもの

機 械 工 作 法	2	2	3	3
機 械 製 圖	4	4	4	4
規 矩 術	4	4	4	4
建 築 製 圖	4	4	4	4
電 氣 機 械 製 作	2	2	2	2
機 織 法	2	2	2	2
色 染 法	2	2	2	4
圖 案	4	4	4	4
工 業 簿 記	3	3	3	3
工 業 法 規	3	3	3	3
工 業 衛 生	3	3	3	3

(二)職業別組織の例

右表中各學科目は之を選擇科目とし、又修身は隨時之を授く。

職業の種類	學科	
	銀行	商學
外國貿易	商法、貨幣、銀行、簿記、計算學、商業算術、珠算、英語等	外國貿易、外國爲替、商業算術、商品學、商業地理、通關、英語等
保險	商法、保險論、簿記、數學、珠算等	

商業簿記	四
珠算	四
商用英語	四
合計	一二

入學資格を中學校卒業修業期間六箇月、每週教授時數十二時間とし、毎夜授業するもの

簿記	三
商業事項	二
合計	九

入學資格同前、稍年長者を收容し、修業年限二箇年、每週教授時數九時間とし、隔夜授業するもの

學科目	學年		
	第一學年	第二學年	第三學年
修身	三	三	二
國語			
算術	二	二	三
英語	二	二	三
簿記	三	三	
商業事項	二	二	
商業實踐			
合計	一二	一二	一二

修身	二
國語	二
算術	二

織	物	商	織、紡績、色染、圖案、商法、簿記、珠算、英語等
機	械	商	機械、製圖、商法、簿記、珠算、英語等

教授及訓練に関する件

(一) 教授に就きて

補習學校の生徒は年齢、學力、職業、經歷等の差異甚だ多かるべきを以て、教授事項に於ても、教授方法に於ても、生徒各自の事情に最も適應せしめんことを努めざるべからず。故に學級を編制するに當りても、成るべく生徒の能力を顧み、又一學級内に於ても場合に依り、或は更に數組に分ち、或は各個に其の實力相應の教授を施すことに注意すべし。

補習學校は一般に教授時數少きのみならず、夜間開校するものゝ如きは、其の生徒は晝間の勞働の爲に心身共に疲勞し居るべきを以て、教師は特に教授事項を精選し、教授の順序を豫定する等、十分に教授の豫備を爲し、以て教授時間の空費を防ぐは勿論、實物觀察、實驗等により、絶えず其の教授に興味多からしめんことを期すべし。

補習學校の生徒は家業務等に妨げられ、缺席する者尠なからざるべければ、教授は成るべく、毎回完結せしめ、教授の内容は之を印刷に附する等、生徒の便利を圖るべし。

(二) 訓練に就きて

補習學校の生徒は其の年齢既に青年期にしたる者多く、動もすれば社會の惡風に感染するの虞あるを以て、特に修身教授に重きを置き、適當なる手段に依りて之が訓育に努むるを肝要とす。左に効果多かるべき方法二三を擧ぐ。

- 一 管理の規程を定め、職員一致して訓育の任に當ること。
- 一 實習は教師親しく生徒に接すること多くして、訓育を與ふるの好機會なれば、此の時間にて感化を與へんことを努め、特に秩序、整頓、清潔等の諸項に注意して、徳性涵養に資すること。
- 一 社會の出來事又は當該學校及其の生徒に關して生じたる事件は、之を利用して訓育に資すること。
- 一 青年會又は其の他の團體或は父兄保護者等との連絡を圖り、一致して生徒の風紀を取締ること。

實習に関する件

實習は既に實地的技能を有する者に對し、理論を主として教授する場合には之を課するの要なかるべきも、實地を主とする場合は勿論之を主とせざる場合に於ても、年少の生徒に對しては適宜之を課するを可とす。又年少者にあらざるも之に改良の方法を授け、或は組織的技能を與ふる爲に實習を課するの要ある場合もあるべし。

特に農業補習學校に在りては、晝間開設のものには成るべく實習を課すべく、夜間開設のものに在りても特殊の技能を要する事項例へば果樹の剪定、整枝、病虫害防除劑の調製、撒布等に就きては、特に晝間臨時の召集を行ひ之が實習をなさしむるを可とす。但し設備の許さざる場合には適宜見學の法を採るも固より不可なく、尙一坪農業の如き方法によりて實習を課すも可なり。

設備に關する件

補習教育は最も簡便にして且經濟的の設備方法に依り之が普及發達を期せざる可らざるを以て、校舍は小學校其の他の建物を假用する場合多かるべしと雖も同一種類の實業學校又は中學校等の設備を利用するを得ば最も便利なるべし。但し農村等人家散在して幾箇の部落をなせる土地にありては、生徒通學の便宜上成るべく部落毎に校舍を設くるを可とするが故に、該地の小學校其の他の學校は勿論、寺院民家養蠶室、各種集會所等適宜の建物を利用するを便とすべし。又大都市等に在りては中央補習學校を設け、他の補習學校と互に聯絡關係を保ち、豫て當該地方補習教育の研究所たらしむるを可とす。又教授用器具、器械、標本、模型類等の外、學科の種類並生徒職業の如何に依りては工場實習地、特別教室等を要することあるべく、又工場會社、商店等より直に通學する者尠からざる場合に於ては、此等生徒の爲に、食事等に關し特に便宜を圖るの要あるべし。又冬期夜間開校の

場合には、教室に相當防寒の設備をなすべく、燈火は安全にして光線の十分なるものを用ふべし。

生徒の就學出席の獎勵に關する件

職員の熱誠と篤行を以て生徒を指導感化し、教授の内容と教授法とを善くして補習教育の眞價を發揚するは、生徒の就學出席を獎勵する最良の方法なりと雖も、尙土地の情況學校の種類等に應じ、適宜左に示すが如き方法を實行するを可とす。

- 一 補習教育の必要に關し時々講話を爲すこと。
- 一 小學校生徒卒業の際、校長及受持教員より補習教育の必要を説示し入學者を勧誘すること。
- 一 學校職員、町村吏員其の他地方の名望家より生徒の就學出席を獎勵すること。
- 一 農會、商業會議所、教育會、青年會等より生徒の就學出席を獎勵すること。
- 一 會社、銀行、商店、工場主、雇主等より就學出席上の便宜を與へ、且之を獎勵監督すること。
- 一 通學に必要な交通機關の料金を割引すること。
- 一 通學簿を作り、登校退校の時刻其の他を家庭又は雇主に通知し、又出席不定の者及缺席多き者に對しては家庭若は保證人に注意すること。
- 一 精勤なる生徒を表彰すること。

一 防寒燈火の設備を善くし、新聞雜誌圖書縱覽の便を與へ娛樂機關を設くる等、生徒をして登校に愉快を感せしむる方法を講ずること。

教員に關する件

(一) 教員の養成

一 小學校本科正教員中より人選し、實業專門學校又は實業學校に於て之に特別の教育を施すこと。

二 師範學校の二部教授を擴張し、若は他に適當なる教育機關を設け、實業學校卒業生又は相當の學力を有し専門の技術に堪能なる者の中より人選して就學せしめ、凡一箇年間に於て教育學、教授法、學校管理法等を修得せしむること。

三 補習學校教員、小學校教員等に對し、夏期休業等適當なる時期に於て講習會を開催すること。

(二) 教員の任用

補習學校に於ける普通學科の擔當者としては、成るべく小學校本科正教員以上の者を以て之に充つべく、實業學科の擔當者としては、成るべく前掲實業教員として養成せられたる者の外、實業學校の教員、道廳府縣都市農會會社工場等の技術者、其の他實業に従事する者を以て之に充つるを可し。

(三) 教員の待遇

優良なる教員を聘用し、且永く安んじて其の職に盡さしめんには其の待遇を厚うせざるべからず。然るに補習學校の教員は、他の教職等に從事する者の兼務する場合多く、動もすれば其の手當極めて僅少にして、地方によりては義務的に教鞭を執らしむるものあり。此の如きは補習學校をして其の効果を擧げしむる所以にあらざるを以て、相當の俸給又は手當を支給すること要す。

又近時補習教育の擴張せらるゝに従ひ、専門學校其の他高等の學校を卒業せる者を専任教員に任用するものあり。殊に都市の學校に於て然り。然るに現行規程によれば、公立實業補習學校職員の名稱待遇は公立小學校の例に依る。此の如きは補習學校教員優遇の意に副はざるを以て、現行規程に改正を加へ之が優遇の途を講ずるを可し。

道廳府縣都市等の實業技術員並銀行會社等の實業家を囑託又は依頼する件

補習學校に於て道廳府縣都市等の實業技術員、銀行會社工場、實業家、商品陳列所、技師、稅關吏員等に囑託し、各自の職務に關係ある専門の知識に就きて講義をなさしむるは、教授をして實際に近からしむるに適切なる方法の一なれば、相當の人物を招致し得る場合には、努めて此の方法を採るを可し。例へば農業補習學校に於て、蠶病豫防吏員をして蠶病に關す

る教授を爲さしめ、肥料検査官吏をして肥料購入上の注意に關する講話を爲さしむるが如き、商業補習學校に於て、商品陳列所技師をして商品の鑑定保存方法等に關する教授を爲さしめ、税關吏員をして通關手續に關する講話を爲さしむるが如き、工業補習學校に於て、大工の規矩術に堪能なる者をして規矩術の講義をなさしめ、打刃物に堪能なる者をして刃物に關する講義をなさしむるが如き是れなり。

外部との連絡に關する件

(一)商業會議所、工場、銀行、會社、農事試驗場、工業試驗場、水産試驗場、農會、水産組合、學校等の連絡
右諸機關と連絡を通せんが爲に、之に對し左記諸項の實施を求むること。

- 一 學校教育上必要な諸調査、諸報告、質疑等の依頼に應ずること。
- 二 教授、訓練、管理の方法に就きて意見を提供すること。
- 三 學校が開催する講話會、娛樂會、慰安會、遠足會等を協賛し、又講話の需に應ずること。
- 四 修了生徒は、卒業生にして現に職を有する者の爲には特に優待の途を講じ、求職者の爲には其の就職につきて斡旋の勞を取ること。
- 五 標本、器具及器械等の利用に就きて便利を與ふること。
- 六 大都市等に於ける商業會議所、銀行又は多くの職工徒弟等を雇備する工場、會社及農會は補習學校を自ら經營し、又は他の經營に係るものを補助すること。

七 商業會議所、銀行、農會又は當該學校に多くの生徒を供給する工場、會社、雇主等は成るべく生徒に學用品又は授業料等を給與し、又は生徒の就學出席に便宜を與ふる等獎勵の方法を講ずること。

八 會社、工場、銀行、農事試驗場等は補習學校生徒に見學の便を與ふること。

(二)其の他の連絡

- 一 實業家及有志家等を卒業式其の他の會合に招待すること。
- 二 在學生と卒業生との連絡を圖ること。
- 三 時々生徒の父兄等を集めて講演會を開くこと。
- 四 生徒成績物品評會を開き公衆の縦覽に供すること。

獎勵の手段に關する件

- 一 文部省主宰の補習教育講習會を開き、道廳府縣學務課長、視學、學校長等をして聽講せしむること。
- 二 道廳府縣郡市當局者、實業學校職員等をして各地に出張講演をなさしめ、補習教育の必要を鼓吹すること。
- 三 補習學校に國庫、道廳府縣郡市、農會、商業會議所等より補助金を交付すること。
- 四 優良なる補習學校及成績顯著なる當事者を表彰すること。

實業補習教育に關する以上の調査を公示せられてから、各府縣に於ては、競うて管下實業補習教育施設の標準を定め、極力之が改善發達に腐心し、又文部省に於ては、歐米諸國に於ける實業補習教育の情況を調査して之を頒布し、又商工補習教育講演會を開き、地方長官會議、實業學校長會議等に於て補習教育に關する諮問を爲す等、銳意斯教育の普及發達を圖り、其の改善刷新に努めたるため、實業補習學校數、亦年々共に増加し、殊に大正三年より五箇年の長きに互れる世界の大戦亂は、益々斯教育の振興を促し、町村に於ては、青年團の規約、町村の申合等により、町村在住の青年を強制的に實業補習學校に入學せしめ、而も滿二十歳まで在學せしむるもの次第に多からんとするの情況となり、實業補習教育を義務制度と爲すべしとの聲亦漸く喧しく、大正六年に設置せられたる臨時教育會議に於ても、「實業補習教育は益々其の普及發達を獎勵し成るべく速に之を全部又は一部の義務教育と爲し得るに至らしむべし」と決議せられるに至つた。今參考の爲め臨時教育會議に於ける決議事項中實業教育に關するものを掲げることとする。

臨時教育調査會に於ける實業教育改善決議事項

- 一 實業學校に關する現在の制度は大體に於て之を改むるを要せざるこゝ。
- 二 實業教育は内外の情勢に鑑み、益々其の振興發達を圖り、國庫補助の増額、其の他適切な獎勵の方法を講ずること。

- 三 實業學校に於ては、技能に偏するの弊を避け、德育に一層の力を用ひ、人格の陶冶に努むること。
 - 四 實業學校に關する行政機關を整備すること。
 - 五 實業學校に關する規定は一層之を寬にし、益々實際に適切ならしむること。
 - 六 實業學校職員の待遇を厚うするは、現時の情勢に鑑み、特に之を急務とするこゝ。
 - 七 實業學校と實業界との聯絡を一層密接ならしめ、相互の協力を促進する方法を講ずること。
 - 八 實業補習教育は益々其の普及發達を獎勵し、成るべく速に之を全部又は一部の義務教育と爲し得るに至らしむること。
 - 九 實業補習學校中特に其の程度の高きものは、制度上別に之を認め、其の職員の待遇に就きても相當の規定を爲すこゝ。
- かくて大正八年に至り、曾て廢止せられたる實業學務局の復活せらるゝに至るや、實業補習教育に關する諸般の制度に一大改正を加へられ、我が國の實業補習教育は茲に一新紀元を劃するこゝとなつた。制度の改正並に之に關聯したる各種の施設に就いては、項を更めて述べるこゝとし、先づ大正元年より大正十一年に至る十一箇年間に於ける斯教育發達の概況を示さう。

實業補習教育發達の情況 (其の二)

年度	學校	生徒		修了者		入學者		經費
		男	女	男	女	男	女	
大正元	七三六	二八、八六二	五、八六八	九、五二一	一、六四三	一、六二〇	一、八七二	六、三三〇
同二	八〇四	三、八〇九	六、八八八	一、〇三二	一、四〇七	一、七四七	三、二一六	一、〇七九
同三	八三九	三、六八七	七、九三三	三、三二五	三、三六八	一、九二二	三、八〇〇	一、三六五
同四	八九〇	四、八七七	八、九〇一	三、三三三	三、五八五	二、六三三	四、九二二	一、三〇九
同五	九六三	四、七五三	一〇、〇〇〇	四、七〇二	二、七九一	二、四三三	四、九二二	一、九八三
同六	一〇、七七七	五、五三三	一〇、〇〇〇	四、七〇二	二、七九一	二、四三三	四、九二二	一、九八三
同七	一一、〇九	六、三三三	一〇、〇〇〇	四、七〇二	二、七九一	二、四三三	四、九二二	一、九八三
同八	一三、三四	七、三三三	一〇、〇〇〇	四、七〇二	二、七九一	二、四三三	四、九二二	一、九八三
同九	一四、七五	八、四七六	一〇、〇〇〇	四、七〇二	二、七九一	二、四三三	四、九二二	一、九八三
同一〇	一四、四二	九、七五七	一〇、〇〇〇	四、七〇二	二、七九一	二、四三三	四、九二二	一、九八三
同一一	一四、九七	一〇、一八五	一〇、〇〇〇	四、七〇二	二、七九一	二、四三三	四、九二二	一、九八三

備考
 一、大正八年度迄の数は文部省年報に據る。
 一、大正九年度以降の學校數及び經費は實業實務局調査に據り、生徒數は推定に據る。
 一、經費は公立實業補習學校に係るもののみす。

第三節 實業補習教育制度改正

實業補習學校は、前二節に述べたやうに、既に明治二十三年の小學校令中に認められたのであるけれども、學校の設置されたのは、明治二十六年に實業補習學校規程を設けられてからである。即ち規程制定の翌年には學校數十九校生徒數千十七人となり、漸く増加して明治三十五年には學校數六百三十校生徒數三萬一千二百二人に達し、同年規程に一大改正を加へられるや急激の増加を示し、翌三十六年には學校數一千三百四十九校生徒數六萬八百二十八人となり、更に日露戰役後著しく増加し、明治三十九年には學校數四千二百一十一校生徒數十七萬一千五百二人に上り、大正元年には學校數七千三百八十六校生徒數三十四萬六千七百六十七人、大正七年には學校數一萬二千二百九十九校生徒數八十一萬一千九百四十四人を算するに至つた。今年末に於ける實業補習學校設置市町村數及び未設置市町村數を示せば左の通りである。

實業補習學校設置市町村數 (大正七年十二月末現在)

道府縣	設置市町村			未設置市町村		
	市	町	村	市	町	村
北海道	五	一六	一〇七	二二八	一	一一一
						一六六
						一七八

宮熊佐大福高愛香徳和山廣岡島鳥富石福秋山青巖

歌

崎本賀分岡知媛川島山口島山根取山川井田形森手

| - - - 七 - - - 二 - - - 三 - - - 二 - - - | 二 二 |

七 ^二〇 ^二四 ^二三 ^二九 ^一五 ^一五 ^一七 ^一八 ^一九 ^二六 ^二五 ^二四 ^一三 ^一八 ^二四 ^二四 ^一〇 ^一九

六 ^一五 ^一六 ^一八 ^二〇 ^二七 ^一五 ^一八 ^一七 ^二〇 ^二五 ^二八 ^一六 ^二三 ^一〇 ^一六 ^一九 ^一四 ^一三 ^一四 ^一八 ^一五 ^一七 ^一〇

六 ^一八 ^一〇 ^二〇 ^二〇 ^二三 ^二三 ^一七 ^一八 ^一九 ^二二 ^二七 ^二七 ^二四 ^一八 ^一七 ^一五 ^一四 ^一四 ^二〇 ^二七 ^二七 ^二九

| | | | | | | | | | - | | | | | | | - | | | -

四 ^一八 ^一六 ^一四 ^一九 ^一五 ^一一 | 五 ^二四 ^二四 ^二五 ^二七 ^二三 | 九 ^一八 ^一二 ^一九 | 二 ^一四

二 ^一四 ^一三 ^一六 ^一四 ^二二 ^二四 ^二六 | 二 ^一三 ^一三 ^一〇 ^一九 ^一四 ^一二 ^一七 ^一四 ^一三 ^一七 ^一二 ^一四 ^一七

三 ^一六 ^一七 ^一五 ^一八 | 一 ^一四 ^一五 ^一七 ^一四 | 三 ^一三 ^一五 ^二〇 ^二三 ^二四 ^一九 ^一四 ^一三 ^一九 ^二一 ^二四 ^一六 ^一二

福宮長岐滋山靜愛三奈栃茨千群埼新長兵神大京東

奈

島城野阜賀梨岡知重良木城葉馬玉湯崎庫川阪都京

| | 二 - | | 二 - | - | - | - | 三 二 二 二 二 - |

| | ^二四 ^二四 ^一三 ^三五 ^一〇 ^一六 ^二〇 ^二二 ^二三 ^二七 ^三〇 ^二七 ^一七 ^一八 |

| | ^三五 ^二六 ^一三 ^一八 ^二六 ^二〇 ^二〇 ^二九 ^三一 ^一四 ^一六 ^二三 ^二三 ^一六 ^一五 ^一三 ^二〇 ^二八 |

| | ^三八 ^三〇 ^一四 ^一八 ^三〇 ^一七 ^二四 ^一四 ^一八 ^三五 ^一八 ^二四 ^二四 ^一六 ^一七 ^一五 ^一四 ^二〇 ^二七 |

| | | - - - | 二 三 | - | | - | | | - | | | |

| | | 三 四 | 八 ^二〇 ^二一 ^一五 ^五二 ^一七 ^一七 ^二四 ^二四 ^二三 ^一八 ^一四 |

| | 八 ^三四 ^五〇 ^五四 ^三七 ^七八 ^四六 ^二一 ^二一 ^一〇 ^一八 ^二三 ^二三 ^一五 ^一七 ^一三 ^一九 |

| | 八 ^三五 ^五五 ^四九 ^九九 ^五八 ^二六 ^二六 ^三〇 ^二三 ^一七 ^三五 ^二五 ^一六 ^一八 ^一四 ^一三 |

鹿兒島	一	五	三	九	一	三	三	三
沖繩	一	五	三	九	一	三	三	三
計	五八	七八〇	六、九一二	七、七五〇	一六	四二五	三一五三	三、五九四

備考

一、道廳府縣立、郡立及び組合立實業補習學校は其の所在市町村の學校數に計上せり。
 二、東京、宮城、福島三府縣は統計に漏れたり。

實業補習教育は前述の如く長足の進歩を爲し、殊に各府縣共力めて之が普及を圖り、學校の設置を奨励したるため學校數は著しく増加したるも、其の内容を精査するに、施設區々にして組織整はざるもの多く、修業年限教授時數等の如きも長短の差甚だしくして適度を失するもの亦尠からざる情況であつた。左に大正七年末に於ける各府縣修業期間別實業補習學校數を示さう。

修業期間別實業補習學校數 (大正七年十二月末日本文部省調)

學年	男子收容學校		女子收容學校		計	修業期間	收容學校		計
	男子	女子	男子	女子			男子	女子	
一箇年	四〇九	一〇七	五	一六	五一六	一箇月未滿	三	三	六
二箇年	三八八	一、三三〇	五	一八	一、一八	一箇月以上	八	一	九
計	七、八八七	二、四三七	一〇	三四	一〇、三六五	二箇月未滿	一一	四	一五
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	三箇月未滿	一三	七	二〇
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	四箇月未滿	一四	八	二二
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	五箇月未滿	一五	九	二四
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	六箇月未滿	一六	一〇	二六
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	七箇月未滿	一七	一一	二八
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	八箇月未滿	一八	一二	三〇
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	九箇月未滿	一九	一三	三二
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	一〇箇月未滿	二〇	一四	三四
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	一〇箇月以上	二一	一五	三六
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	計	二二	一六	三八

學年	男子收容學校		女子收容學校		計	修業期間	收容學校		計
	男子	女子	男子	女子			男子	女子	
一箇年	四〇九	一〇七	五	一六	五一六	一箇月未滿	三	三	六
二箇年	三八八	一、三三〇	五	一八	一、一八	一箇月以上	八	一	九
計	七、八八七	二、四三七	一〇	三四	一〇、三六五	二箇月未滿	一一	四	一五
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	三箇月未滿	一三	七	二〇
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	四箇月未滿	一四	八	二二
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	五箇月未滿	一五	九	二四
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	六箇月未滿	一六	一〇	二六
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	七箇月未滿	一七	一一	二八
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	八箇月未滿	一八	一二	三〇
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	九箇月未滿	一九	一三	三二
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	一〇箇月未滿	二〇	一四	三四
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	一〇箇月以上	二一	一五	三六
計	一一、四七〇	三、六九七	一六	五二	一五、一七九	計	二二	一六	三八

備考

一、一學校にして各項に該當するものは各別に相當欄に計上せり。
 二、東京、兵庫、宮城、福島、石川及び沖繩の六府縣は統計に漏れたり。

即ち尋常小學校卒業者を入學せしむる學校にして、修業年限僅に一箇年なるあり、又長きは十箇年を超ゆるもあり、其の期間短きものは教養の時日少きため、年限長きものも一年の教授時數僅少にして動もすれば散漫に流るゝがため、共に新教育の本旨を完うすること難く、又學科目の如きも選擇宜しきを得ざる等、其の他内容の全般に互りて改善を要するもの甚だ尠からざる情況であつた。然るに大正八年文部省に實業學務局の復活せらるゝに至るや、中橋文

相山崎實業學務局長等銳意實業教育の振興刷新を企畫し工業教育、農業教育及び商業教育に關し夫れ々調査委員を設け關係各省大學專門學校其の他の學者並に實業家等を委員として審議攻駁を累ね、一般實業教育の調査を爲すと共に實業補習教育に關しても亦成案を得たるを以て之を基として實業學校令中に改正を加へ同時に實業補習學校規程を改正し大正九年十二月文部省令第三十二號を以て改正規程を發布せられるに至つた。改正規程に就いては章を更めて述べるこゝとする。

之より先、大正九年八月實業教育費國庫補助法に改正を施され實業補習教育に對し新に國庫補助の途を開かれ專任教員増置の爲年額三十萬圓の補助金を交付せらるゝこゝとなり、同年十月公立學校職員年功加俸令の制定あり之によりて實業補習學校教員は高率の年功加俸を受くるこゝとなり、更に大正十年三月の改正に依り一般中等學校教員と同額の年功加俸を支給せられるこゝとなつた。又斯教育の改善刷新を行ふには優良なる教員を配置するを以て最も急務なりと爲し、教員養成機關の完備を期する趣旨を以て、大正九年十月實業補習學校教員養成所令の公布あり、次いで同施行規則を定められ更に公立私立實業學校教員資格に關する規程中改正ありて、教員の資格を高めらるゝと共に、實業學校令及び公立學校職員制中の改正に依りて、教員は教諭又は助教諭と稱するこゝとなり、又從來公立實業補習學校職員にして、奏任官の待遇を受け得る者は、文部大臣の指定したる實業補習學校の學校長にして、且相當

の資格ある者に限られ、一般の實業補習學校の學校長並に教員は其の資格の何たるを問はず、絶對に奏任官の待遇を受け得ざりしも、公立學校職員制中及び公立學校職員待遇官等々級令中の改正によりて、學校長に關する從來の制限を撤廢せられしのみならず、教員も其の資格經歷適當なる者は、奏任官を以て待遇せらるゝこととなり、其の官等等級も一般中等學校教員と同様にせられ得るこゝとなつた。實業補習學校教員に關しては、章を更めて詳細に述べるこゝとする。

右の如く實業學校令、實業補習學校規程並に實業補習學校教員に關する各種の法規に一大改正を加へられると共に、大正十年に至り、新に文部省に實業補習教育主事を置かれ、専ら實業補習教育の獎勵指導の任に當らしめるこゝとなつた。

第四節 實業補習教育の現狀

我が國の實業補習教育は、以上の如くにして年々共に發達し來り、大正十一年に至つては學校數一萬四千四百九十七校、生徒數百二十餘萬、公立實業補習學校經費七百七十萬圓を算するに至つた。左に大正十一年四月二十日現在の設立者別實業補習學校數、設置學科別實業補習學校數及び實業補習學校教員數並に大正十一年度の實業補習教育に關する經費豫算を示すこゝとする。

高愛香徳和山廣岡島烏富石福秋山青巖福宮長岐滋

歌

知媛川島山、口島山根取山川井田形森手島城野阜賀

| | | - | | - | | - | | - | | 二二 | | | | | |

| | | | | | | 九一 | - | | | | | | | - | | | | 三 |

一七三一一五四四三一 二一 一 | 三四 | 二一 三二 |

二二 二〇 二八 三 三 四 四 三 二 一 一 | 三 四 | 二 一 三 二 |
 八八 二六 〇四 二八 一 四 九 五 五 九 一 六 〇 二 三 六 一 八 四 三 一 八 三 〇 三 三 五 一 一 七 一 四 九 六 二 一 三 四 四 三 八 一 八 一

一 四 | - | | | | 一 二 - | - | | | | - | | 二 - | | | |

一 二 二 二 三 三 五 四 三 二 一 二 一 一 三 三 三 一 七 五 二 四 四 一 一 八 一
 〇 三 二 九 八 三 五 四 一 一 三 三 三 一 九 一 六 二 二 三 七 一 八 六 三 一 八 三 〇 九 三 五 七 一 七 一 五 〇 一 二 一 五 四 四 三 四 四 三 一 八 一

山靜愛三奈枳茨千群埼新長兵神大京東北									
		奈	海						
梨岡知重良木城葉馬玉湯崎庫川阪都京道									
									道府縣立
								一 二 - - 一 七 一 - 二 六 一	
									郡立
								二	
									市立
								一 二 四 八 - 一 四 四 - 二 一 六 - 一 四 〇 七 一 五 四 七	
									町村立
								二 三 三 四 四 三 二 二 五 〇 四 九 二 三 四 八 二 三 三 三 四 七 九 三 四 一 四 〇 〇 二 一 三 九 三 〇 九 二 三 一 二 一 〇 五	
									私立
								二 三 - - 一 五 三 一 六 五 二	
									計
								二 四 四 三 三 二 二 五 二 七 四 四 九 七 三 五 〇 二 四 三 三 三 四 五 〇 五 三 三 五 三 四 一 五 二 三 三 一 〇 二 一 八 五 二 二 三 三	

設立者別實業補習學校數 (大正十一年四月二十日現在)

道 府 縣 市 町 村	實業補習學校 の全員 數	専任 科員	兼任 科員	合計
北海道	1,001	100	100	2,001
東 京 府	1,001	100	100	2,001
京 都 府	1,001	100	100	2,001
大 阪 府	1,001	100	100	2,001
神 奈 川 縣	1,001	100	100	2,001
兵 庫 縣	1,001	100	100	2,001
長 崎 縣	1,001	100	100	2,001
新 潟 縣	1,001	100	100	2,001
埼 玉 縣	1,001	100	100	2,001
群 馬 縣	1,001	100	100	2,001
千 葉 縣	1,001	100	100	2,001
茨 城 縣	1,001	100	100	2,001
栃 木 縣	1,001	100	100	2,001
群 馬 縣	1,001	100	100	2,001
愛 知 縣	1,001	100	100	2,001
靜 岡 縣	1,001	100	100	2,001
計	10,000	1,000	1,000	20,000

道 府 縣 市 町 村	實業補習學校 の全員 數	専任 科員	兼任 科員	合計
鳥 取 縣	210	20	20	430
島 根 縣	307	30	30	637
山 口 縣	406	40	40	846
山 西 縣	480	48	48	976
和 歌 山 縣	307	30	30	637
德 島 縣	195	19	19	394
香 川 縣	195	19	19	394
愛 媛 縣	242	24	24	490
高 知 縣	100	10	10	210
福 岡 縣	269	26	26	555
大 分 縣	228	22	22	470
佐 賀 縣	194	19	19	394
熊 本 縣	339	33	33	705
鹿 兒 島 縣	483	48	48	976
沖 縄 縣	135	13	13	268
計	10,000	1,000	1,000	20,000

實業補習學校教員數 (大正十一年四月二十日現在)

兵 神 大 京 東 北 奈 海	庫 川 阪 都 京 道	公 立		常 業		補 習 費		校 費	
		教 員 給 任 給	教 員 給 其 他 の	小 計	其 他 の 諸 費	計	臨 時 費	合 計	
14100	14760	17966	20461	48427	23942	7270	—	7270	
5093	8579	19273	18453	37726	29868	43610	7160	44076	
7880	7741	74860	18453	303743	3886	22627	—	22627	
—	—	—	—	19828	22601	20978	300	31283	
—	—	—	—	36690	7864	30978	—	30978	
—	—	—	—	28974	2785	4757	—	4757	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

實業補習教育に関する經費豫算 (大正十一年度) (其の二)

計	2345	400	1866	453	44	77	140	5887	6470
沖鹿宮熊佐大福高	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兒	100	—	94	—	—	—	—	73	85
繩島崎本賀分岡知	100	—	2	—	—	—	—	—	183

愛香徳和山廣岡島鳥富石福秋山青巖福宮長殿滋山	470	330	210	100	200	100	—	100	100
歌	—	—	—	—	—	—	—	—	—
媛川島山口島中根取山川井田形森手島城野阜賀梨	128	35	35	25	15	15	—	15	15
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

石富島	六二八八	一六二八	七〇〇六	二〇八九	九八八九	〇	九八八九
島島	三六五〇	一九〇九	五〇六三	一九四〇	七四〇九	〇	七四〇九
岡島	五〇八六	三七四七	八八七三	三三六七	二四三〇	〇	二四三〇
山島	七二八七	三〇二八	一〇七〇五	六二九〇	一六三九五	〇	一六三九五
和山	二九二四	七四六六	一九七五	四九三九	二四三七〇	〇	二四三七〇
徳山	一七三〇	五九四〇	三三三三	三三九六	三三三三	〇	三三三三
香島	九六七三	四〇四七	一九七九	四七七九	三三三三	〇	三三三三
愛高	五五八二	三四一〇	八五九九	二七〇二	二二七〇	〇	二二七〇
福高	四九七六	一五八〇	六五〇二	四二九六	七九三九	〇	七九三九
大佐	一八六〇	三四五九	五二一〇	三〇〇八	八三六	〇	八三六
熊佐	二八四六	四六七六	七四六二	三三三三	九七〇七	〇	九七〇七
宮鹿	一三三七	一〇七一	三三七八	六二二	九七〇七	〇	九七〇七
鹿宮	一〇五九	六二七一	一六八七	三二七	二二五二	〇	二二五二
計	一六八八	一六二八	七〇〇六	二〇八九	九八八九	〇	九八八九

長新	九七七三	七二〇〇	一六九七	七二〇〇	二四二四	〇	二四二四
崎新	六三三六	七二〇〇	三三三四	六二四〇	一九六五	〇	一九六五
群千	三三九四	四四一七	七七一四	四二八六	二〇〇〇	〇	二〇〇〇
茨千	七四三三	五〇九七	二五二五	五〇九八	一七六二	〇	一七六二
奈三	六五三六	四二四〇	一〇六六一	四二四八	一四九三	〇	一四九三
愛三	四一〇七	六二九九	一〇三六一	四二七二	一四九三	〇	一四九三
静山	二〇七四	二〇三五	四一〇九	一八五八	五九六六	〇	五九六六
滋山	三〇五五	二六二二	五五八四	三三〇四	八八九	〇	八八九
岐長	二〇二五	九七一	二二七五	三三三三	七七七八	〇	七七七八
官長	一九六七	二六一九	三三〇四	一八五八	五九六六	〇	五九六六
福官	三〇五五	二四七六	五五八四	三三〇四	八八九	〇	八八九
巖青	二〇二五	九七一	二二七五	三三三三	七七七八	〇	七七七八
山青	三〇五五	二六二二	五五八四	三三〇四	八八九	〇	八八九
秋山	二〇二五	九七一	二二七五	三三三三	七七七八	〇	七七七八
福秋	一九六七	二六一九	三三〇四	一八五八	五九六六	〇	五九六六
計	九七七三	七二〇〇	一六九七	七二〇〇	二四二四	〇	二四二四

地域	實業補習學 校補助費	實業補習教 育獎勵費	實業補習學 校教員養成 費	實業補習學 校教員講習 費	計
滋賀	一、二〇〇	一一、九〇〇	—	三、〇〇〇	一三、一〇〇
岐阜	一、四〇〇	一、一〇〇	—	—	二、五〇〇
長岡宮	一、二〇〇	一、〇〇〇	八、六二七	—	一〇、八二七
福宮	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、九〇〇	—	三、九〇〇
岩手	二、〇〇〇	一、〇〇〇	—	八、九〇〇	一三、九〇〇
青森	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇
山形	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇
秋田	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇
石川	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇
富山	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇
島根	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇
岡山	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇
廣島	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇
和歌山	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇
德島	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇
香川	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇
愛媛	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇
静冈	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇

地域	實業補習學 校補助費	實業補習教 育獎勵費	實業補習學 校教員養成 費	實業補習學 校教員講習 費	計
北海道	一〇八、五五三	—	七、三二二	—	一一五、八七五
東京	一、六〇〇	五、三三三	—	—	六、九三三
京都	一、九〇五	三、四七〇	—	—	五、三七五
大阪	一、三〇〇	—	—	三、〇〇〇	四、三〇〇
兵衛	—	—	—	—	—
長崎	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—
静冈	—	—	—	—	—
愛媛	—	—	—	—	—
静冈	—	—	—	—	—

實業補習教育に關する經費豫算 (大正十一年度) (其の二)

埼新長	兵	神大京東
玉瀉崎	庫	川阪都京
深谷實踐女學校	神戶市立兵庫商工實修學校 氷上郡小川村立農業補習學校 美方郡村岡町立高井農業補習學校 神戶市立神戶商業實修學校 長崎縣北松浦郡皆瀬農業補習學校 長崎縣北高來郡深海農業補習學校 中蒲原郡庄瀬村庄瀬農業補習學校	東京府北多摩郡東村山村立化成實業補習學校 京都府久世郡寺田村實業補習學校 京都府船井郡檜山村實業補習學校 大阪市立工業補習學校 神奈川縣橫須賀市立橫須賀實業補習學校 神奈川縣三浦郡田浦町立船越工業補習學校 神奈川縣都築郡中川村立實業補習學校 神戶市立淡川商工實修學校 神戶市立兵庫商工實修學校 氷上郡小川村立農業補習學校 美方郡村岡町立高井農業補習學校 神戶市立神戶商業實修學校 長崎縣北松浦郡皆瀬農業補習學校 長崎縣北高來郡深海農業補習學校 中蒲原郡庄瀬村庄瀬農業補習學校

大正十一年十一月、文部省に於ては全國一萬五千の實業補習學校に就き、學校の沿革、職員の組織、就學出席の情況、經費及び設備、地方教化の實績等各般の事項に互りて精細なる調査を遂げ、其の最も優良なるもの左記六十八校を選抜し、當時文部省主催全國實業補習學校長會議の開催を機とし、同月二十八日之を選奨した。

文部省選奨實業補習學校 (大正十一年十一月二十八日選奨)

道府縣	學校名
北海道	函館工業補習學校

高知	四四五	五〇四五	五六〇	九二〇
福岡	五〇六三	一三〇	五六〇	九二〇
佐賀	一五八〇	二七〇	五六〇	九二〇
熊本	三〇〇〇	二七〇	五六〇	九二〇
鹿兒島	一六二〇	三六三九	五六〇	九二〇
宮崎	五〇〇〇	六六〇一	九五八	一三二五
鹿児島	七六七一	二四〇	九五八	一三二五
計	八七八三	二〇、〇八六	二七、七一九	一、四一、一〇二

岐 滋 山 愛 三 奈 茨 千 群 埼

阜 賀 梨 知 重 良 城 葉 馬 玉

七本木村立農業補習學校
 埼玉縣立熊谷農業補習學校
 綿打實業補習學校
 倉賀野實業補習學校
 安房郡豐田農業補習學校
 茨城縣那珂郡三反田農業補習學校
 奈良縣添上郡田原村立田原農業補習學校
 奈良縣生駒郡伏見村立伏見農業補習學校
 三重縣阿山郡東拓植村立實業補習學校
 千郷農業補習學校
 六ツ美村立農業補習學校
 村立富士見農業補習學校
 村立相川農業補習學校
 滋賀縣栗太郡常盤實業補習學校
 滋賀縣野洲郡北里實業補習學校
 岐阜縣土岐郡釜戸農業補習學校

島 島 富 石 福 秋 山 岩 宮 長

根 取 山 川 井 田 形 手 城 野

岐阜縣惠那郡福岡實業補習學校
 更級郡下氷鉋實業補習學校
 加美郡宮崎村農業補習學校
 宮城郡山王農業補習學校
 岩手縣江刺郡人首農業補習學校
 岩手縣膽澤郡眞城農業補習學校
 山形縣東村山郡豐田農業補習學校
 市立山形實業補習學校
 山形縣南村山郡上山農商補習學校
 秋田縣由利郡石澤村立石澤農業補習學校
 福井縣敦賀郡敦賀町立敦賀實業補習學校
 福井縣足羽郡六條村立天王實業補習學校
 石川縣羽咋郡富永村立農業補習學校
 石川縣石川郡大野村立農業補習學校
 市立高岡商工補習學校
 鳥取縣西伯郡養良實業補習學校
 島根郡八束郡岩坂村實業補習學校
 島根縣簸川郡出西村出西實業補習學校

鹿熊佐大福愛香徳和山廣岡島	兒	島	山	根
島本賀分岡媛川島山口		島	山	根

島根縣大原郡海潮村立實業補習學校
 岡山市岡山商業補習學校
 木ノ庄村木ノ庄東農業補習學校
 川口村農業補習學校
 下關商業補習學校
 伊都郡山田農業補習學校
 徳島縣阿波郡市場農業補習學校
 香川縣大川郡福榮農業補習學校
 香川縣木田郡林農業補習學校
 愛媛縣東宇和郡高山村立田之濱水産補習學校
 黒土村立黒土農業補習學校
 門司商工補習學校
 大分郡瀧尾農業補習學校
 直入郡入田農業補習學校
 佐賀縣東松浦郡佐志實業補習學校
 鹿本郡稻田農業補習學校
 薩摩郡東郷女子實業補習學校

第三章 歐米の實業補習教育

第一節 獨逸の實業補習教育

今回の大戰に當り戰敗國が戰捷國に對して與へたる教訓は、獨逸に於ける實業補習教育である。戰捷國たる英米佛は戰敗國たる獨逸の實力が全く彼の義務實業補習教育の效果に外ならないのを知つて一齊に之を模倣した。即ち是が英國に於てはフイシャー條例として現はれ、米國に於てはスミスヒューズ條例として現はれ、佛國にも亦同様の法案が現はれるに至つたのである。

一 沿革

抑々獨逸の補習教育は、十六世紀に於いて日曜學校に起原して居る。一八〇〇年にヴァリア王國に於ては、滿十六歳以下の男女共日曜學校に出席することを義務とするとの法律を制定した。尤も當時の日曜學校教育の目的は、道德宗教に置いたものである。然るに十九世紀の前半に至つて、諸種機械の發明は、手工業をして機械工業に進ましめ、個人工業は會社工業に

なり、随つて手工業の性質も變り、商店の經營法に變化を來たし、徒弟の使用法が段々機械的になつて來た。こゝに於いて日曜學校に於ける教授の價値は減退し、訓練は行届かなくなつて來たので、先づ南獨逸に於いて日曜學校や夜學校等の教育が實業教育に轉換される傾向を生じた。茲に於て補習學校に第二義が加はり、職業教育を加味するに至つて、益々新種教育の必要が認められるやうになつた。

一八六九年に北獨逸聯邦は、其の職業法令中に實業補習學校所存地に於ける滿十八歳以下の勞働者に對して其の就學義務を制定した。斯くして二十六聯邦中、十二聯邦は此の規程を定め、其の他の聯邦に於ても適宜義務とするこゝを地方官憲に許した。獨逸帝國の建設せらるゝや、補習教育に第三義が加はつた。即ち公民權行使の教育である。小學時代には新種教育は不適當であるので、是非も補習學校に俟たなければならぬ。斯くして補習教育は宗教的意義に始まり、經濟的意義が加はり、更に國家的意義を加味するに至つたのである。

ニケルシエンシュタイナー氏の意見

獨逸現今の補習教育に最も大なる貢獻を爲したのは、ミュンヘン市のケルシエンシュタイナー博士である。一九〇二年にエルフルトの帝室學藝院に於いて「十四歳乃至二十歳の青年に對する公民的訓育」なる懸賞論文を募集した。而してそれに當選したのはケルシエン

シュタイナー氏の論文である。其の論據は、大要次のやうである。

小學教育は有効なる國民的訓育を與ふるには未だ不完全である。小學兒童の社會的經驗は餘りに狭小であり、精神的には餘りに幼稚であるから、逆も期待せられただけの効果を及ぼすことは出来ない。滿十四歳で小學課程を終り、社會に出て衣食の爲に、少年は、最早正式の教育から全く絶縁される譯である。而もそれは人生の最も危險期で、監督が薄らけば、それだけ品性に悪影響を及ぼす時期である。以上の理由に依り、國家は滿十四歳より滿十八歳までの青年の爲に補習學校を設け、義務教育を施行すべし。

國家は小學教育を義務と爲しながら、品性陶冶の上に最も大切なるこの時期に於て之を放任して顧みざるが如きは不合理も甚しきものである。知識階級や上流階級なき社會少數の天恵ある家庭に生れ、紳士の職業に従事せんことを志す者の爲に、普く中等學校高等學校を設けて、十分なる教育を施しながら、資産の上から見ても、頭腦の上から見ても、憫れむべき地位に在る、社會大多數の青年を危險なる社會の運命に曝露して放置するが如きは現代の奇現象である。而も是等多數の青年は、近き將來の公民として、國家的社會的に大なる活動を爲すべき者である。之れ補習教育が國家の教育機關として必要なる所以である。と説破した。

現今獨逸の教育者の中には、補習教育の主たる目的に就て二様の見解がある。即ち公民的

訓練を目的としたものと、職業的熟練と能率増進を目的としたものとである。ケルシエンシュタイナー氏は補習教育の主たる目的は公民的訓練で、職業的熟練や能率増進は、方便に過ぎないことを主張して居る。併しながら公民的訓練の最も良き方法は各自が従事する職業に就いて、完全圓滿なる教育を受けると云ふことにある。職業的熟練に伴ふて公民生活に必要な諸徳が發達する。公共心、忍耐、自制力、奮闘的生活の訓練等は公民生活に必要な諸徳で、是等諸徳は秩序ある正式の職業的訓練に依つて發達するものである。是等諸徳が直に個人相互の關係、個人と國家との關係に及び、労働の責ぶべきこと、衛生の重んずべきこと、規律ある生活に親むべきこと等を知らず識らずの間に會得することが出来て、補習教育の目的も達せられるのである。道徳は實際生活と離れて授けられるものではない。各自が日々従事する職業其のもの、遂行如何に依つて徳者も生れ、不徳者も生れるものである。職業其のものを衣食の方便のみ心得るのは社會的に見て危険である。職業教育を以て機械的熟練を專とし、經濟戰爭場裡に耐へんが爲に熟練職工の養成のみを主眼として教育するのは補習教育の目的に適はないのである。補習教育の眞の目的は品性の陶冶である。言語や歴史や宗教を授けたとて此の目的は達せられるものではない。實行の伴はない教育は何の意味が無いのである。斯の如き見地からケルシエンシュタイナー氏はシュンヘン市の補習學校に實驗室、栽培室、臺所、工場等を設け、是等を諸學科の中心として教授すべきことを主張した。教授事項は

生徒が學校や家庭に於て觀察せるものを基礎として、言語も圖畫も算術も歴史も地理も授くべきものである。勿論書物も讀ませるが、それは實際生活に關係があつて、十分に興味あるものでなくてはならない。生徒は能動的に開發しなければならぬ。而して受動的に徒らに記憶せしめるが如きは無意味であるばかりでなく、却つて有害である。

三 ミュンヘン市に於ける實業補習教育

1 制度

ケルシエンシュタイナー氏の主張は先づシュンヘン市に於いて實施された。ミュンヘン市の制度は獨逸内各都市の模倣せんとする所である。ミュンヘン市にあつては大學豫備校官吏其の他高等の職業に従事しようとする者は各種の學校に入るが、其の他十四才乃至十八才の總ての青年は、補習學校令に依る學校に入り、晝間授業を受ける義務を有して居る。此の實業補習學校は、同種の職業に従事する者のみを集めて教育を施し、一箇の職業があれば茲に一學科の設けがある。併し生徒數二十に満たない時には、新に一の學科を設けなくて、他の類似の學科に併合して教授するのである。生徒の受ける一週間の授業時數は九時間であつて、僅に一日出席して之を履修するも可、又は二日に互つて履修するも可、何れも生徒の隨意である。尙ほ季節に依つて業務に繁閑のある生徒の爲には、別に授業時數を定めることとし、雇主

は如何なる時にも、學校に出席する爲めの時間を生徒に與へる義務を負ふのである。此の制度を初めて實施した時には、雇主側に於て幾分の反對があつたけれども、其の教育の効果の極めて良好なるを見て、今や如何なる雇主も之に反對する者なく却つて學校の爲に熱心なる擁護者となり、或は進んで機械や教育資料の寄附を爲す者ある有様である。尙ほシユンヘン市の制度としては既に十八才の年齢に達し補習教育を了つた者であつて、若し學問に興味を持ち、續いて勉學しようとする者があれば、強制的補習學校と聯絡を保てる任意的補習學校に入つて、一層高尚なる教育を受けることが出来るのである。斯くまで教育制度の完備せるシユンヘン市は眞に吾人の賞讃に値する。併し吾人は此の方面の賞讃に打たれることの餘りに急であつて、其の制度が根本の目的とする所、即ちケルシエンシユタイナー博士の理想とする所を忘れてはならない。博士の理想とする所は、即ち品性の陶冶である。之れ國民全般の爲め最も重要にして而も最も貴重なる財産である。

2 目的

シユンヘン市に於ける補習學校の制度の目的とする所は次のやうである。

一 青年をして其の一生の中に何か社會の爲に有要なる事を爲さんとする意氣込みを持たしめ、又之れを爲すに足る才能を備へしめること。

二 青年をして其の職業に習熟せしめ、且つ出来るだけ立派に其の仕事をして爲し得るやうに仕込むこと。

三 青年の従事する職業は左の三つの意義を有するのであるから之を青年に知らしめること。

- (い) 職業は青年をして自己の價値を知らしめ、自尊心を生ぜしめる。
- (ろ) 安んじて職に就き安穩の生活を爲し得るのは、畢竟健全なる社會の賜である。
- (は) 如何に卑しき職業と雖も既に之に従事して相當の報酬を受ける以上、其の職業は必ず社會の爲め何等かの貢献を爲すものがあるから、其の職業を眞面目に果すこと、最も重要な教育として生徒の品性を高め、其の人格を完成するには實習教育に伴つて、又は實習教育から生じた事實を材料として、或は生徒自身の修養に俟つて生徒各自をして左の事實を能く諒解せしめることである。即ち生徒各自の人格は立派なる社會の理想の成就に幾分づつの貢献を爲すことである。云ふ事實である。更に詳言すれば教育の主眼として缺くべからざること。

- (一) 職業を有する者の教育、職業に就かんとする者の教育。
- (二) 實業教育の意義を高尚ならしめること。
- (三) 生徒の従事する職業を包含する社會全般の向上。

然し社會の改良は先づ第一に社會各員の向上に俟つものであるから、従つて社會を改良せんことを欲せば先づ個人に對して道德的、倫理的の教育を施す必要がある。故に他人の利害を考ふるの念、犠牲の念、其の他恒心、利他心等を養成するに足る機會を生徒に與へるやう教育の組織を作らなければならぬ。然りと雖も何物か品性の教養より難きものがあらうか。何となれば之れ生徒の利己心を敵として闘はねばならぬものであつて、之に比べれば實習教育の如きは極めて易々たる仕事に云はなければならぬのである。

3 ミュンヘン市の實業補習教育の實際

ミュンヘン市は人口六十萬の大都會であるが、模範的實業補習學校が十校あつて各所に散在して居る。(一九一四年調) 而して何れの學校に於ても特別の實習教場を設けて學科教育と密接に關聯せしめて居る。男子に授ける補習教育の眼目は其の生徒の職業に相應した實習教育であるからである。

學科課程

左に掲げたものは眞鑰細工科の課程表であるが、以て一般を窺ふに足るであらう。

年 齡	一四—一五	一五—一六	一六—一七	一七—一八
實業算術、簿記	一	一	一	一

營業作文、綴文、讀方	一	一	一	〇
市民學、處世、衛生	一	一	一	一
營業一般、貨物、道具一般	一	一	〇	一
圖 畫	三	三	二	三
實 習	〇	〇	二	三
合 計	七	七	七	八

此の表に掲げた初めの三科目はあらゆる學科に於いて同じく教授するのであつて、唯、學科に應じてその教授法に幾分の相違を見るだけである。別に宗教の教育として生徒が十六歳の終りに至るまで、毎週一時間づつの教授がある。されば最初の二箇年は一週の教授時數八時間、而して授業の行はれる時間は、の如くである。

火曜日 午前八時より十二時、午後二時より七時
 水曜日 午前七時より十二時、午後二時より七時
 木曜日 金曜日 午前八時より十二時、午後二時より七時
 數學は四箇年を通じて毎週一時間、衛生及市民學も亦四箇年を通じて毎週一時間、併しこの種の普通學は特別の學科として獨立するにあらずして、總て専門學の中に混入せられる。専門學が何時の間に普通學に移りたるや、生徒をして之を知らしめないやうに教授

を施すのである。

營業貨物道具一般等の學科は、其の授業時數毎週一時間である。此の學科にあつては圖畫は主に實業圖畫であつて、第一學年及第二學年には一週三時間宛、第三學年には二時間、最後の學年には三時間である。

最初の二箇年は實習を課さない。之れ生徒が小學卒業前に實業教育を受けたのこゝ、又現在其の業務に應じて工場内の激しき勞働に従事して居るのこゝに因つてである。

最後の二箇年間の實習は二時間と三時間とであつて、生徒各自が其の職業に従事するに當つて爲す仕事よりも遙に高尚なる作業を課するのである。生徒が學校に出席する時間も亦注意すべき問題である。午前は七時より、早きはなく、午後は七時より遅きは無い。

教授科目

一校内には五十六學科の分科の設けがある。茲に教鞭を執る専任教師は總數百五十人、而して講師其の他として其の授業を助ける者大凡三百人である。教師はあらゆる職業に従事する人の中より選抜する例であつて、大學出身者もあり、師範學校出身者もあり、職工長もあり、職工もあり、工匠もあり、農業家もあつて、その總てが一團こなつて教育に協力するのである。職工長、職工、農業家等の教師は校長を尊敬し、校長も亦是等教員に尊敬を拂ふに吝でない。實に工場、實習場、農園等に於ては實習が補習學校の眼目なるが故に、此

の方面の教育を掌る教師は、亦尊敬を受けるのが當然であるからである。

數學及圖畫の科目は極めて實習と接近して教授する。即ち圖畫の材料なるものは總て工場内に於て出来る作品であつて、工場内の實習に際しては之に數學を應用するのである。先づ實習に取掛らんとするや、最初に生徒をして時間其の他材料等の見積書を作らしめ、以て實習に費す材料、時間等の幾許なるやを知らしめる。之れ實業に従事する生徒に取つては極めて有要なる學科である。尙ほ製作品の出来上つた後は單に時間や材料ばかりでなく、其の他諸般の費用、例へば機械器具等の磨滅より來たる損耗資本に對する利息運賃等に關する精細の計算をも爲さしめるのである。

材料、學道、具、學、機、械、學、等、亦實習に伴つて教授する。されば生徒は實習を爲し居る間に知らず識らず是等の科目を會得するのである。尙ほ實習中、物理、學、化學、等の學問を要する場合があれば、直に生徒を實驗室に連れ行きて一般の原理原則等を教へ、生徒が爲し得る實習は學理上如何なる理由のものであるか、又其の實習は如何にせば成功を收めることが出来るかと云ふ各種の教授をもするのである。

生徒に實習を授ける目的は、生徒をして傑作を造らしめんとするのではない。事實は全く之に反對であつて、生徒をして能く眞面目に自信を以て喜んで働かしめ、以て各自をして自己の力量を自覺せしめ、遂には種々の新材料を取扱はしめるのである。立

派な文學上の作品は教室に於て之を教へ、尙ほ家庭に於て讀む爲に、學校内に圖書館を設け、書籍を蒐めて生徒の使用に任せて居る。

市民學は各所の學校とも次の如き仕組を以て教授してゐる。

先づ第一に生徒の従事する職業發達史の概略を教へ、以て競争場裡にあつては社會の各員が互に相倚り相助ける必要が益々増加することを知らしめ、尙ほ社會公共の爲に献身的に事業を果した人の實例を話し、最後に國民各個の權利と義務とに及ぶ。是は單に生徒に教へるばかりでなく、漸次に生徒の意志を練り最後の學年にあつては、其の教授時間に他方面の生徒を交へて互に相倚り相助けて他人の便宜を計る方法を實際的に學ばしめるのである。

衛生の教授は單に衛生學の講義のみに止まらないで、或は體操に依り、或は日曜日の午後及休日なきの遊技に依つて、實際に生徒の體育の助長を圖るのである。文明の進むに共、に都市の青年の體格が柔弱になつて行くことを憂へる人があるが、此の學校の教育は斯る人をして些の憂ひなからしめるものではあるまいか。

編制

前に述べたやうに總て科目制であつて、一校は五十六の學科に分れ、更に其の上に高程度のもので一科ある。學科の主なるものには、機械、細工、道具、製作、鐵、砲、鍛冶、駁者、伯樂、麵粉

屋、屠夫、料理人、給仕、烟突掃除夫、製靴業、印刷業、植木師、理髮師、靴製造などがある。

第二節 米國の實業補習教育

一 スミスヒューズ條例

最近の歐洲大戰に於いて一年位で行詰るであらうと考へられた獨逸は二年三年経つても行詰らないで、却つて聯合國の方が行詰り掛つた。米國と雖も遂に其の渦中に投じなければならなくなつて來た。こゝに於いて米國は軍事上の動員が産業機關に及ぼす變化を考へなければならぬ。産業機關の運轉が止まつてはならない。之れを運轉するものは人である。而も動かし得る丈に教育された人でなければならぬ。而して戦争が三年五年と繼續する時には米國には産業上容易ならぬ變化が來るかも知れない危機に迫つたに及んだので之れが對策として實業教育の振興策を講じ、今日までの國家教育制度の缺陷を補填し、國家長久の計を立てなければならぬとの主張は米國の輿論となり遂にスミスヒューズ條例として現はれるに至つたのである。

スミスヒューズ條例は

一 職業教育の振興

- 二 州の商業手工業及工業教育振興に對する補助
 - 三 州の職業科教員養成に對する補助
 - 四 補助金の配分及消費の諸項
- に關するものである。

第二項の補助金額に關しては次の條項に規定してゐる。

第二條 各州の農業科の教員監督者及指導者の俸給補助の爲め左の金額を充當す

一九一八年六月三十日に終る會計年度	五十萬弗
一九一九年同	七十五萬弗
一九二〇年同	百萬弗
一九二一年同	百萬弗
一九二二年同	百二十五萬弗
一九二三年同	百二十五萬弗
一九二四年同	百七十五萬弗
一九二五年同	二百萬弗
一九二六年以降毎年同	二百五十萬弗

第三條 手職業科家政科及工業科教員の俸給補助の爲め左の金額を充當す

一九一八年六月三十日に終る會計年度	五十萬弗
一九一九年同	七十五萬弗
一九二〇年同	百萬弗
一九二一年同	百萬弗
一九二二年同	百二十五萬弗
一九二三年同	百二十五萬弗
一九二四年同	二百萬弗
一九二五年同	二百五十萬弗
一九二六年以降毎年同	三百萬弗

家政科教員の俸給補助に充る金額は手職業工業及家政科教員俸給補助金額の二割以内とす

第三項の教員養成の補助金に關しては同第四條に次の如く規定して居る。

第四條 農業科の教員監督者指導者手職業科工業科家政科の教員の養成費補助の爲め左の金額を充當す

一九一八年六月三十日に終る會計年度	五十萬弗
一九一九年同	七十萬弗

一九二〇年同
一九二一年以降毎年同

九十萬弗
百萬弗

右の補助金を受けるには州は其の議會が本條例の規定を承認しなくてはならない。尙ほ同第十一條及同第十二條は之に關し詳細に規定して居る。

第十一條 手工業科家政科及工業科教員の俸給に對する補助金を得る爲には州局は其の手職業科家政科及工業科の教育に關する計畫中に此等の教育は州が管理又は支配する學校に於て行ふべきことを規定すべし。此等教育管理の目的は之を必要なる職業に適應せしむるにあり。

此種の教育は、カレッヂ程度以下とし、十四歳以上にして手職業又は工業に従事せんとする若しくは之に従事せる者に適切なることを要す。州又は地方自治體若しくは兩者は、中央職業教育局の認可を得て州局の定めたる最少限度以上の設備をなすを要す。實地の經驗無き生徒を收容する學校にありては、教授時數の半以上を實習に充つるを要す。其の教育期間は毎年九月以上毎週三十時以上とす。各州に支給する手職業科教員家政科教員及工業科教員の俸給に對する補助金は、其の三分の一以上を、十四歳以上にして職業に經驗ある者を收容する補習學校の經費に充つべし。補習學校の學科目中には、十四歳以上十八歳以下の勞働者の公民的又は職業的知識を増進する學科

を含ましむるこゝを得。補習學校の教授時數は、實習を除き、毎年百四十四時間以上とすべし。工業夜學校の入學年齢は十六歳以上とし、生徒の従事する職業の補足をなすべき教育を施すべし。手職業科又は工業科の教員は、州局が聯邦實業教育局の認可を得て定めたる最低資格以上の資格を有するを要す。最近の國勢調査により人口二萬五千以上なる都市にありては、州局は實業教育局の認可を得て、特殊の必要に應じ、職業に従事したるこゝなき者を收容する學校の修業年限及び毎週の教授時數を増加することを得。

第十二條 本條例により農業科の教員、監督者及指導者、手職業科工業科及家政科の教員の養成費補助金を受けんとする州は、其の計畫中に右教員の養成は州實業教育局の監督を受くべきことを規定すべし。右養成は、州の監督若しくは支配を受くる學校又は學級に於て、教員監督者又は指導者たらんことをして、専門の職業に就て相當實地の經驗又は實習の經驗ある者に對して之を行ふべし。州局は中央實業教育局の認可を得て、農業科の教員監督者及指導者並に手職業科工業科及家政科の教員に要する最少限度の實地經驗期間を定むるこゝを要す。

次の各項中何れに對しても本條例所定の實業教員養成費補助金の二割以下若しくは六割以上を充つるを得ず。

農業科の教員監督者指導者の養成。
手職業科及工業科教員の養成。
家政科教員の養成。

斯の如くスミスヒューズ條例に依つて國庫補助を受けるには種々の制限が設けられて居る。此の制限は結局低度の實業學校か又は實業補習學校を拵へよと云ふことに歸着する。そこで此の條令に賛同した各州では續々實業補習教育令を發布した。今や四十八州殆ど總てが義務實業補習教育條例を發布して居る状態である。

二 紐育州に於ける實業補習學校に関する教育法令

一九一九年に改正された教育法第五百三十一章第二十一節第六百一條に大要左の如く規定されて居る。

設置

正規の學校に出席しない十四歳以上十八歳以下の青年が二十人以上在る市又は學區の教育局は補習學校を設置維持すべし。補習學校は公立學校校舍其他適當なる建物工場又は商館内に設置するこゝを得。補習學校を設置したる場合には之れを當該市又は學區の公立學校系統の一部と爲し教育局之を監督すべし。

教授の時期及時數

補習學校の教授期間及び教授は其の市又は學區の公立學校と同一ならしむべし。補習學校の授業は普通の授業日の午前八時より午後五時までの間に行ひ毎週の教授時數は市又は學區に於て適宜之を定むべし。

學科目

補習學校に於ては教育局の認可を受けて米國史市民の權利義務經濟學產業法規其他青年の從事する職業に關する知識を増進する學科目を授くべし。

學校設置の猶豫

市及學區の教育局は一九二〇年九月公立學校授業開始日までに補習學校の授業を開始するに必要なる準備を爲し其の後毎年九月に學校又は學級を増設し一九二五年九月公立學校の授業を開始する日までに補習學校に通學するの義務がある總ての青年に對し本章所定の教育を爲すに要する學校數を設くべし。

中等學校半途退學者

四箇年の中學課程を終らない者は其の青年が居住し又は雇傭せられてゐる市又は學區内の補習學校に就いて授業期間毎週四時間乃至八時間出席すべし。學校當局は教育局の認可を受けて青年の毎週通學義務の時間數を増加又は減少するこゝを得。

處罰

- (一) 補習學校通學義務を有する青年の保護又は後見を爲す親、後見人、其の他の者は其の青年を補習學校に通學せしむべし。本條例の規則に従ふことを拒み又は怠る親、後見人、其の他の者は裁判に依り百弗以下の科料又は十日以内の拘留若しくは科料及拘留に處す。
- (二) 十四歳以上十八歳以下の者が雇傭する個人商館又は組合は當該青年の居住し又は雇傭せられて居る市又は學區に補習學校の設置ある場合には、其の青年に對し補習學校通學を許すべし。青年を解雇した際には、雇主は三日以内に青年の雇傭免狀を學校當局に郵送すべし。十四歳以上十八歳以下の青年を雇傭せる個人商館又は組合にして本章の規定に違反したる者は違反毎に二十五弗以上百弗以下の科料又は五日以上十日以内市又は郡の留置場に拘留若しくは科料及拘留に處す。本條例所定の補習學校通學を怠りたる青年を雇傭せる個人商館又は組合は學校當局より青年の補習學校缺席に就いて通告を怠りたるときは、直に解雇すべし。本法の規定に違反したる個人商館又は組合は違反毎に五十弗の科料に處す。

三 補習學校教育の實際

米國の實業補習教育の情況を視察して最近歸朝された渡邊龍聲博士は、其の視察談を昨年

夏文部省主催實業補習教育講習會で發表された。それに依るに次のやうである。

生徒

補習學校を參觀して第一に起る印象は、小學校を見た時の感じとは大變違ふ。生徒は男女とも身體が成熟して居つて、責任を有たされて居る労働者云ふ様子が見える。さうして彼等の多くは過勞の跡を見せて居る。一組は二十人以下で、年齢は十四歳以上十八歳までの男女子で、各所の製造所、會社、工場などに雇はれて居る者である。授業は一週四時間になつて居る。

教師

教師は授業をするにも仲間同志のやうに寛いだ態度で、總ての生徒に個人指導をする。教師は相談相手となり、道案内となり、又友達となる。

豫科教室

豫科教室には新入生が居る。此處には職業顧問が居つて生徒を助けて各自の嗜好や趣味を見付け出して居る。是は學校が彼等に與へるものを自由に選擇させる準備である。此の組では教師は生徒と會談し其の好き嫌ひや天賦の能力やその傾向等を吟味するのである。又生徒は既得の教育程度を檢べられ、試験的に而もキツパリに將來の計畫を立てるやう勵まされる。生徒は學校内の各工場を見て、數多い職業に就いてその適不適、又

は、將來の見込みなきを攻究して其の中から各自の好む所を選択するのである。教師と相談して決定的選擇を爲した後は、生徒は各自の選んだ普通の組に編入せられる。

男生作業室

男生作業室を見ると男生は電線を持つて働いて居る。是は電鈴の附け方、修繕、出火報知器、盗賊警報器、電燈なきの取附け方を學んで居る。是等の生徒は電気技手になるのである。彼等の中には既に電気工場に雇はれて居る者が多い。又他の部屋の生徒等は家具の製作、修繕をやつて居る。模型の家の骨組や、實物大の階段を造つたり、箆筒を磨いたり、その他大工指物師がやらなければならぬやうのことは何でもやつて居る。是等實際的の練習に依り、彼等は色々な道具や繪圖面の使用法を習得し、後々其の熟練を實地に應用する準備をするのである。又他の生徒にはそれと違つて印刷機械細工、金屬細工、鉛管細工、衣服仕立なきを教へられて居る。

女子作業室

女生は帽子の製造、裝飾圖案、模様衣服の裁ち方、作り方、刺繡、新しい意匠の凝し方なきをやつて居る。

商業教室、事務練習室

此處では男女ともタイプライター、謄寫版、書類整理方、事務整理方、簿記、速記、交換機の扱ひ

方なきの授業を受けて居る。

學科課程

學科は男女共通にして

實科

- 商業算術
- タイプライター
- 事務練習
- 書類整理法
- 商業の方法
- 電話交換器
- 普通學科
- 讀方
- 手紙の書方
- 綴字法
- 産業史
- 米國史及市民學

經濟

個人衛生

公衆衛生

男女各別科目として

男生の部

木工術指物細工

筆筒類の造り方

模範製作

家具の仕上げ

一般木工

金屬版製作

機械工場實習

電線及取附

用器畫、建築用圖面

印刷、青色版刷方

男子衣服、意匠

女生の部

縫方裁ち方

婦人帽子

小間物類製作

機械の動し方

女子衣服意匠

造花

商業圖畫

家事

割烹

洗濯

會合

生徒の會合する模様を參觀すると、此處では生徒達が俗歌愛國歌なき唱歌の上手なものが出て歌つて聽かせたり、或は各州産業の代表者、州産業委員、社會事業に従事する人々、政府の役人なきから講師を頼んで最も生徒の利益になるやうな題目を選んで講演をして貰ひ參觀者は此の時に於て校内に瀰漫する共同の精神愉快なる友誼を最も容易に感知

するこゝが出来るのである。

第三節 英國の實業補習教育

一 フイツシャー條例

英國民は元來國家主義よりも個人主義の強い國民であつた。獨逸の國家主義、佛蘭西の祖國主義に比べて確かにさうであつた。其の教育は地方中心で國家的統一が完成されて居なかつた。歐洲大戰に之に大なる刺戟を與へた。パドレー氏は其の著「戦後の教育」(一九一七年)に於て完全なる國民的學制を主張し、補習教育の強制、統一的進級學制を主張した。此の改造の叫は單に聲として止むものではなかつた。時の大學總長ヒイツシャー氏が文相になるに及んで、此の國民の聲を代表して、一九一七年八月十日、四十七箇條百餘項から成る教育法案を議會に提出した。それに對しては反對や修正意見等があつたけれども、翌一九一八年遂に法令として表はれ、補習教育の強制義務教育の充實等諸制度の上に一大革新を與へた。

ニ フイツシャー條例と實業補習教育

フィツシャ氏の教育條例中補習教育に關し規定したる主なる所は、次のやうである。

第三條

- 一、地方教育當局は一九〇二年の教育條例第二章の趣旨に基き各々單獨に或は他の地方教育當局と共同して各目の管理指導の下に十分なる補習學校を設置し且つ維持するの義務あり、それ等の補習學校に於ては本法に依り補習學校通學の義務を課せられたる青年の爲に適當なる學習教授及體育の設備を爲し總て月謝を徴收すべからず。
- 二、上記の諸目的を達する爲め地方教育當局は補習學校の組織改善に關する計畫及補習學校出席を一般的規則的ならしむる爲めの計畫を隨時文部省に提出することを得、文部省の要求あるときは之を提出すべし、本條に依り計畫を立てるに當りては地方教育當局は大學の授業を受ける學力ある生徒に對し講義及學級の編制に付て大學と共同する方法を講ずるやう留意すべし。
- 三、縣會は一九〇二年の教育條例第三章の目的に隨ひその管内の補習學校管理團體中

第十條

- 一、青年は凡てその地方教育當局の指令する時に補習學校に通學し毎年三百二十時間の授業を受くべし。その時日及期節は土地の情況に應じて之を定む。期間一年未満なる場合には地方教育當局が凡ての事情を斟酌して適當と認めたる時間數の通學

をなすべし。

甲、本條實施日より七年間は、十六歳乃至十八歳のものには適用せずこの期間經過後夫れ以前十六歳に達したるものに對しても亦同じ。

乙、本條實施指定日より七年間は地方教育當局の決定により補習學校通學時間數三百二十時間を二百八十時間とみなすことを得。

二、左の一に該當するものに對しては本法の補習學校通學義務を免除す。但通學を希望する旨を文書を以つて教育當局に申請しその通學すべき學校を指定せられたるものに對しては此の限りに非ず。

イ、指定日に於て十四歳以上なるもの。

ロ、有資格英國海員供給の目的を以て今後立つることあるべき國家計畫の規定に隨ひ或は文部省の認めたる假規定に基く參事會又はその他の規則に従ひて海員養成所の課程を終了したるもの、若くは現に海上勤務に従事するもの。

ハ、十六歳以上のものにして左の一に該當する者。

甲、聯合王國の大學試験若くは本條目的の爲めに文部省に於いて之れと同等と認めたる試験に合格したるもの。

乙、十六歳迄文部省の認定したる學校に於て正規の授業を受けたる者。

三、左の一に該當するものは本法所定の補習學校通學の義務なし。

イ、略

ロ、本法所定の補習學校出席時間數と同一の時間數他の適當有効なる簡易科に出席中なることを地方教育當局に於て認めたるもの。

四、地方教育當局は補習學校通學の義務ある青年に對して通學時日の雇傭を停止せしむることを得。

右の停止は通學時間のみならず地方教育當局に於いて通學の効果を擧ぐる爲めに必要なりと認むる時間但二時間以内に互ることを得。

五、地方教育當局は左の時日には補習學校通學を要求するを得ず。但し夜間その他異常なる時間に於て雇はるゝ青年に對しては地方教育當局は文部省の認可を経てその時間を變更することを得。

日曜日。

宗教團體の習慣により休業すべき祝日の全日又は一部。

青年雇傭に關する法令若くは雇傭契約によりて休業の權利を認められたる休日又は半休日。

事情の許す限り雇傭上慣習となれる休日、半休日、及午後七時より午前八時迄。

八、地方教育當局は青年の承諾なくして其の雇傭所在地又は雇傭地關係の補習學校に通學するを要求するを得ず。青年の與へたる右の承諾は書面を以て雇傭主及地方當局に申出づる時は一ヶ月の猶豫を以て之を撤回することを得。

第十一條

一、病氣その他止むを得ざる理由なくして本法の補習學校通學義務規定に従はざる青年ば、即決裁判に依り五志以下の罰金に處し再犯以上の場合には一磅以下の罰金に處す。

二、青年の父母が本法所定の補習學校通學義務の懶惰を默過し又は之れを生ぜしめたる場合には即決裁判に依り二磅以下の罰金に處す。同一人に關すると否を問はず再犯の場合には五磅以下の罰金に處す。

第十二條

一、文部省は補習學校通學の時間及就業を中斷すべき時間に關して發すべき警告の方法及様式、年令、通學及免除の證明書の交付、出席簿の保管及本法の補習學校に關する規定の實地適用等に關し隨時之れを規定することを得。

第四節 佛蘭西の實業補習教育

フィッシャー氏の教育法案が提出される以前に於て、佛蘭西では一九一七年三月文相ヴィアニ氏に依つて、補習教育の義務強制案が提出された。それは未だに改革實施されるに至らないけれども、此の提出によつて補習教育の促進が見えて居ることは明かである。ヴィアニ氏の青年教育に關する法律案は五章三十八條から成り、其の主なるものは次のやうである。

就學義務

第一條 一八八二年三月二十八日初等教育義務に關する法律に定むる所を満了したる青年は左の諸項につき本法に定むる教科目を學習するを要す。

一、體育

二、職業教育若くは家政教育

三、普通教育

第二條 第一期即ち豫備徒弟及徒弟に相當する期間に於ては男子に在りては滿十七歳まで女子に在りては滿十六歳まで左の科目を學習する義務あるものとす。

一、體操

二、國語、地理、歴史

三、農業、工業、商業、漁業、家事に應用せる理科及其の實習。之等の學科及實習は更に之れ

を教科に区分し各々一職業に該當せしむ。

各市町村に於ては本法第二章に規定せる委員會によりその地に於ける主要の職業組合に適當する職業科を設置する義務あるものとす。

青年は其の在住市町村に於て義務的に編制したる學科課程につき修學學科を選択すべし。

第三條 必修科目及實習の最小時数は第一期に於ては、一ヶ年三百時間とし普通教育五十時間、職業教育百五十時間、體操百時間を以て之に充つ。

普通教育及職業教育の授業及實習は法定の労働日に於て之をなすべし。但し其の授業時間は其の日の終り若くは始に設くるを可し。其の他に右に關する變更は縣の補習教育委員會に於て之を定む。體操は日曜日に之を授く。

第五條 第二期は男子に在りては十七歳女子に在りては十六歳に始り、第七條に定むる除外例の外は女子は十八歳迄男子は二十歳迄若くは其の以前に結婚したる場合に於てはその結婚の年まで所定の課程を學習する義務あるものとす。

男子は(一)國語、歴史、地理、公民科、現行法、家政科の講義

(二)體操、射撃、兵式教練

女子は(一)國語、歴史、地理、家政科の講義

(二)手工、衛生の授業及實習、醫學大意、育兒法

第六條 必修科目及實習の最小時数は第二期に於ては一ヶ年二百時間とし普通教育百時間、體育(男子)若くは家事(女子)百時間を以て之に充つ。

設置

第二章は設置に關し規定したもので、本章は第十條より第十五條に互り、各條補習教育委員會の設置及其の權限が規定されて居る。即ち市町村は地方補習教育委員會を、縣は縣補習教育委員會を設け、更に文部大臣統裁の下に高等補習教育委員會を設置し、各々種々の方面の人々を委員として該教育の發達を促進せしめる機關としてゐる。

公立補習學校

第三章は公立補習學校に關する件の規定であつて、第四章には私立補習學校に關する件を規定し最後の第五章に於いて施行手續の件を規定してゐる。

第五節 丁抹の實業補習教育

丁抹は人口僅に三百萬、面積は我が九州位の極めて小さい農業國であるけれども、其の産業方面の發達は著しいものである。其の發達は實に此の國實業補習教育の發達に原因して居るのである。丁抹の小學校は、十四歳で終つて十五歳から十八歳までは實業補習學校に通學

せしめる制度になつて居る。此の國では更に十八歳から二十歳まで國民高等學校に入れて、實業補習學校の最後の仕上げを爲すことになつて居る。此の國民高等學校は丁抹獨特の學校である。之を建設したのは彼の偉人グルンドウィーグ氏の人である。グルンドウィーグ氏は一八七二年、即ち今より五十年前に亡くなつて居る。氏は特に農業本位の補習教育を起すことに骨を折り、其の結果丁抹は農産國として著しく發達したのである。但し丁抹が農産國として發達したと云ふことは、單に農業の上からだけ國が富んだと云ふことではなく、特に丁抹の國民精神の陶冶に云ふことが關聯して居るのである。グルンドウィーグ氏は詩人であり、哲學者であり、宗教家であり、歴史家であり、又教育家である、偉大なる人格者であつた。此の人は丁抹の國民に共通なる思想なり感情なりを起させなくてはならないと云ふ考から、丁抹に昔から在つた古い傳説或は古い歴史を調べてそれを詩に歌ひ歴史に書いて國民精神の徹底を非常に鼓吹したのである。丁抹は農業を以て立つべき國柄であるから、グルンドウィーグ氏は丁抹國民をして眞の愛國者たらしむるには、農業に興味を有たせなければならぬ。此の方面からして丁抹國民を訓練して行かなければならないと云ふことを考へ、自分が宗教家である所から其の農業教育の根柢に宗教を置いたのである。農業は我々が天然の力や天然の事物を利用して生産をして行くのであるから、農業を宗教的に云へば、神から我々に與へられたものに我々の力を加へて之に依つて人間生活國家生活を豊富にして行き、斯くして人

類全體が親み合ひ、國民全體が相一致し合ふと云ふ意味を持つて來るやうになる。故に農業と云ふものは詰り神の意思に従ひ神の恩寵を受けて行く仕事である。農業の經營にはさう云ふ宗教的の考若くはさう云ふ道德的の考が基礎にならなければならぬと云ふやうに考へた。さう云ふ様に自分の宗教と國民高等學校の教育とを結び附けた。それから歴史或は國民文學を國民高等學校で教へたのである。さうして肝腎の農業教育の方は之に比較すると左程力を盡さなかつたやうに見えた。それで初めて國民高等學校が出来た時には國民高等學校など非常に農業方面に力を盡すと云ふやうなことを言つて置きながら、其の學校を見れば主に宗教的、道德的、文學的の材料を教へて、農業其の者は餘り教へない、此の學校で果して國民高等學校の教育が出来るかと言つて怪まれ嘲けられた位であつたのである。然しながら此の學校からは勤勉なる忠實なる農業家が澤山出て來たのである。之は即ち其の精神が養はれて居て、農業と云ふものを十分理解し、宗教的、道德的、信念からそれをやつて行くのであるから、初めこそは十分農業の事も學ばないのであるけれども、農業を愛するに云ふ精神、又之を研究すると云ふ精神があるから、段々農業が此の學校を出た人に依つて高潮されて來たのである。而して其の弟子にコールドと云ふ人が在つて、其の技術方面の缺けて居つた所を補つて、丁抹の國民高等學校を完全なる農業補習學校に作り上げたのである。此の學校には寄宿舎があつて充分なる訓練が施されるやうになつて居る。其の結果此の學校を出た人が

何時でも丁抹の國民運動の中心になつて居る。さう云ふ風に丁抹の實業補習學校も云ふものは單に農産を起すと云ふことだけでなく國民精神を起し、宗教的、道德的觀念を高めて丁抹國民の國民精神を作り上げるに云ふやうな考から行はれて居るのである。

第四章 實業學校令及び實業補習學校規程

實業補習教育に關する規定は第二章に述べたるが如く、大正九年十二月一日改正を施されたのであつて、之が改正の趣旨は、法令の公布に伴ひ、文部省から示された「實業教育法令改正の要旨」に明かであるから、左に之を摘録することにする。

實業教育法令改正の要旨

實業教育は、年と俱に隆盛に赴いて、其の施設漸次發達を見るに至つたのは喜ぶべきことであるけれども、普及未だ充分でないばかりでなく、其の制度及施設の實際を見るに、猶改善充實を要するものが尠くない。惟ふに中等教育を受けて實業に従事せんとする者に對し、工業、農業、商業其他各般、實業に従事するに須要なる智識技能を授けると共に、品性を陶冶し、常識を養成して、中堅國民なる充分の素養を得させ、又小學教育を卒へ直に實社會に入りて各種の職業に従事する大多數の青年子女に對し、普く實業補習教育を施して、職業上の能力を増進し、之と共に國民、公民としての教養を充分ならしめるのは、國力の充實を圖り、國運の伸暢を期するに極めて緊要のこゝである。殊に世界大戰後内外の情勢は、益々國民の文化を向上し、社

會の健全なる發達を圖るを必要とし、又大に經濟力の増進を要求して歇まないで、此の秋に
 方り實業教育の振興を策し、學校の増設擴張を獎勵し、一面又一層學校内容の整備充實を圖り、
 其の實績を擧ぐるに萬遺漏なきを期するのは、洵に今日の急務と謂はなければならぬ。然
 るに斯教育に關する現行の制度は、概ね二十有餘年前に制定せられ、爾來今日に至るまで差
 たる改正を見なかつたので、實業學校令を始め、實業學校に關する諸規程等に不備の點が多く、
 其の定むる所現時の要求に適應せぬものもあり、又實業補習學校規程の如き、餘りに自由寬
 容であつて、殆んど施設の據るべき所を示さず、今日斯教育の改善を圖るに適切でないものも
 ある等、實業教育の發達上遺憾な點が尠くない。依つて本省に於ては工業教育、農業教育及商
 業教育に關し、夫々調査委員を設け、關係各省大學專門學校、其の他の學者、專門家並實業家等、學
 識經驗に富んだ人々を委員として、銳意之が審議攻瑕を累ね、斯教育制度の全般に互り改善刷
 新に關する成案を得たので、之に基き、曩に實業教育に關する諸般の法令に改正を施すことと
 なつた。就いては茲に改正の要旨を述べて其の趣意を明かにする。

一 實業學校令改正の要旨

一 實業學校の教育に於て、特に徳性の涵養に力むべきことを明示したること
 實業學校の教育は、實業に従事するに須要なる知識技能を授けると共に、品性を陶冶し、常識

を養成し、國家有用の人物を育成するを本旨とすべきことは言を俟たない所であつて、今回中
 等實業學校諸規程の改正に於て、學科目を整備し、普通學の素養に付ても遺憾のないことを期
 し、又實業補習學校規程改正に於て、公民的教育を以て職業的教育と共に補習教育の二大眼目
 の一と爲したのも亦實に此の趣旨に外ならない。依つて實業學校令第一條の實業學校の目
 的の中に、特に徳性の涵養に力むべきことを明示し、以て斯教育の大本を完うするに誤のないこ
 とを期した。

二 實業學校の種類中、水産學校を獨立して其の一種とし、工業學校、農業學校、商業學校、商船學
 校、水産學校の外、新に「其他實業教育を爲す學校」を加へ、又蠶業學校、山林學校を農業學
 校に包括し、徒弟學校は之を工業學校に融合したこと。(要旨省略)

三 市町村等に於ける實業補習學校の設置に關する法令上の制限を撤し、又農會、同業組合等
 に學校設置の權能を認め、尙獨立の府縣立實業補習學校を認められたこと。
 從來實業學校令に於ては、市町村等に於て實業補習學校を設置する場合に關し、一般實業學
 校設置の場合と同じく、特に「土地の情況に依り須要にして小學教育の施設上妨なき場合に
 限る」の制限を付してあつたが、元來工業學校、農業學校、商業學校等の經營は當然府縣を本
 體とし、郡市、町村學校組合等の經營は例外的のものであるに依り、從來の如く府縣營が少なく
 て、却つて下等團體都市は固より事情を異にするの經營に委せらるゝものが多いのは、實業教

育の振興上特に考慮を要することである。共に實業補習學校は固より市町村の經營を本體とし、今後大に普及發達を圖るべきものであるから、之が設置に關し法令上制限を付するのは甚だ當を得ないことである。依つて今回規定を改正して此の制限を撤し、一層斯教育の普及に資することとした。又實業學校と實業界との接觸聯絡を緊密ならしめるは、實業教育の發達上肝要のこゝであつて、殊に實業團體に於て特殊の實業補習學校を設置經營するやうなことは頗る望ましいことであるから、商業會議所の外、新に農會、同業組合等にも學校設置の權能を認められた。又從來道府縣立實業補習學校の設置は、他の道府縣立學校に附設する場合に限られたが、今回此の制限を撤し、道府縣に於て、或は獨立の實業補習學校を設けて模範的の施設をし、又は實業補習學校教員養成所に附屬させて補習教育研究の機關たらしめる等適宜の施設を爲すに便ならしめた。

四 公立實業補習學校職員の名稱を改め其の待遇を向上したこゝ。

實業補習教育の使命は極めて重大であつて、今後開拓の餘地甚だ大である。共に、一般學校に較べ其の施設經營に特殊の努力を要するものがあるから、之に従事する教員の待遇に付ては特に遺憾のないやうにしなければならぬ。然るに從來公立實業補習學校職員の名稱待遇を公立小學校の例に依ることとしたのは、斯教育の發達を圖るに適當でない、且今回實業補習教育制度に一大刷新を加へ、大に内容の整備充實を圖り、教員の資格をも高めることとなつ

たに依り、實業學校令及公立學校職員制中を改正して其の名稱を教諭又は助教諭となした。又從來公立實業補習學校の職員であつて、委任官の待遇をこゝの出来る者は、文部大臣の指定した實業補習學校の學校長であつて、且相當の資格のある者に限り極めて例外的に之を認め、一般の實業補習學校の學校長並に教員は、其の資格が何であつても絶対に委任官の待遇をこゝの出来るのであつたのであるが、上述の趣意から今回其の待遇に一大改善を施し、公立學校職員制及公立學校職員待遇官等々級令中に改正を加へ、學校長に關し從來の制限を撤廢するは勿論、教員に付ても其の資格經歷上適當な者は委任官の待遇をこゝの出来るやうにし、其の官等々級も一般中等學校と同様ならしめるを得ることとし、又年功加俸の支給に付ても中等學校と同等に改めた。尙從前の制度に於て乙種實業學校及徒弟學校の學校長は委任官又は判任官の待遇をこゝとしたが、工業學校徒弟學校を融合して一制度とし、甲種乙種の種別を廢し、實業教育機關の整備充實を圖らうとするのであるから、學校長の待遇も當然之を改善する必要があるので、今回職員制中改正を施し、女子實業學校及實業補習學校を除き、其の他の實業學校の學校長は總て之を委任官の待遇をこゝとした。

實業學校令中改正

勅令第五百六十四號(大正九年十二月十六日官報)

實業學校令中左ノ通改正ス

第一條 實業學校ハ實業ニ従事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ兼テ徳性ノ涵養ニカムヘキモノトス

第二條中「商船學校」ノ下ニ「水産學校其ノ他實業教育ヲ爲ス學校」ヲ加ヘ「蠶業學校山林學校獸醫學校及水産學校等」ヲ「獸醫學校」ニ改メ同條第三項ヲ削ル

第三條第一項但書ヲ削ル

第四條 郡市町村北海道沖繩縣ノ區北海道ノ一級町村二級町村市町村學校組合及町村學校組合ハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得但シ實業補習學校以外ノ實業學校ニ付テハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其ノ區域内小學教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限ル
市町村市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ實業學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得

第五條 商業會議所農會其ノ他之ニ準スヘキ公共團體ハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ設置シタル實業學校ハ私立トス

第五條ノ二ヲ削ル

第七條第一項ヲ左ノ如ク改ム

公立又ハ私立ノ實業學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ實業補習學校ニ

在リテハ道府縣立ニ係ルモノヲ除クノ外地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十一條 削除

第十二條 削除

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 明治三十六年二月七日公布勅令第二十九號實業學校令抄錄

第一條 實業學校ハ工業農業商業等ノ實業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 實業學校ノ種類ハ工業學校農業學校商業學校商船學校及實業補習學校トス

蠶業學校山林學校獸醫學校及水産學校等ハ農業學校ト看做ス

徒弟學校ハ工業學校ノ種類トス

第三條第一項

北海道及府縣ニ於テハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得但シ道府縣立實業補習學校ハ他ノ道府縣立學校ニ附設スル場合ニ限ル

第四條 削除

第五條 郡市町村北海道沖繩縣ノ區北海道一級町村二級町村沖繩縣間切島又ハ町村學校

組合ハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其ノ區域内小學教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限り實業學校ヲ設置スルコトヲ得

市町村又ハ町村學校組合ハ前項ニ依リ實業學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲區ヲ設クルコトヲ得

第五條ノ二 商業會議所ハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得

第七條第一項 公立又ハ私立ノ工業學校農業學校商業學校商船學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ公立又ハ私立ノ實業補習學校ノ設置廢止ハ道府縣立ニ係ルモノヲ除クノ外地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ

第十一條 公立實業學校職員ノ旅費其ノ他諸給與ニ關スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第十二條 公立實業補習學校職員ノ名稱待遇ハ公立小學校ノ例ニ依ル

實業學校令(現行)

第一條 實業學校ハ實業ニ従事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ兼テ徳性ノ涵養ニカムヘキモノトス

第二條 實業學校ノ種類ハ工業學校農業學校商業學校商船學校水産學校其ノ他實業教育ヲ爲ス學校及實業補習學校トス

獸醫學校ハ農業學校ト看做ス

第二條ノ二 實業學校ニシテ高等ノ教育ヲ爲スモノヲ實業專門學校トス

實業專門學校ニ關シテハ專門學校令ノ定ムル所ニ依ル

第三條 北海道及府縣ニ於テハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得

文部大臣ハ土地ノ情況ニ應シ必要ナル實業學校ノ設置ヲ北海道又ハ府縣ニ命スルコトヲ得

第四條 郡市町村北海道沖繩縣ノ區北海道ノ一級町村二級町村市町村學校組合及町村學校組合ハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得但シ實業補習學校以外ノ實業學校ニ付テハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其ノ區域内小學教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限ル

市町村市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ實業學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得

第五條 商業會議所農會其ノ他之ニ準スヘキ公共團體ハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設置シタル實業學校ハ私立トス

第六條 私人ハ本令ノ規定ニ依リ實業學校ヲ設置スルコトヲ得

第七條 公立又ハ私立ノ實業學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ實業補習

學校ニ在リテハ道府縣立ニ係ルモノヲ除クノ外地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

公立又ハ私立ノ實業學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第八條 實業學校ノ修業年限學科科目及其ノ程度ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條 實業學校ノ教科書ハ公立學校ニ在リテハ學校長ニ於テ私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第十條 公立又ハ私立ノ實業學校教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 削除

第十二條 削除

第十三條 公立又ハ私立ノ實業學校ノ編制及設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條 實業學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第十五條 本令施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附則

第十六條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 削除

第十八條 他ノ法令中ニ技藝學校トアルハ本令施行ノ日ヨリ當然實業學校ト看做ス

第十九條 明治二十三年勅令第二百十五號小學校令中徒弟學校及實業補習學校ニ關スル規定ハ本令施行ノ日ヨリ其ノ効力ヲ失フ

二 實業補習學校規程改正の要旨

一 従來の簡略な規定を改め、其の内容を整備し、施設上準據すべき所を示したこゝ。

實業補習學校に關する従前の規程は頗る簡略で、修業年限、教授時數等に付何等の制限なく學科目の如きも取捨選擇の範圍廣く、殆んど據るべき所を示さなかつた爲、新教育の施設極めて區々で、其の組織整はず内容亦適切でないものが甚だ尠くない。蓋し此の如き自由寛容の規程は、新教育の普及促進を最も必要とした過渡時代に在りては止むを得ない所であつたが、補習教育をして教育制度上有力な地位を確立せしめることを必要とする今日となつては、之が内容の整備充實を圖り、施設上則るべき所を明かにするを緊切に認め、新規程に於ては、修業年限、教授時數に付標準を示し、又學科目其他主要の事項に關し相當據るべき所を定めることとした。

二 實業補習教育の本旨を明かにしたこゝ。

従來實業補習教育の目的は、之を一般實業學校の目的中に包括せしめ、新教育に關しては僅に訓令等に於て其の本旨を示したに過ぎなかつたけれども、實業補習教育は其の使命極めて

重大であるから、其の本領の存する所を明確にするの必要がある。依て今回改正に際し、特に實業補習學校は、小學校の教科を卒へ職業に従事する者に對し、職業に關する知識技能を授けらるゝ共に、國民生活に須要なる教育を爲すを以て本旨とすべきを示し、新教育の趣旨本領を明かにした。

三 課程を分ちて前期後期とし、其の修業年限及教授時數に付標準を定めたこと。

實業補習學校の修業年限及教授時數は、土地の情況學科の種類等に依り固より之を一様に律すべきでないけれども、從來施設する所長短の差甚だしく、其の適度を逸するものも亦尠くない。例へば期間が餘りに短くて教養の目的を達し得ないものあり或は年限著しく長きも一年の教授時數甚だ僅少なる爲、却つて授業散漫に流れ緊張を缺き、充分其の實績を挙げ得ないものもある。依つて新規程に於ては、新教育の本旨に照し、又一面地方の實情に鑑みて適當なる標準を定めた。即ち修業年限は尋常小學校卒業者を基準として四年又は五年の程度に於て之を定めるを最も適當とし、其の課程は入學者の資格に依り之を前後の二期に分つを便宜とする。即ち前期は尋常小學校卒業者又は之に準すべき者を入學せしめ、其の年限を二年とし、後期は前期の課程を卒へたる者、高等小學校卒業者又は之に準すべき者を入學せしめ、其の年限を工業又は商業に關する學校に在りては二年、農業又は水産に關する學校に在りては二年乃至三年とするを相當の標準とする。尤も必要に依り後期の年限に一年の伸縮を加ふ

るが如きは固より之を妨げない。又毎學年の教授時數は、學校の種類學年の高低に依り自ら差異があるであらうけれども、工業又は商業に關する學校に在りては前期二百八十時乃至四百二十時、後期二百十時乃至四百二十時に於て、農業又は水産に關する學校に在りては、前期二百時乃至三百二十時、後期百六十時乃至三百二十時の程度に於て定めるを適當とし、之を以て標準とした。然し以上は固より大體の標準を示したに過ぎないから、土地の情況、生徒職業の種類等に依つては更に適當に伸縮するを得べく、只從來其の時數の少きに失する學校に於ては、事情の許す限り之が増加を圖り、成るべく速に標準の時數に達せしめなければならぬ。前掲の學校の外、他の職業に關する補習學校の修業年限、教授時數は亦右に準じて之を定めるを必要とする。

四 前期後期とも相當普通學科目を必修科目とし、殊に前期に於ては之に重きを置いたこと。
學科目は従前の規程に於ては修身、國語、算術及實業に關する科目とし、實業科目の外は場合に依り悉く之を缺くことを得しめなければ、僅に義務教育を修了した者に對して、直に職業に關する學科のみを課するは適切でないばかりでなく、此の如き年少者に對しては、寧ろ小學教育の補充を圖り、國民としての一般的素養を完からしめることが肝要であるから、新規程に於ては修身、職業に關する學科目の外、前期に在りては國語、數學、理科、後期に在りては國語、數學を必修科目と定めた。但し教授時數少なき場合等に於ては、前期の理科、後期の國語又は數學

は之を缺くこゝを得しめなければ、工業農業又は水産に関する學校に在りては、前期に於て成るべく理科を課し、又後期に於ても工業に関する學校に在りては、數學商業に関する學校に在りては、國語農業又は水産に関する學校に在りては、其の兩科目とも成るべく之を課するを可とする。

以上の學科目の外、教授時數多き場合には、尙歴史、地理、體操、法制、經濟、簿記、外國語、其の他の學科目中より、學年の高低、生徒職業の種類に應じ、適當の科目を選びて之を加設せしめることとした。

五 職業に関する學科目に付ては、前期に於ては、主として職業に関する基礎的知識技能を授

け、後期に於ては、特に職業の種類に應じ、適切なる事項を選びて授けしめることとした。職業に関する學科目は、前期に在りては、主として職業上必要なる基礎的知識技能を授けるを主眼とし、工業に関する學校に於ては、工業大意、製圖、簡易なる實技等、農業に関する學校に於ては、農業大意、林業大意、耕種、養蠶等、商業に関する學校に於ては、商業大意、簿記、珠算、商業文等、水産に関する學校に於ては、水産大意、漁撈、養殖製造等に付、選擇して之を定め、其の他の職業に関する學校に於ても、亦此の例に準じて、其の學科目、選定に深く留意せなければならぬ。又後期に在りては、職業の種類に應じ、適切なる事項を選びて之を定め、其の選擇に付ては、土地の情況、生徒職業の種類等に應じ、最も其の宜しきを得、職業教育の効果を完うすることゝ力めな

ければならない。今職業に関する學科目として、主として後期に課すべき事項を示せば左のやうである。

一、工業に関するもの

機械及電氣に關しては、應用機械學、機構、汽罐、蒸氣機關、內燃機關、船用機關、發動機、水力機械、起重機、工作機械、精密機械、製造機械、煖房及換氣、冷蔵、測定及測定機、時計、機械製圖、木型、鑄造、鍛冶、製鐵、機械材料、刃物、板金、電氣及磁氣、發電機及電動機、電氣機械、電氣器具、電燈及照明、蓄電池、電信及電話、電氣測定及測定機、電氣材料、配線、電鑄及電鍍、電爐、電力輸送、捲線。

土木建築に關しては、測量及製圖、道路、橋梁、隧道、水道、鐵道、下水、水力、開墾、河海工、土木施行法、家屋構造、建築製圖、規矩術、鐵筋コンクリート、室内裝飾、家具、建具、塗工、建築板金、鉛工、木工、泥工、煉瓦工、石工、製材、建築材料、構造強弱、仕様見積。

鑛山に關しては、採鑛、選鑛、炭鑛、金屬鑛、石油鑛、製鐵、冶金、鑄鑪。

交通に關しては、船體構造、鑛裝造船材料、機關車、電車、自動車、航空機、車輛。

化學工業に關しては、分析燃料、石炭、乾溜、油脂、化粧品、石鹼、製糖、釀造、木材、乾溜、染料、顔料、塗料、製絲、酸及アルカリ、肥料、製藥、製菓、製革、陶磁器、硝子、珪瑯、煉瓦、セメント、ゴム、セルロイド、マツチ。

染織に關しては、織物原料、紡績、漂白、染色、捺染、機械織物、仕上、メリヤス。

工藝に關しては、圖案、彫金、鑄金、鍛金、裝身具、家具、樂器、玩具、木工、竹工、挽物、漆工、塗工、寄木及象篋。

紙器印刷寫眞製版ステンドグラス、モザイク、製本、表裝、革細工、金屬著色、縮細工、廣告圖案、陳列裝飾。

工業一般に關しては工場衛生、工業法規、工場管理、工業簿記、原價計算。

一、農業に關するもの

作物、園藝、土壤、肥料、作物病蟲害、農具、養蠶、畜産、農産製造、農業土木、農業經濟及法規、林業、水産等

一、商業に關するもの

商事要項、簿記、商業算術、商品及荷造、商業地理、經濟商業法規、タイプライティング、速記、廣告等。

一、水産に關するもの

漁撈、養殖、製造、水産動物、水産植物、海洋及氣象、航海及運用、機關取扱、魚類、冷蔵、水産經濟及法規等。

六 法制上の知識、其の他國民公民として心得べき事項を授け、又經濟觀念の養成に力むべきことを明かにし、其の他教養上特に留意すべき事項を示したる。

實業補習學校に於ては、力を技能の教育に用ひるの外、重きを訓育に置き、獨り修身科等の教授ばかりでなく、適當の方法を講じて生徒徳性の涵養を圖り、思想の善導に力めると共に、法制、經濟又は修身、國語等の學科目に於て、法制上の知識、其の他國民として又公民として心得べき事項を授け、又職業に關する學科目は勿論、其の他適當なる學科目に於て經濟觀念の養成に力

めるのは極めて緊要のことである。殊に後期に於ては、公民教育は職業教育と相併んで新教育の二大眼目となるべきものであるから、規程中特に其の趣旨を明かにした。其の他體育衛生に關して條項を設けたのは、補習學校の生徒の多くは業務の傍ら修學するので、其の保健衛生には特に留意を要するが爲であるから、課程中體操を缺いた場合にも、常に生徒身體の發達に注意し、又衛生に付て充分に考慮せなければならぬ。

七 女子に關する規程を設けたる。

女子に關しては、従前の規程中何等定める所がなかつたけれども、女子に對しても新教育の普及を圖るは亦甚だ緊要とする所であるから、新規程に於ては別に女子に課すべき學科目を示し、其の發達に資せしめることとした。即ち前期には修身、國語、數學、家事、裁縫及職業に關する學科目、後期には修身、國語、家事、裁縫及職業に關する學科目を必修せしめることとし、尙必要に應じ便宜他の學科目を加設せしめることとした。而して教授時數少き場合には、前期の家事又は裁縫、後期の國語、家事、裁縫中二科目以内は之を缺くことを得しめたけれども、此等は一般女子に必須の科目であるから、工業又は商業の補習學校等職業に關する學科目に比較的多くの時間を要するもの外は、成るべく其の總てを必修の科目とするを可とする。又職業に關する學科目は、工業に關する學校に在りては色染、機械刺繡、洗濯及クリーニング等、農業に關する學校に在りては作物、園藝、養蠶、畜産、農産製造等、商業に關する學校に在りては簿記、商業算

術、タイプライティング等、水産に關する學校に在りては製造、養殖、水産動植物、魚類冷蔵等の中より、女子に適切なるものを選びて之を定むべきである。

八 學科目の分合並隨意科目、選擇科目等に關する規定を設け、生徒の學力、職業の種類等に應じ教授事項の選定其の宜しきを得しめたこと。

學科目の選定に關しては、一學科目若は其の一部を他の學科目若は其の一部に併せて學科目を定める等、分割合併に付深く留意するは斯種の教育に於いて極めて緊要のこゝである。例へば必要に依りては修身と國語家事と裁縫を合せ又は理科と農業大意、理科と商品を合せ、或は船體構造と艦裝と造船材料、土壤と肥料、商事要項と商業算術、漁撈と航海運用を合せて、各一學科目とするが如きである。又必要に依り發動機を蒸氣機關、内燃機關、水車等に、作物を食用作物、工藝作物若は稻作、麥作等に、商事要項を賣買、保險、保管、運送、銀行等に、製造を食用品、工用品若は罐詰、罐節、製鹽等に分くるが如く、一學科目を數事項に分けて、其の一事項若は數事項を選定するが如き固より適當なことであるが、之が取捨に深く留意せなければならぬ。而して學科目中、加設學科目に屬するもの及後期の職業科目中、或事項は、必要に應じ之を隨意科目又は選擇科目とし、又或學科目に付既に相當の素養ある者に對しては、其の學科目は之を課せぬこともある等、生徒の學力、職業の種類等に應じ措置宜しきを得、力めて教授の實効を擧げしめるこゝに注意した。

九 高等の實業補習學校の設置を認め、又卒業後の學習に關する規定を設けたこと。

實業補習學校の後期の課程を卒へた者、又は相當の年齢に達し相當の學力技能ある者に對して、主として職業に關する専門の事項を授ける程度高き補習教育機關は今後益々必要であるから、特に斯種の學校の設置を促すこゝは甚だ緊要で、殊に都市に於て工業、商業等に關する事項を授けるものに於て、一層其の必要を見るのである。又農業に關する學校等に在りて、後期の課程を卒へた後、特殊の事項に付更に學習せんとする者を、一定の期間在學せしめる施設をなすが如き亦必要である。是れ高等の實業補習學校に關する規定並に實業補習學校の課程を卒へた者の學習に關する規定を設けた所以である。而して斯種の程度高き補習教育の施設に關しては、其の修業期間、教授時數、學科目等に付標準を設けるこゝ困難であるけれども、學科の種類、土地の情況等に應じ最も適切に之を定めるこゝに留意せなければならぬ。又一般の實業補習學校は其の組織を學年制と爲すを適當とするけれども、斯種の施設に在りては、多くの場合却て科目制となすを適切とする。

一〇 實業補習學校は之を學校、試驗場、講習所等に併設するを得しめたこと。

實業補習學校は今後益々之を増設し、以て斯教育の普及に力めなければならぬから、學校設置に關する制限を成るべく寛容ならしめる趣旨で、實業學校令中相當改正を加へたが、改正實業補習學校規程に於ても亦同様の趣意で、之を學校、試驗場、講習所、實業補習學校教員養成所

等に併設するこゝを得させ、以て自由に有効適切なる施設を爲さしめるこゝとした。

一一 教授上の設備に關する規定を設けたこゝ。

實業補習學校は、多くは他の學校等に附設され、從來簡易を旨として施設した爲、概して其の經費乏しく、設備の整うたものは甚だ少い。固より學校經費の節約を圖るは緊要のことであるけれども、今日の如き補習學校の情況では其の實績を擧げることが困難であるから、他の學校等に併設した場合に於ても、少くとも一二の専用室の如きは勿論、圖書、器具、機械、標本等、教授上必要のものは之を備へ、學科の性質上實驗實習を要する場合は、亦相當の施設を爲すを必要とする。而して教授は晝間に行ふのが効果は多いけれども、夜間に於て行ふ場合には、燈光の設備に留意し、教授上及衛生上支障のないやうにせなければならぬ。

一二 短期間特殊の事項を授ける爲、隨時講習を爲すを得る規定を加へたこゝ。

實業補習學校に於ては、正規の課程に依り生徒の教養に力める外、一面に於ては相當實地の經驗又は素養を有し、現に職業に従事する者等に對し、短期間特殊の事項を受け、隨時講習、講話を開催し、以て廣く地方當業者の教化に資するが如き亦極めて緊切のことであるから、新規程に於ては此等施設を奨勵するの趣意で、之に關する規定を設けるこゝとした。

一三 學校の名稱に關し、規程上制限を設けぬこゝとしたこゝ。

從來實業補習學校の名稱には、規定上補習學校の文字を附せなければならなかつたけれど

も、強ひて斯かる制限を置くの必要がないばかりでなく、時としては補習の文字に代へるに、其の學校の内容を表はすに恰好な名稱を用ひた方寧ろ適當な場合もあるから、新規程では此の制限を撤廢した。然れども補習學校に於て、工業學校、農業學校、商業學校、商船學校、水産學校、職業學校或は實業學校の如き、一般實業學校と混同し易き名稱を用ひるこゝは之を避け、補習の文字を附せざる場合には、學校の内容を表はすに適當なる名稱を用ひるこゝを必要とする。

ノ以上實業補習教育制度の改正に伴ひ、教員資格も亦之を向上する必要があるから、此の趣旨を以て公立私立實業學校教員資格に關する規程中改正を加へ、實業補習學校教員たるを得る者は、一般實業學校教員の資格ある者、實業補習學校教員養成所卒業者及小學校本科正教員又は専科正教員の免許狀を有する者、一般實業學校教員の資格ある者及修業年限二年の實業補習學校教員養成所卒業者は直に之を教諭と爲すを得るこゝとし、修業年限二年未満の實業補習學校教員養成所卒業者及小學校本科又は専科正教員の免許狀を有する者は、一定の期間助教諭の職に在りて相當經驗を得てから之を教諭と爲すこゝとした。即ち教員資格を向上するに共に其の名稱待遇を改め、斯教育の改善發達を期するこゝとした。

實業補習學校規程

文部省令第三十二號(大正九年十二月十七日官報)

- 第一條 實業補習學校ハ小學校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ從事スル者ニ對シ職業ニ關スル知識技能ヲ授クルト共ニ國民生活ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ本旨トス
- 第二條 實業補習學校ノ課程ヲ前期、後期ニ分チ其ノ修業年限ハ前期二年、後期ハ工業又ハ商業ニ關スル學校ニ在リテハ二年、農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ二年乃至三年ヲ標準トス
- 第三條 實業補習學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ前期ニ在リテハ尋常小學校卒業者又ハ之ニ準スヘキ者トシ後期ニ在リテハ前期ノ課程ヲ卒ヘタル者、高等小學校卒業者又ハ之ニ準スヘキ者トス
- 第四條 實業補習學校ノ教授時數ハ一年ニ付工業又ハ商業ニ關スル學校ニ在リテハ前期二百八十時乃至四百二十時、後期二百時乃至四百二十時、農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ前期二百時乃至三百二十時、後期百六十時乃至三百二十時ヲ標準トス
- 第五條 實業補習學校ノ學科目ハ前期ニ在リテハ修身、國語、數學、理科及職業ニ關スル學科目トシ後期ニ在リテハ修身、國語、數學及職業ニ關スル學科目トス但シ前期ノ理科、後期ノ國語又ハ數學ハ之ヲ缺クコトヲ得
- 女子ニ課スヘキ學科目ハ前期ニ在リテハ修身、國語、數學、家事、裁縫及職業ニ關スル學科目トシ後期ニ在リテハ修身、國語、家事、裁縫及職業ニ關スル學科目トス但シ前期ノ家事又ハ

- 裁縫後期ノ國語、家事、裁縫中二學科目以内ハ之ヲ缺クコトヲ得
- 前二項ノ學科目ノ外必要ニ應シ歴史、地理、體操、法制、經濟、簿記、外國語其ノ他ノ學科目ヨリ適宜選擇シテ之ヲ加設スルコトヲ得
- 第六條 一學科目又ハ其ノ一部ヲ他ノ學科目又ハ其ノ一部ニ併セ之ヲ一學科目ト爲スコトヲ得
- 第七條 加設學科目及後期ノ職業ニ關スル學科目中或事項ハ生徒ノ志望ニ依リ之ヲ缺キ又ハ選擇履修セシムルコトヲ得
- 一學科目又ハ數學科目ニ付或學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認めタルモノニ對シテハ當該學年ニ於テ之ヲ課セサルコトヲ得
- 第八條 實業補習學校ニ於テハ適當ナル學科目ニ於テ法制上ノ知識其ノ他國民公民トシテ心得ヘキ事項ヲ授ケ又經濟觀念ノ養成ニカムルヲ要ス
- 職業ニ關スル學科目ニ於テハ前期ニ在リテハ工業、農業、商業又ハ水産等ニ關シ主トシテ基礎的知識技能ヲ授ケ後期ニ在リテハ職業ノ種類ニ應シ適切ナル事項ヲ授クルヲ要ス
- 第九條 實業補習學校ニ於テハ常ニ生徒ノ體育及衛生ニ留意スルヲ要ス
- 第十條 實業補習學校ニ於テハ後期ノ課程ヲ卒ヘ更ニ學習セントスル者ノ爲別ニ適宜ノ課程ヲ設ケ一定ノ期間之ヲ在學セシムルコトヲ得

- 第十一條 實業補習學校ニハ土地ノ情況ニ依リ前期又ハ後期ノ課程ノミヲ置クコトヲ得
- 第十二條 工業、農業、商業、水産以外ノ職業ニ關スル實業補習學校ノ修業年限、教授時數、學科目等ハ前數條ノ規定ニ準シ之ヲ定ムヘシ
- 第十三條 前各條ニ規定スルモノノ外後期ノ課程ヲ卒ヘタル者又ハ相當ノ年齢ニ達シ相當ノ學力若ハ技能ヲ有スル者ニ對シ主トシテ職業ニ關スル専門ノ事項ヲ授クル爲高等ノ實業補習學校ヲ設クルコトヲ得
- 高等ノ實業補習學校ノ修業期間、教授時數、學科目等ハ學科ノ種類、土地ノ情況等ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ
- 高等ノ實業補習學校ノ課程ハ他ノ實業補習學校ノ課程トシテ之ヲ置クコトヲ得
- 第十四條 實業補習學校ニ於テハ短期間特殊ノ事項ヲ授クル爲隨時講習ヲ爲スコトヲ得
- 第十五條 實業補習學校ハ學校、試驗場、講習所等ニ併設スルコトヲ得
- 第十六條 實業補習學校ニハ分教場ヲ設クルコトヲ得
- 第十七條 實業補習學校ニハ學科目、教授時數及學級數ニ應シ相當員數ノ教員ヲ置クヘシ
- 第十八條 實業補習學校ニハ必要ナル諸室、圖書、器具、機械、標本等ヲ備フヘシ
- 第十九條 實業補習學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ
- 一 學校ノ目的

- 二 修業年限ニ關スル事項
- 三 學科目及其ノ程度ニ關スル事項
- 四 教授時數ニ關スル事項
- 五 教授ノ時刻及季節ニ關スル事項
- 六 休業日ニ關スル事項
- 七 入學退學等ニ關スル事項
- 八 授業料等ニ關スル事項
- 第二十條 道府縣立ニアラサル實業補習學校ノ修業年限、學科學科目及其ノ程度並教授時數ニ關スル事項ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 附 則
- 本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 特別ノ事由ニ依リ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノニ付テハ本令施行ノ後三年間ハ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第五章 農村に於ける實業補習學校の施設

第一節 設置

實業補習學校の設置に關しては大正九年十二月文部省より改正規程の公布せられるまでは、小學校に附設されて其の經費の如きも小學校と劃然たる區別もなく、御互に融通し合ふ云ふ有様であつたが、改正規程では其の區別を明にする爲め附設を併設と改められた。而して従來農村に設置してあつた附設の實業補習學校も經費其の他に於て獨立しなくてはならないやうになつた。随つて農村に於ては漸次改正の規程に基き實業補習學校が設立されるやうになり、又従來の實業補習學校も此の規程に合ふやうに変更されつゝあるので、近き將來には全國の實業補習學校のすべてが此の改正規程に依ることとなるのである。故に現在の實業補習學校を一層改善する必要が起きて來る。而して實業補習學校の振興上如何様に改良せねばならないかは、大いに研究すべき重要問題である。吾人の理想とするところは現在の實業補習學校を特設して總て之に必要な設備を施し、獨立の一學校として經營する迄に至らしめなくてはならないと思ふ。併し斯くするには經費を要することも莫大であるし、其

他の事情から農村に於ては新様に今急に設立するに云ふことは到底出来難いことである。されば現在に於てはさうしても他の學校に併設して其の學校の校舍や其の他備品教具類を共用するより外に途が無い。又是が經濟上からも利益である。而して農村に於ては小學校に併設するを常とする。尤も規程に於て獨り小學校に限らず實業學校でも師範學校でも或は教員養成所でも農事試験場でも之を併設することが出来得るやうになつて居るが實際に於ては斯様な種類の學校に併設するのは極めて少い。よし有りし所で實際農村の全生徒を收容するに云ふことは到底覺束ないのである。故に小學校に併設するのが最も多くなる理である。併設した學校に於ては前述の校舍備品類等共用の出来るものは總て利用し、尙ほ其の上に實業補習學校としてどうしても無くしてはならない特別なものは是非とも設備しなくてはならない。次に從來の農村に於ける實業補習學校を見るに、餘りに小區劃的である嫌ひがある。例へば一村に於て小學校は一でありながら實業補習學校は部落的に分れて所謂分教場の形を爲して居るものもある。その中には小學校の分教場を之に充てるものや青年俱樂部のやうな青年の集合所を之に充てたと云ふやうなものもある。是等分教場が青年俱樂部がかに於いて教授することは己むを得ない場合もある。例へば山間地方であるが積雪の多い所であるか、其の他通學するのに頗る困難な事情のある所では、不十分ながらも分教場的のやり方をするより外に仕方がないのである。併し分教場は教授に於て其の

効果を著しく減退するばかりでなく其の他總ての點に於て不便が多い。されば分教場はなるべく廢止して小學校學區に合併しなくてはならない。勿論通學の距離其の他に於ては多少の不便は免かれぬが、生徒が其の不便に打勝つやうにして教育の効果を大ならしめることが肝要である。然らば一村に於て幾つの學校を設置するのが最も適當であるか、大體に於ては一村に一校か若くは小學校と同數が最も適當である。併しそれではさうしても教授が出来ないと云ふやうな特別の所では分教場を置くことは己むを得ないのである。尙ほ一つは巡回學校の制度である。此の種の學校は矢張り不完全ではあるが兎も角部落的に集めるに云ふ點に於ては都合がよい、教師は時期を定めて巡回的に教授して歩くものである。生徒の通學に便利であると其の土地特別の教授をなすことが出来る長所もあるが實業補習學校の教育の目的たる公民教育上甚だ不都合であるといふ短所がある。之を要するに農村に於ける實業補習學校の設置は、一村に於て一校若くは小學校と同數の設置を本體と爲し己むを得ない場合に分教場或は巡回學校を設置するのが宜いであらう。

〇 第二節 組織及修業年限

農村に於ける實業補習學校の組織を決定するには、種々の方面を研究しなくてはならない。即ち其農村の主なる生産は何であるか、又該農村に於ては何を主體として學校を經營しなく

てはならないか、換言すれば其の農村では何が生命であるか、何が主なる生産業であるか、云ふことに立脚せねばならない。例へば穀菽栽培を主とする農村、蔬菜栽培を主とする農村、林業を主とする農村、養蠶を主とする農村等それ〴〵産業状態が異なるのであるから、之に應じて組織を異にしないでならない。又農村に於ける経済状態は何れの農村も同一といふことが出来ない。中には富裕な農村もあれば又貧弱な所もある是等の點も考へなくてはならない。併しそれ等の事を基礎とする上に於て最も肝要なことは、生徒が出席するのに自己の職業の餘暇を以て容易に學校に通ふことが出来ること云ふことにしなければならぬのである。即ち自己の本業に支障なく通學することの出来るやう組織することを考へなければならぬ。而して現行はれて居る學校組織の多くは大體次のやうである。

一 通年制季節制

教授の季節は通年制と季節制との二つに分けて見ることが出来る。通年制の中で主なるものは尋常小學校卒業者又は高等小學校卒業者に對して、通常一、二箇年毎日教授するのである。併し終りの高學年には通年制でも農繁期休業を長くしたり、毎日ではなくして隔日とか或は二日置きとか云ふ風に學校へ出席して、一箇年を通じて教授するものもある。是等の中には季節制の延長を見て差支ないやうな形をしたものもある。通年制の實業補習學校を經營

するのには専用の教室を設けなくてはならない。次に季節制の實業補習學校は或る期間に於て教授するやうに組織せるもので、生徒が本業を営みながらその餘暇通學するのである。現今殆どすべての實業補習學校は此の組織に依つて居るのである。同じく季節制の中でも教授の時期や時刻等に依つて種々に組織される。

實業補習學校の組織の上に於て今一つ考を要することは生徒の能力及職業的技能的程度である。即ち尋常小學校又は高等小學校を卒業した者を一定の期間教育するのみでは、尙ほ農村に於ける實業補習學校の任務は終るものではない。その後の教育及實業學校や其の他中等學校を卒業した者を教養することに肝要である。今回の改正規程に於て後期の課程を終へた者に、別に適當な方法で一定の期間在學せしめることが出来ること云ふのは即ち是である。斯様な生徒には前者の組織と異つて主に専門的の事項を授けるのが主體である。隨つて教授の期間とか或は時刻とか云ふやうなものも前者と異つた組織に依らなければならぬ。斯様に農村に於ては一定期間教育をする實業補習學校と、更に其の上に高等なる教育を施すものと二つに分けて見ることが出来る。前者は一般の生徒を一樣に向上せしめるのが主眼であるが後者は主として農村に於ける中堅人物を造ることに注意しなくてはならない。要するに農村に於ける實業補習學校は此の二つの組織を採つて職業教育並公民教育の完成を期せなければならぬのである。

二 修業年限

農村に於ける實業補習學校は其の修業年限を前期二年、後期三年と規程に示されて居る。要するに修業年限は餘りに長きに失しないのが宜い。從來世間に行はれて居る壯丁に達する年齢を以て卒業期と定め、尋常小學校卒業者は八年、高等小學校卒業者でも尙ほ六年を以て修業年限として居るのが多かつた。斯様に人生の満二十歳を以て卒業期と定め、無理に在學せしめるのは何等意味の無いことである。縱し此の二十歳を以て人生の完成期と見ても壯丁検査の時期が何も卒業を劃するのではない。尙ほ一つは同一學校に何等區切り無く、いつまでも留め置くこと云ふことは生徒をしてダレしめる弊がある。又半面からそれまで學校に置かなければ社會に立つて役立つ人間を造ることが出来ないこと云ふのも臍甲斐ない話である。要するに改正規程が修業年限を短縮した所以は、短い期間に濃厚なる教育を施して、時間の徒費を避け教育の能率を増進せんとしたので、更に考へなければならぬのは卒業後に於ける修養である。生徒は卒業したといふても修養が足りたりといふことは出来ない、されば卒業後も永く自學的研究所の態度を持たしめることが肝要である。そこで組織の項に於ても論じたことであるが、それが修業年限にも相關聯することであつて、三年乃至五年の一定期間を終へてから、更に研究科と云ふか又は専修科と云ふ名稱の下に、自己の職業に關する更に深き

研究を爲さしめるやうにしなければならぬ。尙ほ一言したいのは、後期の修業年限を二年乃至三年と示されて居るが、吾人は少くとも農村の實業補習學校は是非三年を以て卒業することを主張するものである。

三 教授時刻

現在の實業補習學校に於ける教授時刻は種々雑多である。要するに學校の組織が土地の狀況に依つて異なるから、時刻も其の地方の狀況に依つて適當な方法を探つて居からである。通年制に依るも季節制によるも其の教授の時刻は晝間よりも夜間の學校が多い。一ヶ年を通じて晝間教授するのは少數のものに限られて居つて一般は夜間である。教授の効果から言へば晝間に越したことは無い。外國の例に依つても通常午前八時から午後六時までの間に教授して、其の他の時刻に教授しないのを本則として居る。然るに我が國はそれと反對で、晝間に行ふのは寧ろ少く、外國に於ては禁ぜられた夜間に教授することが大部分であるのは、斯教育の發達が如何に幼稚であるか押しはかられるのである。

教授時刻を晝間にすれば教授の効果が大きいのは勿論であるが、實際に於いては不便の點が無いでもない、即ち一定の職業を持つて居る生徒が職業に費す時間をさいて學校へ通學すると云ふことは餘裕ある者に限られることである。随つて何れの地方に於ては此の時刻

に就學するこゝは頗る困難である。又此の事項が何處に於ても容易に行はれるとすれば、實業補習教育の最も難點とする所は取去られ、斯教育の發達は期し得られることと思ふ。季節制の實業補習學校に於ては其の教授時刻が多く夜間で稀には其の他の時刻が利用されて居る。之れ農閑期を利用する爲めで、生徒の出席の便宜上斯る時刻を充てる譯であるが、此の時刻に教授するのは其の効果は晝間に於て行ふものよりも遙に劣るのを免れない。

1 夜間教授

教授時刻を夜間に於てするのに通年制と季節制との區別がある。農村の實業補習學校に於ては夜間に教授を一ヶ年通してやると云ふことは唯理論の上だけで實際は不可能である。随つて此の教授は季節制でなくては行はれない。而して此の季節を何時にするかといふに勿論農閑期を利用するものであつて、現今多數の實業補習學校は此の時期に於て教授して居る。農閑期云へば大抵冬期である故に早きも十月、遅きは翌年一月から三月に至る間で、この期間に於いて教授するのが普通である。此の時期に於て教授を行ふことは農閑期利用云ふ所から云へば甚だ結構であり、又夜間であるから生徒の職業に差支ないと云ふ點から言ふても便利のである。併しながら此の教授時刻に於て難點とする所は

- 一 生徒は終日勞働の爲に疲勞して、其の疲れた身體を提けて夜間學校に来るのであるか

ら、講義を聞きながらも情氣を生じて實際に修得されるこゝは割合に僅少である。

- 一 夜間に於ては障礙が起り易い云ふ缺點がある。殊に冬期寒氣の激しい時期であるので降雲や風雨等の天然障礙に時々出會する。爲に生徒が出席するのに頗る困難を感じる。
- 一 訓練上に於て風紀を素し易い、夜間生徒が學校に通學する途上に於て色々な誘惑などに迷はされ易かつたり、青年の元氣に應じて血氣に早り易い云ふこゝが有りがちである。
- 一 夜間を利用するには一年の中で冬期より外に適當なる時期が無い随つて僅の期間しか教授することが出来ないのである。

2 早朝教授

此の教授は通年制をなすことも亦季節制をなすこゝも出来るが、併し通年制即一箇年を通じて教授する云ふことは頗る困難である。要するに此の教授は早朝一時間乃至二時間教授するのであつて、身體的疲勞も恢復されて心身が壯快な時期であるから、教授の効果は大である。故に此の時期に教授するのは夜間教授に於けるやうに必ずしも全然農閑期でなくても實施することが出来る。此の教授の長所は生徒をして早起きを奨励したり、元氣を鼓舞すると云ふ點に於て甚だ便利であるので是までやつて居つた夜間教授も進々と早朝教授に變更されつゝある所がある。併し此の教授に於て難點とする所は早朝の事であるから、寒氣の

激烈である冬期に於て行ふは健康を害し易く、又早朝の快い時期は夜が短いので睡眠不足を來たし易い。殊に前夜已むを得ないことなどがあつて夜更かしをしたと云ふやうな時には早起きに困難を生ずる。又教師の勞力をも考へなければならぬ。

3 晝間教授

此の教授は全然通年制に行ふことが出来るし、又季節制に行ふことも出来る。併し通年此の教授を行ふには特別な設備、専任教師、その他費用を要することが多いからして、普通の學校のやうに毎日登校させて教授するに云ふことは困難である。又生徒の方から言ふても自己の職業に支障を來たし、經濟上に不利を招く嫌がある。生徒の本業に差支ない範圍に於て行ふには或る時期を限つて短期間行ふか、又は一ヶ月に幾日か定めて行ふのが宜い。此の短期間でも半日制又は全日制がある。夫は其の土地の事情に依り、或は教授事項に依つて適當なる方法を探らねばならない。併し此の教授は短期間に行ふのでもその期間ミツシリやるのであるからして、其の効果は決して少くない。此の教授に適當するものは職業學科のやうなもので、或る事項に付て連續して教授するのにも適當して居る。之は改正規程に於ける講習名づくべきものである。而して之は一年間一回に限られるものではなく、時々行ふても差支ないのであるから幾回も行ふのがよい。此の教授の長所は以上のやうであるが、又一面には

不備な點もある。

- 一 期間が餘り短い爲め實業補習學校の何れの程度の學年にも實施することは困難である。殊に前期にあつては一日温めて十日冷すの嫌ひを生ずる。
- 一 學科教授上には便利であるが、訓練上には不便が多い。
- 一 教師を得にくい、職業學科だけならば農事試験場か、或は郡村なきの技術員に依ることが出來ても、今日の所では他の學校の授業を擔任して居る教員では繰合せると云ふことが頗る困難である。
- 一 特別の教室が無いと行ひ難い、小學校に併設されたやうな場合であるが、小學校の児童が居る間は教授することが出來ないと云ふ缺點である。
- 一 此の教授は後期以上には適當するも前期の生徒には不適當である。

4 宿泊教授

此の教授は通學の不便な所に於て行ふには便利な方法である。或る期間學校に宿泊させて教授するのであるから、早朝教授を行ふことが出来るし、又夜間教授を爲すことも出来る。併し單に早朝教授だけを行ふのなら、強いて宿泊させなくても出來得るのであるから、宿泊を便利にする所は授業を終へてから夜遅く歸宅しないでも宜いといふのにある。此の教授に

類したこゝは地方に依つては歴史を持つて居る所もある。青年會などと言はない前身時代に若い衆が或る宿泊所に集合して寝泊りをした、それは多く娛樂場であつたのが、其處が段々讀書したり研究したりする修養所に充てられるやうになつて、更に進んで青年會の宿泊所となり、青年會の夜學校となり、更に補習學校と變化したのである。斯様な所には其の初めに於ては別に監督者云ふものも無く、又指導者も無かつた、全く彼等の自治に依つて成つて居たのである。今日其の歴史を明かに遺して居るのは神奈川県吉濱村である。吉濱村に於ては今日青年が毎夜宿泊所に集合して一定の期間補習教育を受けて居る。其の成立は遠き昔のこゝである。随つて其の歴史も明かでないが察する所當村は海岸であつて不時の災の時に青年が一時に出て行くことが出来るやうにしたのが其の起りであるらしい、即ち海などが荒れて難破船でもあつた時に一時に青年が出て行つて救ふ云ふやうなこゝが今日此の宿泊を爲さしめた原因であるらしい。併し斯様な天災は年々あるものではない、何年かに起るものであるが、それが傳統的に今日まで繼續されて、其の青年が所謂青年會を形作り、更に進んで補習學校の生徒になつて自治的の宿泊所となり、是處に於いて監督者や指導者の必要を生じて之等を設け今日では立派な修養所になつたのである。斯様に宿泊することは同じやうな青年を集めてやるのであるからして、之を指導するにも便利な點が少くない。例へば早起會などを催すにしても各個人の一の家々で起る云ふことは頗る困難であるが、大勢一

緒に居る、大勢の勢を以て跳起る云ふことも出来易く、修養上には頗る便利である、此の教授の難點とする所は

- 一 設備を要するこゝである。何十人云ふ生徒を悉く一箇所に集合させて、而も宿泊せしめるのであるから、それだけ設備を必要とする。
- 一 監督指導其の宜しきを得ない、却つて弊害を來たす患がある。

5 休日利用の教授

國家の大祭日、祝日は國民の公休日であるから、是は別として、農村には農村として舊來の風習上から毎月一日とか十五日とか、又は何々か一年間には、分の休日があるものである。此の休日を利用すると云ふこゝは青年指導の上にも最も重要なこゝである。從來は其指導をしなかつた爲に惡風に染ると云ふことも斯う云ふ時にその機會を與へたのである。而して此の休日の利用に付て考へなくてはならないのは、唯休日であるから、言つて普通學校の如くに授業すると云ふことはあまり適當ではないと思ふ。何となれば斯様な休日は生徒に取つては唯一の慰安日である。其の慰安日に固苦しい勉強のみを續けさせる、却つて嫌氣を多くするばかりで効果が無い、因つて斯様な日には教授と娛樂とを調和させる云ふことが最も肝要である。即ち一面にては精神修養を圖り、他方には體育の奨励に充てることが適

當であらうと思ふ。即ち教訓的講談のやうなものも宜いであらう、生徒自身が集つて組織した談話會や討論會のやうなものも宜いであらう、お互の相談會のやうなものも宜いであらう、又擊劍角力砲丸投徒歩等の競技や遠足見學等も宜いであらう。とにかく斯様に休日を利用して心身の修養に資し小人閑居して不善を爲すの機會を與へないことが肝要である。

以上教授時刻の種々の場合について論じて来た。その内晝間教授は其の理想とする處であつて、他は何れも一長一短あつて、その時刻に依るを可きするかは容易に斷定することは出来ない。

四 教授季節と教授時刻

教授季節と其の時刻に付いては、生徒をして我は實業補習學校の生徒であるといふことを常に念頭に持たしめるやうにする爲に教授季節及教授時刻を適當に按配して、出来るだけ學校に近付かしのめる方法を考へなくてはならない。されば吾人は通年教授も行ひ又季節教授も行ふやうし、而して其の時刻は晝間、早朝、夜間等何れでも便宜の時を選ぶやうにするのが最も可き信ずる。但し此の通年教授も毎日學校へ生徒が来るのではなくて、一年間を通じて一週間に一回か或は十日に一回か云ふ風に、何日目かに生徒は必ず學校へ来る云ふ風に、一箇年を通じて行ひ、更に農閑期を利用して夜間なり晝間なり早朝なり適當な時刻を選んで

教授するのである。而してその教授は必ずしも學科に限つたことではなく、實習でも見學でも又講演でも夫々適當な方法を考へて行ふがよい。而して農繁期に於ては成るべく學校へ来ることを少くし、専ら家庭に於て學んだことを實際に行ふやう仕向なくてはならない。斯様にすれば生徒が長き間學校へ来ないと云ふやうなこともないのであるから、學校を親み易くもなるし、又教授を受けたことは常に反覆されて其の効果を大ならしめることも出来るのである。此の教授の仕方は理論から言ふても、又實際から言ふても、其の効果が大なるものである。

第三節 編制

學級を編制するのに考慮しなくてはならないのは、生徒數、生徒の學力及能力、教師、教室、其他の設備などの關係である。入學資格に依つて前期と後期とは改正規程に基いて分つても之を更に其の各々を如何に編制するかが問題である。大體に於て科目制と學年制とに分けて見ることが出来る。科目制は特に生徒の希望する學科を専修するのに便利であるが、實業補習學校に於ては前期のやうに比較的年少な者には全然不適當である。後期に於ても科目制に依つてある學科のみを授けることは當を得たものでないことは實業補習學校の目的から見て明である。然しながら研究科又は専修科の生徒に對しては科目制に依るを却て利す

る。されば前期及後期に於て採用すべき編制法は學年制である。此の編制は教授訓練の上から見ても、又學校統一の上から見ても最も良い編制法である。今學年編制を採用した場合に於て生徒數や教師等の關係を考へなくてはならない。即ち生徒數が各學年毎に一學級を編制するこゝが出来る場合には單式編制により、各學年の生徒數が一學級を編制するのに不足の場合には他の學年を併合して複式編制を採らなければならぬ。單式學級の編制は各種の學校に於て教授訓練上便利であるが、實業補習學校に於ては特に其の編制法を可とするのである。然しながら農村に於ける實業補習學校の多くは複式學級編制に依らなければならぬ。尙一つ編制上に考慮すべきこゝは、生徒の將來である。現在農村にあつて家業に従事してゐるとしても、長男と次男以下とは其の將來を異にするものである。父祖傳來の職業を繼いで農業を営む者と次男以下のやうに必ずしも家業を繼がないで將來他の職業に従事することある者は其の取扱ひを考慮しなければならぬ。斯様に學級編制の上には考慮すべき事が餘多あるのであるが、それ等を全然生徒の都合宜いやうに云ふ編制法は出來難いのである。

第四節 學 科 目

實業補習學校の學科目は規程に示されて居ることであるが、吾人が茲に論ぜんとするのは、規程に基き更に之を地方化して選擇することである。規程に依れば必須學科目は前期に於ては修身國語數學理科及職業に關する學科目で、後期に於ては修身國語數學及職業に關する學科目である。其の他學校に依つては地理、歴史、體操、法制、經濟等を加設するこゝが出来得るやうになつて居るが、是等は實業補習學校の教授時數も關係のあるこゝで、何れの學校にも此の學科目を全部加へると云ふこゝは不可能である。されば短き期間に於て而も僅の時間に其の効果を最も大ならしめるには、成るべく學科目を少くして其の選定された學科目に付て奥深く徹底的にやるこゝ云ふ風にしなくてはならない、それには勢ひ學科目の選定と云ふこゝが生じて來るのである。要するに實業補習教育の終局は職業教育と公民教育との二大眼目を貫徹することが主眼であるから、之に適ふやうに學科目を選定するこゝ云ふこゝが重要である。世に動もすれば前期に於ける理科を規程の上に於て省くことを得るとのこゝがある爲に、此の理科を重要なものでないこゝ考へる人があるが、是は大なる誤解である。前期に於ける理科は農業も同じこゝで、後期に進んで職業學科を修める基礎をなすものであるから、之を修めなくては後期の職業の學科を理解することが出來ないと言つても宜い位なものである。故に前期に於ては理科は省くこゝの出來ない學科である。

第五節 教授時數及時間配當

實業補習學校に於いては生徒の本業に支障ない限り成るべく多くの教授時數を得るに云ふことが肝要である。換言すれば生徒が本體となつて教授時數が定まるのである。されば地方に依つて一様に論ずることは出来ない。即ち地方の事情、其の村の特色などを考へて規定しなくてはならない。併し成るべく多數の時間を得て教授することは肝要である。然るに現在の農村に於ける實業補習學校の多くは、一ヶ年の教授時數は極めて僅少である。而して改正規程に於ては其の標準を前期に於ては二百時乃至三百二十時、後期に於ては百六十時乃至二百二十時と示されて居る。之れ修業年限を短縮しても一ヶ年間の教授時數を増加し以て濃厚なる教育を施してその効果を擧げさせやうとした所以である。然しながら此の標準は尙且他種の學校に比較すると其の何分の一にしか過ぎない教授時數であるから一ヶ年間の教授時數を標準時數よりも尙ほ多くすることを希望するのである。

次に一日の教授時數に付ては教授の時期や教授の方法などに依つて一定することは出来ないが、晝間の全日若くは半日制の教授以外では一日中に餘り長い教授時間は得られないのである。大體に於て夜間早朝などに於ては二時間を以て標準とする。強いて長くした所で生徒學修の能率を下すばかりで其の効果は極めて薄く其の短い時間に於て教授するには

其の時間を最も有効に使ふと云ふことが何より肝要である。一般に夜間教授は一夜の教授時數を長くしても効果が少いもので、よし時數は短ても寧ろ早朝教授の方が優るのである。併し土地の事情に依つて唯効果のみから選定することは出来ないからして、其の土地の事情に応じて一ヶ年の教授時數を成るべく多く得るとともに努めなくてはならない。

大正十一年三月文部省に於て示された學科目豫定時數の標準は次のやうである。

一 男子農業補習學校

本課程は毎週の教授時數を十時とし、一箇年の教授期間を第一表に在りては前期二十週後期十六週、第二表に在りては前期二十六週後期二十四週、第三表に在りては前後期共各二十二週として作製したものである。

第一表

前 期			後 期		
學科目	教 程	計	學科目	教 程	計
修身	道德の要旨	二〇	修身	公民心得	三三
國語	普通文の講讀、 作文の習字	二〇	國語	普通文の講演、 作文	三三
一學年		二〇	一學年		三三
二學年		二〇	二學年		三三
計		四〇	計		六六

第二表

農理 數 業科 學 計	農理 算 業科 術 計	農理 算 業科 術 計	農理 算 業科 術 計
意要算算	意要算算	意要算算	意要算算
一〇〇 四〇 六〇	一〇〇 四〇 六〇	一〇〇 四〇 六〇	一〇〇 四〇 六〇
二〇〇 八〇 三〇	二〇〇 八〇 三〇	二〇〇 八〇 三〇	二〇〇 八〇 三〇
一六〇 七五 二四	一六〇 七五 二四	一六〇 七五 二四	一六〇 七五 二四
四〇〇 三六 七	四〇〇 三六 七	四〇〇 三六 七	四〇〇 三六 七

第三表

農理 數 國 修 業科 學 語 身 計	農理 算 普 道 業科 術 文 德 計	農理 算 普 道 業科 術 文 德 計	農理 算 普 道 業科 術 文 德 計
意要算算	意要算算	意要算算	意要算算
二〇〇 五〇 六〇	二〇〇 五〇 六〇	二〇〇 五〇 六〇	二〇〇 五〇 六〇
二六〇 五〇 二六	二六〇 五〇 二六	二六〇 五〇 二六	二六〇 五〇 二六
五〇〇 一〇〇 二〇	五〇〇 一〇〇 二〇	五〇〇 一〇〇 二〇	五〇〇 一〇〇 二〇
二二〇 二〇 二〇	二二〇 二〇 二〇	二二〇 二〇 二〇	二二〇 二〇 二〇
二四〇 二〇 二〇	二四〇 二〇 二〇	二四〇 二〇 二〇	二四〇 二〇 二〇
七〇〇 三〇 一〇	七〇〇 三〇 一〇	七〇〇 三〇 一〇	七〇〇 三〇 一〇

實業補習學校に於いては生徒は毎日連続して出席するに云ふことは餘程困難な事情があるもので地方に依つては全然不可能な所さへもある。されば教師は常に生徒が毎日連続して出席しない例へば夜間教授を爲すにしても毎晩連続して出席しないで其の間に缺席するこゝがあつても、一夜出席すればするだけの利益があり、又連続して出席しなくて前夜の話を聴かなくても解するこゝが出来ると云ふやうにするのが肝要である。其の教授の方法に付ては教授論に於て述べて居るから唯其の時間の配當を適當にするこゝについて述べる。今假に一日若くは一夜の教授時間を二時間とすれば其の二時間を一單元として一つの纏つた事項を授けるに云ふこゝにしないで二時間も続けるに生徒をして倦ましめる

農理 數 國 修 業科 學 語 身 計	農理 算 普 道 業科 術 文 德 計	農理 算 普 道 業科 術 文 德 計	農理 算 普 道 業科 術 文 德 計
意要算算	意要算算	意要算算	意要算算
三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇
三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇
三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇
三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇
三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇
三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇
三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇	三〇〇 六〇 三〇

云ふ論もあるが、それは教師たる者の教授の如何に依るものであつて、決して左様な憂ひは無い。例へば作文の如きものでも一時間で文章を綴り書上げる云ふことは頗る困難である。一時間で文章を綴つたならば、其の纏つた一文を更に清書して完全なものに仕上げる云ふのが肝要である。それには文章を綴る一時間、之を纏めて清書する一時間、語り二時間續けてやつて初めて一つの完全なものになるのである。斯様に取扱へば決して生徒が倦怠する云、或は纏りが付かない云ふことは殆どない。器つて一科目に付て二時間づつを一つの纏りとしてやるのが最も良い配當法である。若し一時間を以て單限すれば、それは唯變化を望む云ふに過ぎないで、纏つた知識を生徒に與へることは出来ない。

體操科の如きものは二時間續けてやると云ふことは無論不可である。此の學科は通年生で而も全日教授を行へる場合には一時間單元で配當することが出来るが、一日若くは一夜に二時間づらるの教授時數の所では其の間の僅の時間を利用して之を行ひ、體操の爲に體操をやる云ふやうな弊に陥らないやうにしないでなければならない。

第六節 入學及卒業

一 入學の時期

學年始は普通授業の開始期に於てする故に、四月に開始する所では四月を入學期とし、十二

月になつて開始する所では其の期を入學期とする云ふやうに、今日の所では一定して居ない。要するに學年始の時期の相違から生徒の入學期に相違を來たすのであるが、吾人は四月を以て入學期とするのを最も宜い主張する。即ち生徒が小學校を卒業して社會に出て職業に従事すると、其の間學校生活を遠ざかる爲めに再び學校へ入る云ふことは餘程困難なことである。又學習の機會を斷つと云ふことは將來の修學の上に故障を來たすものである。加之生徒の氣分から言つても此の時期に斯様な大きな溝を附ける云ふことは宜しくない。そこで四月を以て入學期とするを適當と信ずる。

二 入學資格及卒業

入學資格は其の學校の學則に依つて決定すべきものであるが、要するに前期は尋常小學校卒業後、後期は高等小學校卒業者を標準とする。尙ほ其の外高等小學校中途退學者は學力に應じて適當な學年に編入するのは勿論である。斯様な取扱は規程に於ても既に示されてあることである。生徒が實業補習學校に入學するには即ち小學教育を終つて更に他の學校に入る云ふ所謂心機一轉期であるから適當に考へなければならぬ。

修業年限が定まれば卒業期は自然と定まるものであるが、前期二箇年を修めた者には修業證書を與へ、後期を終了した者に卒業證書を授與する。而して毎學年に於て修業證書を與へ